

岡山市業務継続計画

(震災対策編)

令和5年9月 一部改正

岡 山 市

目 次

| | |
|-------------------------|-----|
| 第1章 総論 | 1 |
| 1. 1 業務継続計画策定の背景 | 1 |
| 1. 2 計画の目的 | 2 |
| 1. 3 計画の位置付けと地域防災計画との関係 | 3 |
| 1. 4 計画の適用範囲 | 4 |
| 第2章 前提とする災害と被害想定 | 6 |
| 2. 1 対象災害の選定と被害想定 | 6 |
| 2. 2 岡山市の被災シナリオ | 11 |
| 第3章 業務継続目標の設定 | 19 |
| 第4章 業務継続における執行体制 | 20 |
| 4. 1 災害対策本部の体制 | 20 |
| 4. 2 職員の参集想定 | 25 |
| 第5章 非常時優先業務の整理 | 32 |
| 5. 1 非常時優先業務の定義と選定方法 | 32 |
| 5. 2 非常時優先業務の整理結果 | 33 |
| 第6章 業務継続における現状の課題と対策 | 38 |
| 6. 1 人的資源に関する課題と対策 | 38 |
| 6. 2 物的資源に関する課題と対策 | 93 |
| 第7章 業務継続のための対策計画 | 99 |
| 第8章 業務継続マネジメント体制の確立 | 108 |
| 8. 1 職員の教育・訓練計画 | 108 |
| 8. 2 業務継続マネジメント体制 | 110 |
| 8. 3 業務継続計画の改善・更新 | 111 |

第1章 総論

1. 1 業務継続計画策定の背景

業務継続計画（BCP）は、国の内閣府（防災担当）において、「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版（平成22年4月）」を策定・公表するなど、地方自治体の計画策定に向けた取り組みを支援している。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、これまでにない広域的かつ複合型災害により、広範囲に甚大な被害をもたらした。自治体等行政機関においても、行政自身が大きな被害を受け、行政機能の停止あるいは低下により、被災後の住民生活の維持や復旧・復興の推進に大きな影響をもたらした。この東日本大震災の経験・教訓を踏まえ、自治体の行政機能を災害後も維持・継続するために、業務継続計画の重要性に対する認識が全国的に高まっており、現在、全国で業務継続計画の策定が進められている状況である。

本市においては、災害対策基本法第42条に基づき、市民の生命、身体及び財産の安全確保を目的に、市の防災に関する基本施策を定める「岡山市地域防災計画」を策定し、東日本大震災をはじめとする近年の災害を教訓として、継続的な修正を行ってきた。

一方で、市は、基礎自治体として市民生活に密着した行政サービスを提供する必要があるため、災害が発生した場合でも、市民生活に重大な影響を及ぼす業務は、継続実施あるいは早期再開することが求められている。このため、行政機能の継続性確保は、喫緊の重要な課題となっている。

このような背景を踏まえ、大規模災害発生時においても、本市が行政組織としての責務を果たすために必要不可欠な優先業務をあらかじめ抽出し、本市の行政機能が災害により低下した場合であっても、優先業務を継続し、また早期に再開させることを目的として、「岡山市業務継続計画」（以下「本計画」という）を策定するものである。

1. 2 計画の目的

今後発生が予想される南海トラフの地震等、大規模災害発生時には、市職員及び庁舎等の拠点施設・設備、ライフラインにも被害が及び、市役所機能の低下が余儀なくされる状況が想定される。そのような状況においても、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民への影響を最小限にとどめることが求められる。本計画は、岡山市がその責務を果たすために必要となる業務を継続あるいは早期に再開・完了するため、現状における課題を明確にし、その対策を立案して、岡山市業務継続計画（BCP）としてとりまとめるものである。

以下に業務継続計画を策定・実践することによる効果イメージを示す。

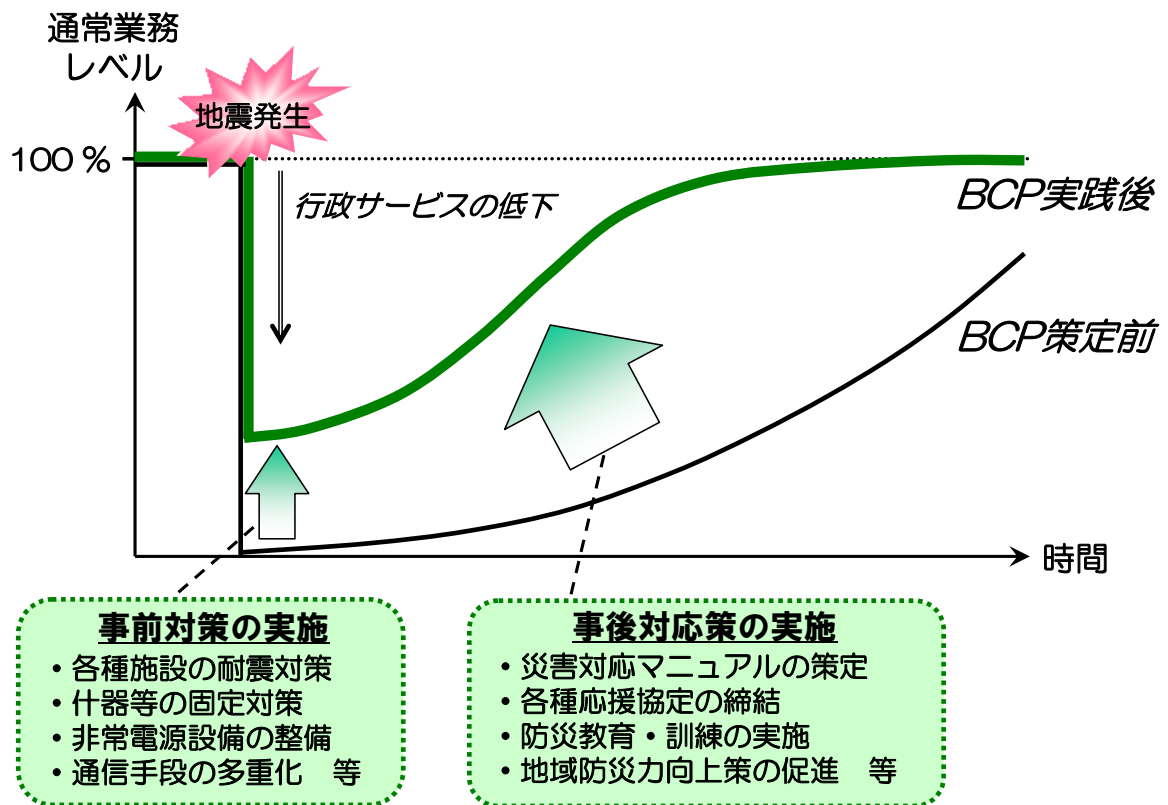


図1.2.1 業務継続計画の実践による効果イメージ

1. 3 計画の位置付けと地域防災計画との関係

「岡山市地域防災計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、災害予防対策から災害応急対策及び災害復旧・復興対策について、本市及び関係機関が処理すべき事項を示した防災活動の総合的かつ基本的な計画である。

一方、「業務継続計画」は、市庁舎や市職員などの行政自身の被災も前提とした本市独自の計画で、災害対応業務及び継続が必要な通常業務を特定するとともに、業務実施の目標時間を具体的に定め、限られた資源を前提として、目標時間を達するために、事前より取り組むべき対策計画であり、地域防災計画を定量的根拠に基づき補完するものとなる。

表1.3.1 地域防災計画と業務継続計画の比較

| 項目 | 地域防災計画 | 業務継続計画 |
|----------|--|--|
| 計画の趣旨 | 発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための、総合的かつ基本的な事項を定める計画 | 発災時の限られた資源（人・もの等）を基に、非常時優先業務を目標とする時間までに実施できるようにするための計画 |
| 対象とする災害 | 災害全般（地震・津波、風水害、大規模火災、その他の大規模災害） | 災害全般から特に影響の大きな重大災害を特定 |
| 行政の被災 | 行政の被災は、特に想定する必要はない | 職員、庁舎、設備、情報システム、電力、通信等の必要資源の被災、災害後の状況を評価し、利用できる限られた資源を前提に計画を策定 |
| 対象業務期間 | 予防・応急対策・復旧・復興 | 発災から1か月間程度 |
| 対象業務 | 災害対策に係る業務（予防業務、応急業務、復旧・復興業務）を対象とする | 非常時優先業務を対象とする（災害対応業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる） |
| 対応業務の優先度 | すべきこと（所掌業務）が記載され特に優先度は設定せず | 利用できる資源が限られ、目標に対する時間制約があることから、業務に優先度（業務開始・再開・完了目標）を設定 |

1. 4 計画の適用範囲

本計画が対象とする範囲は次のとおりである。

(1) 対象事象

本計画で対象とする事象は、「岡山市地域防災計画（平成27年3月修正）」に基づき、「岡山市地震・津波等被害想定結果（平成25年11月）」を参考として、本市域への影響が最も大きいと考えられる「南海トラフ巨大地震」とする。

(2) 対象時期

本計画で検討する事後対応の対象時期（範囲）は、地震発生から概ね1か月以内とする。

(3) 対象業務・対策

対象とする業務は、災害対応業務と優先すべき通常業務とする。また、検討の対象とする対策は、業務継続の実現に向けた課題に対する対策とする。

対象とする業務及び対策と地域防災計画との関係を、下図に示す。

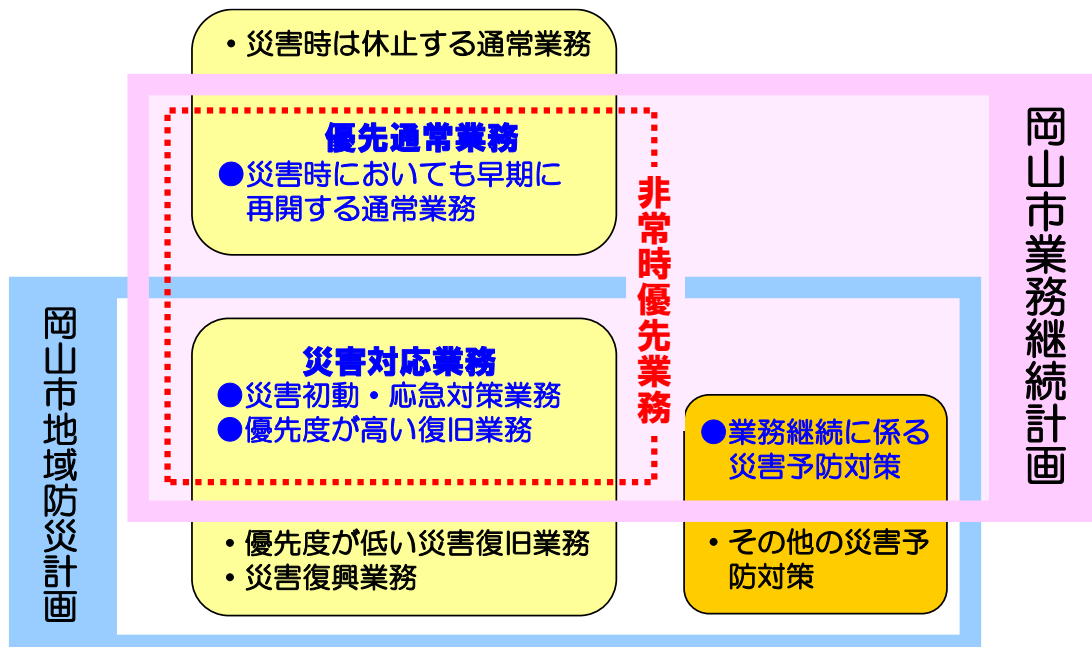


図1.4.1 対象とする業務・対策と地域防災計画との関係

(4) 対象組織

本市の災害対策本部組織の内、消防部を除く、20災害対策部を対象とする。消防部については、災害時の指揮命令系統や人員運用等において独立性が高く、業務内容の専任性も高いことを踏まえ、対象外とする。

第2章 前提とする災害と被害想定

2.1 対象災害の選定と被害想定

本計画で対象とする災害は、次に示す理由から、「岡山市地域防災計画（平成27年3月修正）」に基づき、「南海トラフ巨大地震」と定める。

- 岡山市地域防災計画との整合を図る。
- 岡山市は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。
- 国を始め、岡山県、岡山市が連携して、今後着実に対策に取り組んでいくべき地震（災害）である。

また、計画の前提とする南海トラフ巨大地震の想定ケースについては、地震動震源域について岡山市が採用している陸側ケースとし、発災時刻は、岡山市の想定シーンより、「冬の休日18時」とする。設定の主な理由を以下に示す。

- 岡山市の被害想定結果より、建物被害（全壊）が最も多いケースとなっており、非常時優先業務の業務量も多くなることが想定される。
- 火気を使用する時間帯であることから火災による死者数も最も多いケースであり、また、断水人口、初期の避難生活者数等、生活支障に関する被害も最大となる項目が多い。
- 時間外発災であるため、職員は基本的に自宅にいるものとし、非常参集を必要とする。

次ページ以降に、岡山市の被害想定結果より抜粋して、震度階分布、液状化危険度分布、津波浸水予測図、主な被害数量の図表を示す。

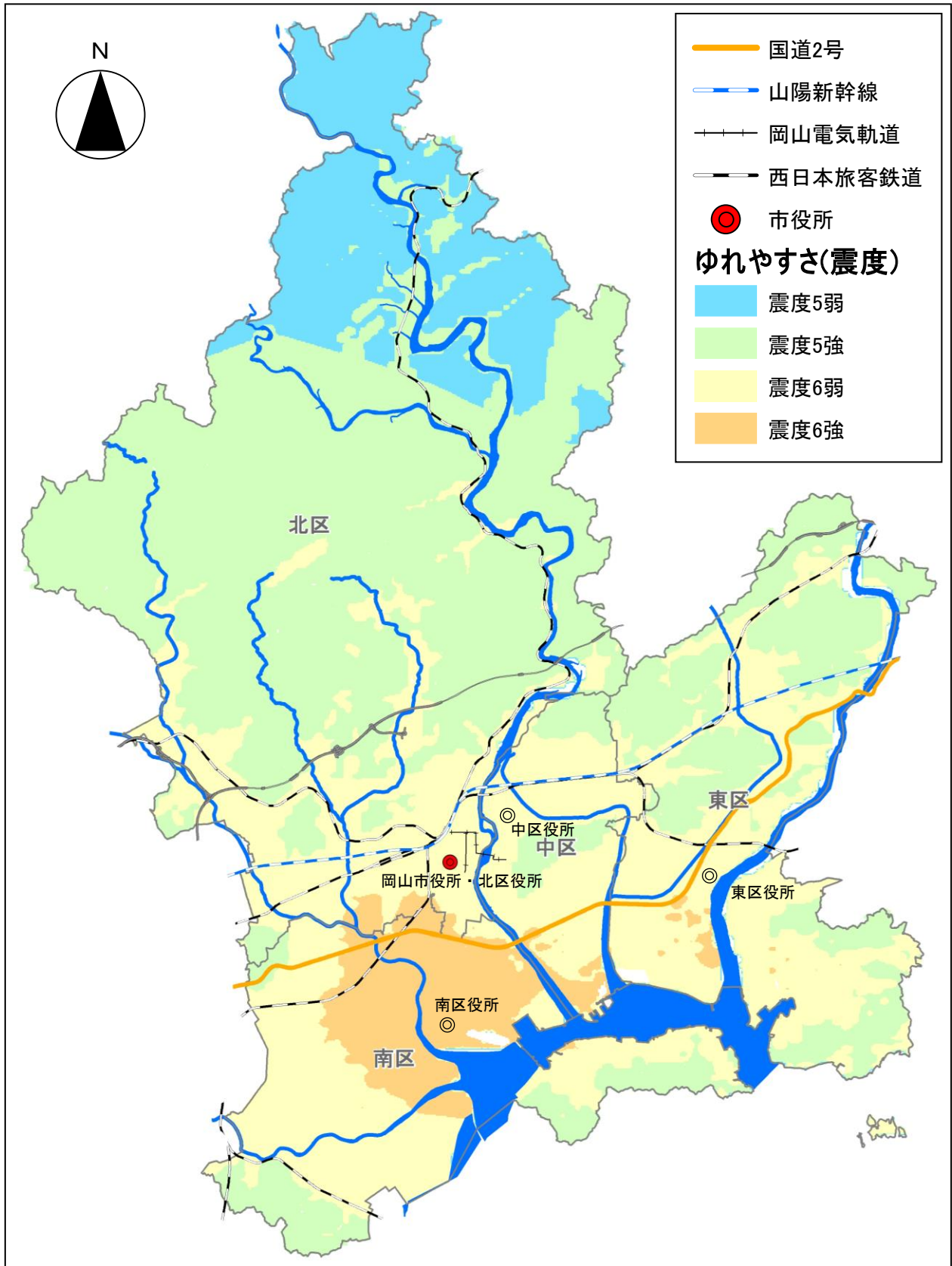


図2.1.1 南海トラフ巨大地震による震度階分布（岡山市地震・津波等被害想定結果による）

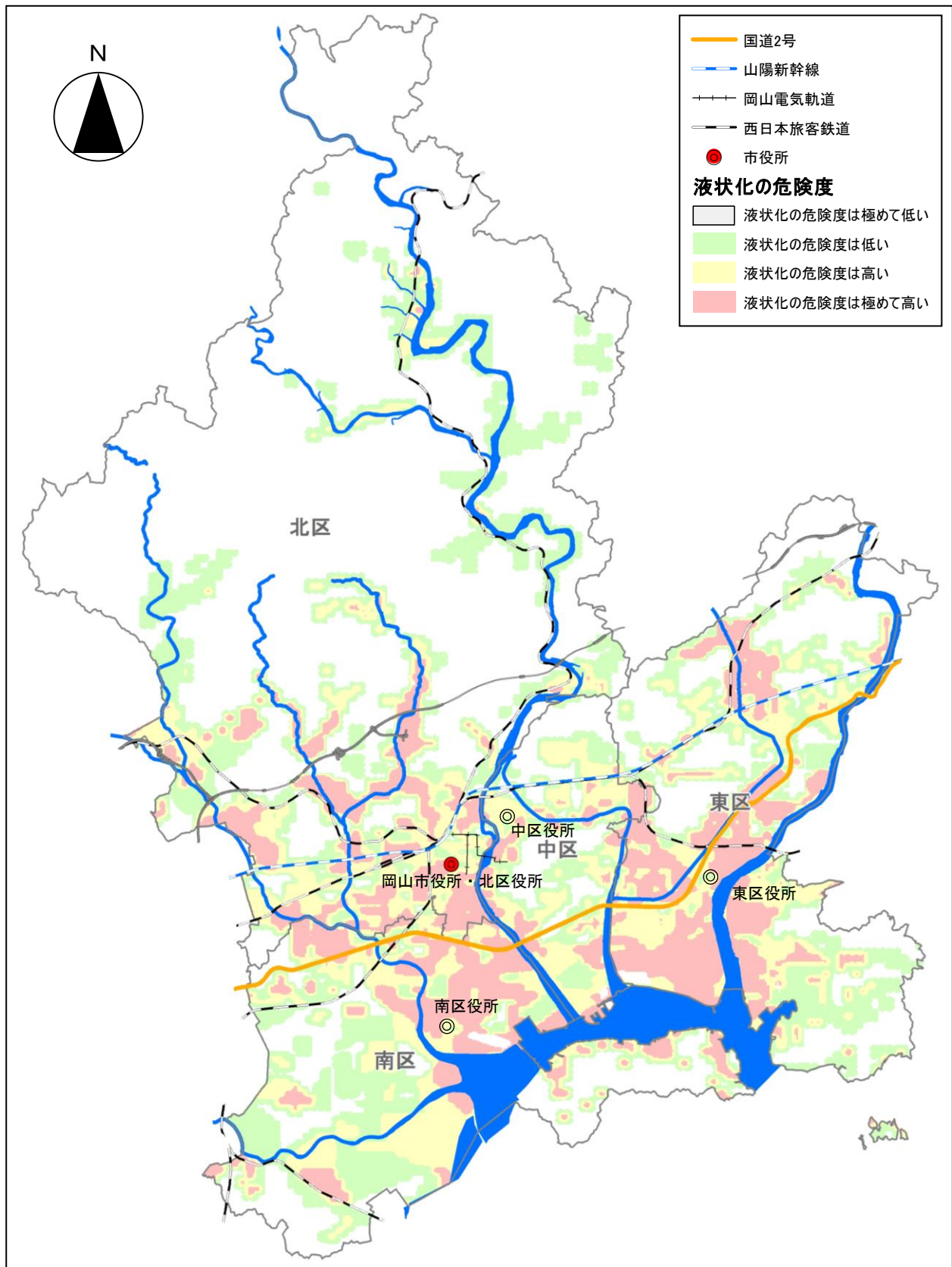


図2.1.2 南海トラフ巨大地震による液状化危険度（岡山市地震・津波等被害想定結果による）

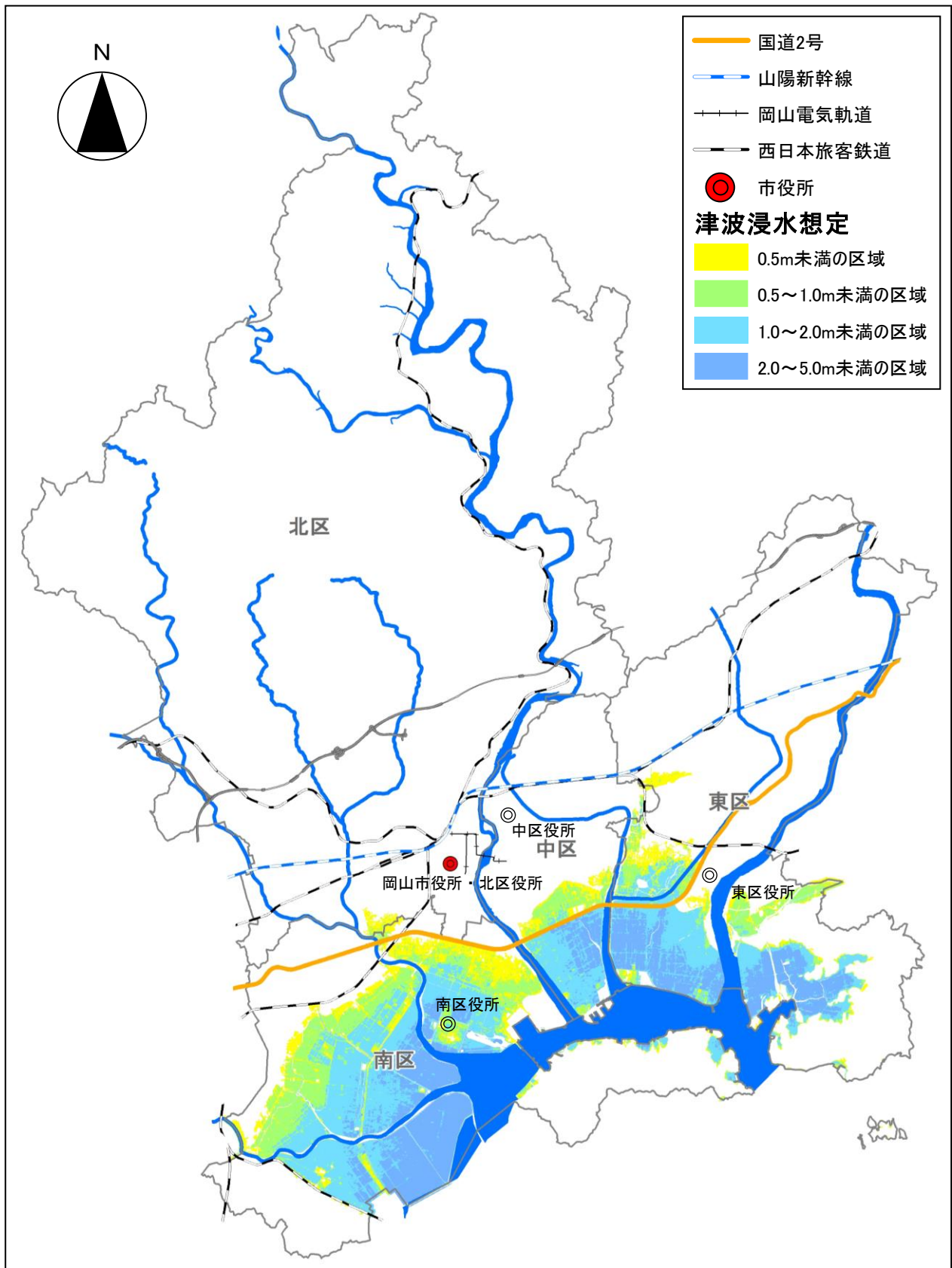


図2.1.3 南海トラフ巨大地震による津波浸水予測図（岡山市地震・津波等被害想定結果による）

表2.1.1 南海トラフ巨大地震の被害想定数量（岡山市地域防災計画より抜粋）

| 算定項目 | | 想定シーン① 冬深夜 | 想定シーン② 冬夕方 | 想定シーン③ 夏正午 | 単位 | |
|-------------------------------|-------------------------|--------------------------|----------------------|---------------------|--------------------|---|
| 建物被害（住家） | 揺れ | 全壊棟数 ※（）内は非住家含む | | | 約4,400(約13,000) | 棟 |
| | | 半壊棟数 ※（）内は非住家含む | | | 約33,000(約75,000) | 棟 |
| | 津波 | 全壊棟数 ※（）内は非住家含む | | | 約2,200(約6,400) | 棟 |
| | | 半壊棟数 ※（）内は非住家含む | | | 約21,000(約45,000) | 棟 |
| | 液状化 | 全壊棟数 ※（）内は非住家含む | | | 約400(約900) | 棟 |
| | | 大規模半壊＋半壊棟数 ※（）内は非住家含む | | | 約15,000(約19,000) | 棟 |
| | 急傾斜地 | 全壊棟数 ※（）内は非住家含む | | | 約10(約10) | 棟 |
| | 火災 | 焼失棟数 ※（）内は非住家含む | 約1,000 (約1,200) | 約5,400 (約8,300) | 約1,000 (約1,800) | 棟 |
| 建物被害合計(全壊＋焼失棟数) ※（）内は非住家含む | | 約8,000 (約22,000) | 約12,000 (約29,000) | 約8,000 (約22,000) | 棟 | |
| 人的被害 | 揺れ＋液状化 | 死者数 | 約400 | 約300 | 約200 | 人 |
| | | 負傷者数 | 約8,300 | 約4,200 | 約3,900 | 人 |
| | | 重傷者数 | 約500 | 約300 | 約200 | 人 |
| | 津波 | 死者数 | 約1,000 | 約900 | 約800 | 人 |
| | | 影響人口 | 約100,000 | 約100,000 | 約100,000 | 人 |
| | 火災 | 死者数 | 5 | 約30 | 7 | 人 |
| | | 重傷者数 | 約10 | 約60 | 約20 | 人 |
| | | 軽傷者数 | 約100 | 約300 | 約100 | 人 |
| | 急傾斜地 | 死者数 | 2 | 2 | 2 | 人 |
| | | 負傷者数 | 3 | 3 | 3 | 人 |
| | | 重傷者数 | 2 | 2 | 2 | 人 |
| | 死者数計 | | 約1,400 | 約1,200 | 約1,000 | 人 |
| | 避難者 | 避難所避難者数(災害直後～1日) | 約120,000 | 約120,000 | 約120,000 | 人 |
| | | 避難所外避難者数(災害直後～1日) | 約59,000 | 約59,000 | 約59,000 | 人 |
| | | 避難所避難者数(1週間後) | 約52,000 | 約57,000 | 約53,000 | 人 |
| | | 避難所外避難者数(1週間後) | 約22,000 | 約24,000 | 約23,000 | 人 |
| | | 避難所避難者数(1月後) | 約18,000 | 約19,000 | 約18,000 | 人 |
| 避難所外避難者数(1月後) | 約41,000 | 約44,000 | 約42,000 | 人 | | |
| 帰宅困難者数(※平日・昼の場合) | | 約72,000 | | | 人 | |
| 上水道 | 断水人口(発生直後) | 約470,000 | | | 人 | |
| 下水道 | 支障人口(発生直後) | 約440,000 | | | 人 | |
| 道路 | 揺れ | 約200 | | | 箇所 | |
| | 津波 | 約1,700 | | | 箇所 | |
| 鉄道 | 揺れ | 約200 | | | 箇所 | |
| | 津波 | 約200 | | | 箇所 | |
| 橋梁 | 被災する可能性が高い | 0 | | | 箇所 | |
| | 被災する可能性がやや高い | 約20 | | | 箇所 | |
| 危険物施設 | 火災 | 0 | | | 施設 | |
| | 流出 | 3 | | | 施設 | |
| | 破損 | 約40 | | | 施設 | |
| 宅地造成地 (10ha以上) | ランクA | 1 | | | 箇所 | |
| | ランクB | 2 | | | 箇所 | |
| | ランクC | 4 | | | 箇所 | |
| 電力 | 停電(1日後) ※発生直後は100%停電 | 約17,000 | | | 世帯 | |
| 通信 | 固定電話不通 | 約46,000 | | | 回線 | |
| 災害廃棄物 資産等の被害 | | 約130 | | | 万t | |
| | | 約12,000 | | | 億円 | |

2. 2 岡山市の被災シナリオ

本計画の前提として対象災害とした南海トラフ巨大地震によって、岡山市において想定される状況をとりとまとめた被災シナリオ（災害様相）を以降に示す。本シナリオは、南海トラフ巨大地震発生後において、実施すべき各種災害対応の前提となる、被害状況のイメージを発災から時系列でとりまとめたものとなる。

表 2.2.1 南海トラフ巨大地震による岡山市の被災シナリオ (1/7)

| 項目 | | 発災直後（～12 時間後） | 12 時間後～3 日 | 4 日～1 週間 | 8 日～14 日 | 15 日～1 か月 |
|-----|------|--|---|------------------|-----------------|-----------|
| 地盤 | 地震動 | 市内北部を除く 90% 近くのエリアで震度 5 強以上の揺れを観測。 南部の南区周辺域で震度 6 強、低地部を中心に広い範囲で震度 6 弱の強い揺れとなる。 大きな横揺れが 2～3 分以上続く。 その後、大きな余震も発生。 | 震度 4～5 強程度の余震が頻発。 | 余震継続。 | 余震継続。 | 徐々に余震減少。 |
| | 液状化 | 市南部の平野部の広い範囲で液状化現象が発生。 噴砂や地盤の沈下・流動化が至るところで見られ、住宅や道路等にも被害が及ぶ。 | 大きな余震により噴砂が続く場所があり、水が引かないところも残る。 | 田んぼなどで噴砂の跡が残る。 | | |
| 津波 | 津波 | 地震発生から 2 時間 50 分程度で津波が到達し、最大津波高は 2.5～2.6m となる。 児島湾から数 km 内陸まで広範囲に浸水し、その 7 割近くが 1～3m 程度の浸水深、南区の児島湖岸南部で最大 3m 以上の浸水深となる。 繰り返し同程度の津波が到達する。 | 津波警報が引き続き発令されており、海岸・河口部で繰り返し津波が到達。 およそ 1 日後に警報が解除される。 | 一部湛水となる地域が発生する。 | 排水ポンプ等も用い、湛水解消。 | |
| 市街地 | 建物被害 | 地震動の大きな市南部の平野部かつ耐震性の低い木造住宅を中心に、揺れにより約 13,000 棟（住家 4,400 棟）が全壊し、約 75,000 棟（住家 33,000 棟）が半壊、液状化により約 900 棟が全壊、約 19,000 棟が半壊する。 その後、津波による全壊が約 6,400 棟、半壊約 45,000 棟発生。 | 余震に伴い、建物被害が拡大。 火災焼失を含め、揺れ、液状化、津波、急傾斜地崩壊等による建物全壊総数は、約 29,000 棟（住家 12,000 棟）となる。 | 余震による建物被害の拡大が続く。 | （左記状況の継続） | |
| | 火災 | 発災後複数箇所から出火し、建物倒壊や津波による道路閉塞等により、消火活動に支障をきたす。 木造住宅密集地等で初期消火できず、延焼する。 | 津波火災、通電火災等も発生し、一部は消火しきれずに延焼。 合計約 8,300 棟の建物が焼失。 | | | |

表 2.2.1 南海トラフ巨大地震による岡山市の被災シナリオ (2/7)

| 項目 | 発災直後（～12 時間後） | 12 時間後～3 日 | 4 日～1 週間 | 8 日～14 日 | 15 日～1 か月 | |
|--------|---------------|--|--|---|------------------------------------|-------------------------------------|
| ライフライン | 道路 | 震度 6 強となる南区東南部を中心に、周辺域含め、沿道建物倒壊や道路・橋梁盛土部等で亀裂・陥没・段差、液状化による噴砂等、道路閉塞となる被害が発生（200 箇所程度）。 国道 2 号等幹線道路を始め、津波浸水域では、がれきの堆積によりほとんど閉塞。 南部の急傾斜地・中山間部等で、斜面崩壊も発生し、一部孤立化する。 限られた通行可能道路では渋滞が発生し、徐々に緊急車両も増える。 高速道路は緊急点検後、緊急車両用に開放。 | 道路啓開が進められるが、重機等の不足もあり、なかなか進まない。 国道 2 号、30 号等の緊急輸送道路の啓開が優先され、一般の通行が規制される。 救急救護や救援に向かう車両で、通行可能な道路は渋滞となる。 | 津波浸水区間や土砂災害箇所等、不通箇所が依然残る。 緊急輸送道路の通行は、迂回路による区間を含めるとほぼ確保される。 | 主要な道路の不通箇所は徐々に減少。 幹線道路を中心に渋滞発生。 | 市内主要路線の交通がほぼ復旧。 |
| | 鉄道 | 地震動による高架部の被害や津波浸水の影響により、全線不通となる。 | 北部の津山線一部は、安全点検後再開となる。 その他区間は、安全点検中を含め、全て不通。 | (左記状況の継続) | 北部で一部再開となる区間が増える。 | 山陽新幹線岡山周辺区間、その他在来線も南部の一部区間を除き、復旧する。 |
| | 電力 | 発災直後は全域で停電となる。 地震動の大きな南部では、建物倒壊や液状化、また、津波浸水により、電線・電柱等に被害が発生。 発電所・変電所は、一部被害もあるが、機能損失はない。 | 系統切り替えにより、電線等被害の一部地域を除き、1 日後には多くのエリアで回復し、停電率 4%（17,000 世帯）程度となる。 一部の停電エリアの病院等重要施設では、非常用発電装置で対応するが、燃料の供給に支障の可能性。 | 重要施設のあるエリアを優先して復旧が進み、1 週間後にはほぼ復旧完了する。 | | |

表 2.2.1 南海トラフ巨大地震による岡山市の被災シナリオ (3/7)

| 項目 | 発災直後 (～12 時間後) | 12 時間後～3 日 | 4 日～1 週間 | 8 日～14 日 | 15 日～1 か月 | |
|--------|----------------|--|--|--|---------------------------------|------------------------------------|
| ライフライン | 通信 | <p>全域で、輻輳のため通話はほとんどできなくなる。</p> <p>南部では、津波浸水や電柱・電線等通信設備の被害から、固定優先電話も多くで利用困難。</p> <p>メールもかなりの遅延を生じ、固定電話が利用困難なエリアではパケット通信も利用できない。</p> <p>災害用伝言ダイヤルの運用開始。</p> <p>携帯電話、スマートフォンは、停電のため充電できず、徐々に利用できなくなる。</p> | <p>携帯電話は、基地局の非常用電源と早期の電源回復により停波はしないが、輻輳は半日から1日続く。</p> <p>電力の復旧とともに、被害の小さい地域から通信可能となり、1日後の不通率は数%程度まで回復する。</p> <p>避難所等では、特設公衆電話が配備され始める。</p> | <p>重要施設や多くの避難所では、特設公衆電話や移動用無線基地局車の配備等により、通信が確保される。</p> <p>津波等被害の大きいエリア以外は、電柱(電線)等の復旧により、不通率1%まで回復する。</p> | <p>残る一部地域で、電柱・電線復旧が進められる。</p> | <p>応急復旧が完了する。</p> |
| | ガス | <p>岡山ガス供給エリアで、安全装置の作動により、約30%の需要家が供給停止となる。</p> | <p>事業者による安全点検が始まり、安全が確認された需要家から供給が再開される。</p> | <p>点検が進み、供給支障率20%程度まで再開する。</p> | <p>導管補修や開栓等の応急復旧が進められる。</p> | <p>ほぼ復旧完了する。</p> |
| | 水道 | <p>配水管等の被害や停電の影響により、市内南部を中心に5割以上が断水となる。</p> <p>大きな地震動や、一部液状化被害により、漏水する箇所も発生。</p> | <p>電力の回復とともに、断水人口は30%程度にまで減少。</p> <p>給水車等による応急給水対応が始まる。</p> | <p>断水状態が続き、南区では依然30%程度の断水人口となる。</p> <p>配水管の一部で仮設給水栓が設置される。</p> | <p>津波浸水域以外の配水管路は応急復旧が進む。</p> | <p>津波被害の大きい地域を除き、断水人口1%程度まで回復。</p> |
| | 下水道 | <p>停電による機能支障、津波浸水による処理場等の機能停止、管路の被害等により、発災直後の支障率は100%となる。</p> <p>南部では、液状化によるマンホール浮上等被害も発生。</p> | <p>電力の復旧により、支障率が30%程度まで回復。</p> <p>仮設トイレの設置が進む。</p> <p>し尿等の回収が開始される。</p> | <p>処理場を中心に、機能回復のための応急復旧が進む。</p> <p>管路は被害全容把握の段階。</p> | <p>管路の応急復旧が本格化し、徐々に利用可能となる。</p> | <p>津波被害の大きい地域以外、ほぼ復旧完了。</p> |

表 2.2.1 南海トラフ巨大地震による岡山市の被災シナリオ (4/7)

| 項目 | 発災直後 (~12 時間後) | 12 時間後~3 日 | 4 日~1 週間 | 8 日~14 日 | 15 日~1 か月 | |
|-------|----------------|---|--|--|--|--|
| 救助・支援 | 建物倒壊 | 建物被害により約 300 人の死者、約 300 人の重傷者、約 4,200 人の負傷者発生。 倒壊建物の下敷きになる住民が多数発生する。 発災当初は近隣住民、消防団による救助活動が主体となるが、夜間のため、救助作業が難航する。 | 消防、警察、自衛隊、広域緊急援助隊等が到着し、救出活動が本格化。 一方で、本震により損傷した建物が余震によって倒壊し、新たな負傷者・救助対象者が発生するリスクがある。 | 引き続き救出活動が展開されるが、発生後 72 時間を過ぎて救出生存率が急激に低下。 | 救出活動終了。 | |
| | 津波 | 津波による死者約 900 人発生。 夜間であることもあり、状況把握が難しく、救助活動も難航する。 漂流するガスボンベや車両からの出火により津波火災が発生。 | 救出活動が本格化するが、浸水地域への進出ルートは、がれき等により閉塞していることから、道路啓開を行いながらとなり難航。 避難所等で孤立した住民救助のため、ヘリの要請。 | 津波による倒壊家屋等の救出活動が本格化。 津波による要救助者は、3,000 人近くに上る。 | 引き続き救出・捜索活動が続く。 | (左記状態の継続) |
| | 火災 | 自主防災組織・消防団を中心に初期消火活動を実施。 その後消防組織も加わり消火活動を実施するが、津波浸水・がれき散乱による道路閉塞箇所が多く、消火活動が難航。 | 緊急消防援助隊の助けも受け、消火活動を継続。 付近の河川やプール等から中継した放水活動を行なう必要が生じる。 | 3 日間で概ね消火活動は終了。 火災による死者約 30 人。 通電火災への対応。 | (左記状況の継続) | |
| | 医療 | 道路閉塞や渋滞により、通行可能な路線が限られた中、負傷者の救出・搬送に時間がかかる。 トリアージの実施。 医療機関に負傷者が殺到。 | 引き続き、医療機関に負傷者が殺到。 地震による被害を受けた医療機関では医療機能が低下。 電力や水、医薬品不足の問題が発生する。 DMAT の活動開始。 | 医療機関の混雑継続。 医薬品・医療機具・人手の不足が深刻化。 重篤患者を中心に外部医療圏への搬送が必要となる。 避難所への巡回医療の準備。 | 避難所生活から来る疲労、ストレス等による体力の低下によって、罹病・病状が悪化し、震災関連死が発生する危険性が高まる。 | 混乱は落ち着くものの、医療業務は引き続き多数発生。 また、PTSD へのケアも要する。 |

表 2.2.1 南海トラフ巨大地震による岡山市の被災シナリオ (5/7)

| 項目 | 発災直後（～12 時間後） | 12 時間後～3 日 | 4 日～1 週間 | 8 日～14 日 | 15 日～1 か月 | |
|-------|---------------|---|---|--|--|--|
| 救助・支援 | 避難所 | 住家被害、津波浸水、ライフラインの断絶、余震、火災等により、約 18 万人の避難者が発生。 南区・東区では、多くの指定避難所が浸水し、孤立する避難者が発生。 避難所以外の施設、または自家用車やテントに避難する人が多数発生。 | 津波浸水や停電、食料・水等の必要物資不足、トイレ不足などにより避難所避難者は約 12 万人となる。 高齢者、障害者等の災害時要援護者へのきめこまやかな対応も求められる。 | 物資不足は一部解消されるが、時間と共に物資ニーズが変化。 避難所運営を手伝うボランティアが増えてくる。 ライフラインの復旧とともに避難所生活者は減少し、約 6 万人となる。 | 余震減少及びライフラインの復旧に応じ、住宅被害が軽微だった住民は住宅へ戻る。 避難所暮らしに疲れを憶える人が増加。 | 避難所避難者約 2 万人、避難所外避難者約 4.5 万人。 避難所暮らしの長期化により、高齢者を中心に体調を崩す人が増え、感染症等のリスクが増大。 |
| | 震災廃棄物 | | 被害が少なかった地域では家内外の片付けを開始し、廃棄物が出始める。 | 浸水エリアの主要道路等のがれき撤去開始。 | 全半壊の建物を除いて、概ね片付け完了。 浸水エリア等の全壊建物の撤去開始。 震災廃棄物が急増する。 | 市内全域で 130 万 t 前後の災害廃棄物が発生。 廃棄物置き場が不足し、仮置き場を確保。 |
| | 災害時要配慮者 | 災害時要配慮者の安否確認、避難誘導に手間取る。 避難が遅れ、津波に巻き込まれる人もいる。 | 福祉避難所が不足し、一般の避難所や社会福祉施設等への緊急入所が行われる。 | 自主防災組織とも協力した継続的な支援と健康状態の確認を要す。 | 避難所生活等で生活不活発発病発生の恐れ。 | 災害関連死・孤立死等の発生。 |
| | 死者・行方不明者 | 市内で合計約 1,200 人の死者が発生する。 搬送・検死・身元確認の実施と共に、遺体安置所を設置する。 | 遺体の身元確認、家族への遺体の引き渡しを実施するが、身元の分からない遺体もあり、継続的な管理・保全を要す。 | 津波被害による行方不明者の捜索、遺体発見が続く。 | 施設被害、燃料不足等により、火葬処理能力が不足。 | 行方不明者の捜索が続く。 |

表 2.2.1 南海トラフ巨大地震による岡山市の被災シナリオ (6/7)

| 項目 | 発災直後 (~12 時間後) | 12 時間後~3 日 | 4 日~1 週間 | 8 日~14 日 | 15 日~1 か月 |
|---------|---|---|---|---|---|
| 職員・庁舎被害 | 市役所本庁舎は、揺れによる倒壊は免れるが、壁・柱等の亀裂や窓ガラスの損壊・散乱等、建物被害発生。庁舎内は、什器・PC 等の転倒や書類の散乱が至るところで発生し、業務再開に時間を要す。他庁舎は、大きな被害はないが、庁舎内の什器等散乱が発生。南区の役所・地域センターは、津波浸水による被害発生。市域の被害が多く、通信の不通、暗くなっていることもあり、職員の参集に時間を要し、安否確認も進まない。 | 庁舎内被害やライフライン途絶、必要資源の不足等により、災対本部の運営に支障を来す。職員の参集が進むが、人員不足が続く。避難者が市役所等公共施設に続々と集まってきて対応に追われる。 | 必要資源に加え、職員の食料等調達やトイレ確保等にも時間を要す。被害量が多く、行方不明者や問合せ等、対応に追われる。 | 必要資源調達や応援職員の到着により、業務対応が軌道に乗る。連日の災害対応業務により、職員の健康問題が発生する恐れ。 | (左記状況の継続) |
| 行政対応 | 他自治体からの応援 | 協定を結ぶ自治体の多くが被災しており、応援職員がなかなか到着しない。他自治体へ応援要請。 | 応援職員が到着し始めるが、当初混乱が生じる。被災のない自治体に対して応援要請。 | 応援職員の受入・活動調整が本格化するが、職員不足・不慣れのため、対応不備も発生。 | 応援職員との役割分担等、軌道に乗る。 |
| | ボランティア | 各地からボランティアが集まり始める。当初は社会福祉協議会との連携が十分とれない。 | 災害ボランティアセンターの立ち上げ。ボランティアの人数が増大。 | ボランティアセンターの運営が軌道に乗ることで、行政との連携が円滑に。 | ボランティア活動の継続。 |
| | 救援物資 | 市に救援物資が少しずつ届き始める。避難場所・避難所へ輸送を開始するが、道路閉塞、交通渋滞が物資輸送の障害となる。 | 救援物資が増え始めるが、道路交通情報や避難所のニーズ把握に苦労する。道路閉塞、交通渋滞が物資輸送の障害となる。 | 救援物資が殺到し、保管場所、仕分け要員、車両が不足。24 時間体制で救援物資が届けられ、対応を要する。 | 配送体制は安定するが、時間と共に避難者のニーズは変化し、それらに対応した物資調達・提供方法を工夫。 |

表 2.2.1 南海トラフ巨大地震による岡山市の被災シナリオ (7/7)

| 項目 | 発災直後（～12 時間後） | 12 時間後～3 日 | 4 日～1 週間 | 8 日～14 日 | 15 日～1 か月 | |
|----------|---------------|---|--|--|--|---|
| 行政 対応 | 学校 | 指定避難所として開設等対応。 南区・東区の一部避難所は、浸水により孤立化の可能性。 | 体育館及び校舎の一部が避難所として使用され、運営支援。 学校は休校。 | (左記状況の継続) | 避難所の運営支援と平行し、応急教育の開始準備を行う。 | 避難者に配慮しつつ、学校再開の準備が進み、1 か月後再開。 児童への就学支援、心のケア。 |
| | 建物危険度判定、罹災証明 | | 建物危険度判定が徐々に開始され、津波浸水エリアを除く全域で建物危険度判定が進められる。 | 建物被害認定調査、罹災証明発行手続きの開始。 他自治体からの応援調査員を受入。 | 津波被害を除く建物危険度判定の終了。 罹災証明発行手続き、各種被災支援手続きにより窓口が混乱。 | (左記状況の継続) |
| | 被災者対応（避難所） | 自身の安全確保、家族の安否、周辺被害の状況等、生命維持及び情報に関するニーズへの対応。 通信手段の確保対応。 | 水や食料、毛布等のニーズへの対応、プライバシー確保のための対応。 避難所におけるペット飼育ニーズへの対応。 | 衛生面（トイレ、入浴等）や、暖かい食事等のニーズ対応。 在宅避難者への対応。 | 被災した自宅の公費解体等に対する問合せへの対応。 | 雇用や生活再建等の被災者生活再建支援に関する問合せへの対応。 |
| | 被災者対応（窓口） | 安否確認、避難所の収容先等に関する問合せが殺到。 | 各窓口において、業務開始のための情報収集、情報の整理を実施。 | 市民相談窓口の開設。 被災状況、ライフラインの復旧、安否確認等に関する問合せが殺到。 状況がわからない、復旧が遅い等により、行政不満が増大の可能性。 | 窓口への市民の集中により長時間の受付待ちが発生。 | 義援金、雇用、生活再建等の被災者生活再建支援に関する問合せへの対応。 |

第3章 業務継続目標の設定

想定される大規模災害発生時においても、市民の身体・生命・財産の保護を最優先とし、また、被災者が少しでも早く、安心できる日常生活に戻ることができるように業務を遂行することが、行政として最も基本的かつ重要な責務である。対象とする南海トラフ巨大地震では、行政自身にも大きな被害が及び、限られた資源（人員・設備等）で責務を果たすことが求められる。そのため、実施すべき業務の優先度を定めることが必要であり、そのための岡山市全体の業務継続目標を、下表のとおり設定した。目標時期については、業務の開始や再開、あるいは完了の時期を意味する。

表3.1 岡山市全体の業務継続目標

| 目標 時期 | 業務継続目標 | |
|------------|--|---|
| | 災害対応業務 | 優先通常業務 |
| 3時間 以内 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部体制の確立 ・被害概況の把握 ・救急・救助活動の開始 ・救護所の設置開始 ・要配慮者の応急対策開始 ・重要通信設備等の確保 ・住民等広報の開始 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報・重要情報の保護 ・公印の管理・保管体制の確立 |
| 24時間 以内 | <ul style="list-style-type: none"> ・被害の全体像の把握完了 ・避難者の避難所への収容完了 ・緊急交通の確保 ・応急トイレ対策開始 ・遺体の収容・処理体制の確立 ・建築物の応急危険度判定開始 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応に係る重要システムの運用再開 ・重大行事等の延期調整手続き |
| 3日 以内 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民相談窓口の設置 ・各種応援・支援の受け入れ体制確立 ・市管理施設の応急復旧工事の開始 ・がれき等の収集・運搬・処理体制確立 ・罹災証明書の発行開始 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉に関する窓口業務の再開 ・各種処理システムの運用再開 ・国民健康保険事務の再開 ・文章の収受・発送業務再開 |
| 1週間 以内 | <ul style="list-style-type: none"> ・被災に関する証明の発行開始 ・住宅入居に関する関連業務開始 ・市管理公共施設の災害復旧工事の開始 ・文化財・文化施設等の応急対策開始 | <ul style="list-style-type: none"> ・窓口業務の再開 ・経理・支払い事務の再開 ・住民票・印鑑登録等業務の再開 ・学校・保育所関連事務の再開 ・職員の人事・給与事務の再開 |
| 1か月 以内 | <ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅の建設開始 ・所管施設の応急復旧完了 ・本復旧・復興への移行 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育の再開 ・地方交付税等交付金業務の再開 ・各種賦課調定業務の再開 |

第4章 業務継続における執行体制

4. 1 災害対策本部の体制

(1) 災害対策本部の設置

岡山市災害対策本部は、「岡山市地域防災計画」において、次の設置基準に基づき、自動設置することとなっている。

災害対策本部の設置基準

- ① 岡山市内で震度5強以上の地震を観測した場合
- ② 県沿岸の海域に津波警報が発表されたとき
- ③ 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき
- ④ その他市長が必要と認める場合

本計画が前提とする「南海トラフ巨大地震」では、市内で最大震度6強の揺れが生じ、大津波警報が発表される想定であることから、上記基準に基づく災害対策本部を自動設置することとなる。

(2) 職員の動員配備体制

本市における地震時の職員配備体制は、地域防災計画により、次のとおりである。勤務時間外における南海トラフ巨大地震発生の際は、非常体制となり、全職員は、指定された参集箇所・勤務箇所に自主参集しなければならない。

表4.1.1 岡山市の配備基準

| 体制区分 | 配備体制 | 動員職員 | 震度階区分 | 津波情報 |
|--------------------|------|------------|--------|------------------|
| 注意体制 (災害警戒本部) | 1号配備 | 必要最小限の職員 | 震度5弱 | 津波注意報 |
| 警戒体制 (災害警戒本部) | 2号配備 | 対象職員の1/3程度 | 震度5強 | 津波警報 (瀬戸内海沿岸) |
| 特別警戒体制 (災害対策本部) | 3号配備 | 対象職員の1/2程度 | 震度6弱 | 津波警報 |
| 非常体制 (災害対策本部) | 4号配備 | 全職員 | 震度6強以上 | 大津波警報 |

※ は、本計画の対象地震による該当配備体制を示す。

(3) 災害対策本部の組織

岡山市の災害対策本部の組織構成は、通常組織との対応と合わせて、表4.1.2のとおりである。南海トラフ巨大地震発生時には、市長を本部長とする災害対策本部を、保健福祉会館8階に設置することとなる。災害対策本部の副本部長、本部員は、それぞれ副市長、局長により構成され、区本部の区本部長、区副本部長は、区長、区長代理により構成される。また、災害対策部の各班は、それぞれ班長相当職を班長として、災害対応を実施する。

表4.1.2 岡山市災害対策本部の組織構成と通常組織の関係 (1/4)

| 部名 | 班名 | 班長相当職 | 班員の所属課等 |
|-------|-------------|----------------|---------------|
| 危機管理部 | 危機管理班 | 危機管理担当課長 | 危機管理室 |
| 市長公室部 | 秘書班 | 秘書課長 | 秘書課 |
| | 広報広聴班 | 広報広聴課長 | 広報広聴課 |
| 政策部 | 政策班 | 政策企画課長 | 政策企画課 |
| | | | 事業政策課 |
| | | | 行政改革推進室 |
| 総務部 | 東京事務所班 | 東京事務所長 | 東京事務所 |
| | 総務応援班 | 総務法制企画課長 | 総務法制企画課 |
| | | | 行政執行適正化推進課 |
| | | | 行政事務管理課 |
| | | | 新庁舎整備課 |
| | 庁舎管理班 | 庁舎管理課長 | 庁舎管理課 |
| | 人事班 | 人事課長 | 人事課 |
| | 給与班 | 給与課長 | 給与課 |
| | 情報班 | ICT推進課長 | ICT推進課 |
| | | | 情報システム課 |
| 財政部 | 財政班 | 財政課長 | 財政課 |
| | | | 財産活用マネジメント推進課 |
| | | | 契約課 |
| | | | 監理検査課 |
| | 税務班 | 税制課長 | 税制課 |
| | | | 課税管理課 |
| | | | 収納課 |
| | | | 料金課 |
| | | | 市税事務所 |
| | | | |
| 市民生活部 | 市民総務班 | 市民生活企画総務課長 | 市民生活企画総務課 |
| | | | 区政推進課 |
| | 生活安全班 | 生活安全課長 | 生活安全課 |
| | 文化振興班 | 文化振興課長 | 文化振興課 |
| | | | 岡山シティミュージアム |
| | スポーツ振興班 | スポーツ振興課長 | スポーツ振興課 |
| 市民協働部 | 市民協働班 | 市民協働企画総務課長 | 市民協働企画総務課 |
| | | | SDGs・ESD推進課 |
| | 国際班 | 国際課長 | 国際課 |
| | 人権推進班 | 人権推進課長 | 人権推進課 |
| | 女性が輝くまちづくり班 | 女性が輝くまちづくり推進課長 | 女性が輝くまちづくり推進課 |

表4.1.2 岡山市災害対策本部の組織構成と通常組織の関係 (2/4)

| 部名 | 班名 | 班長相当職 | 班員の所属課等 | |
|---------------|--------------|---------------|--|--|
| 保健福祉部・岡山っ子育て部 | 保健福祉総務班 | 保健福祉企画総務課長 | 保健福祉企画総務課 医療政策推進課 | |
| | 福祉援護班 | 福祉援護課長 | 福祉援護課 監査指導課 生活保護・自立支援課 医療助成課 | |
| | 福祉救護班 | 高齢者福祉課長 | 高齢者福祉課 地域包括ケア推進課 友楽園 介護保険課 事業者指導課 国保年金課 障害福祉課 障害者更生相談所 | |
| | 児童救護班 | こども企画総務課長 | こども企画総務課 地域子育て支援課 こども福祉課 こども園推進課 保育・幼児教育課(各保育園等) 就園管理課 こども総合相談所 発達障害者支援センター | |
| | 保健管理班 | 保健管理課長 | 保健管理課 食肉衛生検査所 | |
| | 保健所班 | 保健所長 | 保健課 健康づくり課 衛生課 こころの健康センター 衛生検査センター | |
| | 環境部 | 環境総務班 | 環境企画総務課長 | 環境企画総務課 |
| | | 環境保全班 | 環境保全課長 | 環境保全課 産業廃棄物対策課 |
| | | 環境事業班 | 環境事業課長 | 環境事業課 第1事業所 野殿事業所 当新田事業所 岡南事業所 西大寺事業所 |
| | | 環境施設班 | 環境施設課長 | 環境施設課 東部クリーンセンター 東部リサイクルプラザ 岡南環境センター 当新田環境センター 一宮浄化センター |
| 経済部 | 経済総務班 | 経済企画総務課長 | 経済企画総務課 産業振興・雇用推進課 | |
| | 観光コンベンション推進班 | 観光コンベンション推進課長 | 観光コンベンション推進課 | |
| | 農林水産班 | 農林水産課長 | 農林水産課 農村整備課 | |

表4.1.2 岡山市災害対策本部の組織構成と通常組織の関係 (3/4)

| 部名 | 班名 | 班長相当職 | 班員の所属課等 |
|--------|-------|-----------|---|
| 都市整備部 | 都市総務班 | 都市企画総務課長 | 都市企画総務課 |
| | 公園緑地班 | 庭園都市推進課長 | 庭園都市推進課 |
| | 土木班 | 道路港湾管理課長 | 道路港湾管理課 道路計画課 |
| | 建築指導班 | 建築指導課長 | 建築指導課 |
| | 開発指導班 | 開発指導課長 | 開発指導課 |
| | 公共建築班 | 公共建築課長 | 公共建築課 |
| | 住宅班 | 住宅課長 | 住宅課 |
| | 応援班 | 都市計画課長 | 都市計画課 交通政策課 市街地整備課 |
| 下水道河川部 | 下水道班 | 下水道経営企画課長 | 下水道経営企画課 営業課 下水道河川計画課 下水道施設管理課 下水道保全課 西部建設課 東部建設課 |
| | | | 河川班 |
| | 会計部 | 会計班 | 会計課長 |
| 水道部 | 水道総務班 | 企画総務課長 | 企画総務課 経営管理課 管財課 |
| | 計画班 | 配水課長 | 配水課 |
| | 浄水対策班 | 浄水課長 | 施設課 浄水課 |
| | 水質対策班 | 水質試験所長 | 水質試験所 |
| | 給水対策班 | 営業課長 | 営業課 お客様センター 給水工事センター 中水道センター 東水道センター 西水道センター |
| 市場部 | 市場班 | 事業担当課長 | 市場事業部 |
| 教育部 | 教育総務班 | 教育企画総務課長 | 教育企画総務課 人事財務課 |
| | 学校施設班 | 学校施設課長 | 学校施設課 |
| | 学校班 | 学事課長 | 学事課 就学課 指導課 教育研究研修センター |
| | 保健体育班 | 保健体育課長 | 保健体育課 |
| | 生涯学習班 | 生涯学習課長 | 生涯学習課 文化財課 中央図書館 中央公民館 オリエント美術館 |
| 応援部 | 議会班 | 議会事務局総務課長 | 議会事務局 |
| | 選管班 | 各事務局の長 | 選挙管理委員会事務局 |
| | 監査班 | | 監査事務局 |
| | 人事委員班 | | 人事委員会事務局 |
| | 農業班 | | 農業委員会事務局 |

表4.1.2 岡山市災害対策本部の組織構成と通常組織の関係 (4/4)

| 部名 | 班名 | 班員の所属課等 |
|--------------|-------------|----------------------|
| 北区本部 | 総務班 | 総務・地域振興課 |
| | | 市税事務所 |
| | | 市民保険年金課 |
| | 農林班 | 農林水産振興課 |
| | | 土木班 |
| | 分室班 | 北区土木農林分室 |
| | 支所班(御津) | 総務民生課 |
| | | 産業建設課 |
| | 支所班(建部) | 総務民生課 |
| | | 産業建設課 |
| | 地域センター班(一宮) | 一宮地域センター |
| | 地域センター班(津高) | 津高地域センター |
| | 地域センター班(高松) | 高松地域センター |
| | 地域センター班(吉備) | 吉備地域センター |
| 地域センター班(足守) | 足守地域センター | |
| 福祉事務所班(北区中央) | 北区中央福祉事務所 | |
| 福祉事務所班(北区北) | 北区北福祉事務所 | |
| 中区本部 | 総務班 | 総務・地域振興課(福祉文化会館) |
| | | 市税事務所 |
| | | 市民保険年金課 |
| | 農林班 | 農林水産振興課 |
| | | 土木班 |
| | 地域センター班(富山) | 富山地域センター |
| 福祉事務所班 | 中区福祉事務所 | |
| 東区本部 | 総務班 | 総務・地域振興課 |
| | | 市税事務所 |
| | | 市民保険年金課 |
| | 農林班 | 農林水産振興課 |
| | | 土木班 |
| | 支所班(瀬戸) | 総務民生課 |
| | | 産業建設課 美作岡山道路建設事務所 |
| 地域センター班(上道) | 上道地域センター | |
| 福祉事務所班 | 東区福祉事務所 | |
| 南区本部 | 総務班 | 総務・地域振興課 |
| | | 市税事務所 |
| | | 市民保険年金課 |
| | 農林班 | 農林水産振興課 |
| | | 土木班 |
| | 支所班(灘崎) | 総務民生課 |
| | | 産業建設課 |
| | 地域センター班(妹尾) | 妹尾地域センター |
| | 地域センター班(福田) | 福田地域センター |
| | 地域センター班(興除) | 興除地域センター |
| | 地域センター班(藤田) | 藤田地域センター |
| | 地域センター班(児島) | 児島地域センター |
| | 地域センター班(福浜) | 福浜地域センター |
| | 福祉事務所班(南区西) | 南区西福祉事務所 |
| 福祉事務所班(南区南) | 南区南福祉事務所 | |

※消防部は、本計画の対象外としている。

4. 2 職員の参集想定

南海トラフ巨大地震が勤務時間外に発生した場合、市職員は、地域防災計画による配備基準に基づき、指定された参集場所・勤務先に自主参集を行う。ただし、同じく勤務時間外発災であった阪神・淡路大震災では、公共交通機関の途絶や、職員自身の負傷等の被害により、参集及び非常体制確立に多大な時間を要したことが報告されている。

本計画では、このような交通機関の途絶や、職員自身あるいは家族の被災を考慮して、より現実的な職員の参集予測を行う。

(1) 参集予測における条件設定

1) 参集予測の前提条件

職員の参集予測における前提条件を以下に示す。

<対象職員>

- 職員の参集は、勤務時間外（日曜 18 時発災）とし、非常時優先業務（災害対応業務・優先通常業務）を行う予定となっている全職員（再任用職員、任期付職員、臨時職員、嘱託職員含む）が自宅から指定された参集場所へ向かうものとする（ただし、参集方法による相違等詳細については後述する）。
- 全職員の内、休職中や健康上等の理由により、災害時参集免除となっている職員は、本予測の対象外とする。
- 業務の専任性や災害時の指揮命令系統・人員運用等の独立性を踏まえ、消防局の職員は本検討での対象外とする。
- 保育園等の職員については、業務の専任性が高いこと等を勘案し、本検討での対象外とする。
- 市長・副市長・局長・区長・区長代理については、災害対策本部員として計上し、災害対策部・班員には含めない。

<参集手段>

- 全交通機関は、地震発生後に停止しており、使用不能とする。
- 参集方法は、職員参集名簿による各職員の参集手段に基づき、徒歩あるいは自転車、バイクのいずれかを基本とする。

2) 参集所要時間に係る設定

職員参集の所要時間は、参集開始時間と移動時間の和とするものとして、職員参集名簿の情報と岡山市の被害想定による被害状況の考慮に基づき、既往事例等も参考として次のとおり算定する。

<参集開始時間>

参集開始時間は、災害発生より 30 分後を基本とし、職員参集名簿の情報に基づき、以下の 2 点を考慮するものとして、次のとおり仮定する。

○自宅の耐震性

自宅の建築年が「S56 以前」（旧耐震）、あるいは耐震診断結果によって自宅の耐震性が「無」と判断された場合、発災より 1 日は参集不能として、参集開始時間を 24 時間後とする。

○早期参集開始の可否

発災時において、介護等の要支援者がいる場合など、早期参集開始が否の場合、発災より 1 日は参集不能として、参集開始時間を 24 時間後とする。

<移動時間>

参集時の移動時間は、以下の参集距離と移動速度より算出する。この結果と職員参集名簿に記載されている参集（想定）移動時間を比較し、長い方の時間をその職員の参集移動時間とする。

- ・ **参集距離**は、職員の自宅住所の情報と参集場所の住所を用いて計算した、自宅から参集場所までの直線距離に、実際の参集経路を安全側の観点から考慮するための係数 ($2/\sqrt{2}$) を掛けることで算出する。
- ・ 職員の参集手段は、職員参集名簿に記載されている、徒歩あるいは自転車、バイクのいずれかの参集手段とする。
- ・ **移動速度**は、道路被害や火災延焼、避難者等による道路混雑の影響により、通常時より大幅に低減することが想定される。ここでは、移動手段による速度を通常時よりも遅くすることで、これらの影響を考慮するものとし、内閣府の被害想定や他の自治体事例等により、次のとおり仮定する。

○徒 歩： 3km/h（多くの自治体の参集想定で用いている値）

○自転車： 8km/h（大阪府や堺市で用いている値）

○バイク： 15km/h（堺市で用いている値）

<参集開始及び移動時間の例外>

以下の条件に該当する職員については、参集所要時間に制約を受けるものとし、最低でも以下の時間は参集に要することとする。なお、以下の時間よりも、上記方法による参集所要時間の方が掛かる場合は、その参集所要時間を適用する。

○参集場所の浸水

対象とする南海トラフ巨大地震の津波浸水想定により、参集場所が浸水するとされている場合、その参集場所に参集する職員は、津波の来襲が収まるまで参集不能とし、早くても 12 時間後の参集と仮定する。なお、想定されている浸水深がそれほど高くないことから、

ここでは、津波が引いた後、参集可能と仮定している。

○臨時・嘱託職員

正規職員以外の職員については、再任用職員、任期付職員（フルタイム、短期）は勤務時間外発災においても非常参集を行うものとするが、臨時職員、嘱託職員については通常業務の対応が原則であり、勤務時間内が基本となることから、早くても発災後翌朝 8 時（14 時間後）の参集とする。

○定期船の使用

犬島自然の家に参集する職員については、津波警報または定期船の運行時間を考慮し、翌朝 8 時の便まで参集不能とし、早くても発災後翌朝 9 時（15 時間後）の参集と仮定する。

以上の参集開始時間と移動時間の和より参集所要時間を算出し、職員参集名簿に記載されている参集所要時間と比較して、長い方の時間をその職員の参集に掛かる時間とする。

3) 職員の被災に係る設定

職員自身の負傷等による非常参集への影響について、職員参集名簿の情報と、岡山市の被害想定結果や阪神・淡路大震災での事例等に基づき、参集不能率を設定し、対象とする参集職員数に、発災からの時期に応じた参集不能率を乗じることで考慮する。

参集不能率は、発災からの時期に応じて、以下に示すとおり仮定する。

なお、岡山市外の在住者も存在するが、参集対象者 5,691 名のうち 4,833 名（84.9%）が岡山市内在住であることを踏まえ、ここでは、市内の被害想定数量を基に、参集不能率を算定するものとする。

<発災～24 時間>

- ・全壊・焼失・半壊等、自宅が災害により被害を受ける者は、発災～24 時間は参集不能とする。自宅が地震により被害を受ける者は、被害想定における建物全壊率 2.5%（6,983 棟）及び焼失率 1.9%（5,358 棟）、建物半壊率 24.8%（68,764 棟）の合計であると仮定して、29.3%の職員を参集不能とする。

- ・阪神・淡路大震災時の芦屋市職員に対するアンケートによれば、回答した職員の 5.5%が自宅周辺及び参集途上に、被災現場で救助活動等を行っている。このデータを用い、5.5%の職員は救助活動により参集不能とする。

（出典：（財）消防科学総合センター『地域防災データ総覧 阪神・淡路大震災基礎データ編』）

- ・上記 2 種類の要因を合計した、34.8%の職員を参集不能とする。

※なお、死傷による影響は、被害想定における死傷者数が建物被害より算出されるものであるため、死傷者は自宅が被害を受ける者に含まれる。

<24 時間～72 時間>

- ・自宅の被災等、自身及び家族を含めて避難が必要な者が、自身及び家族の安全確保のために参集不能となるものと仮定する。これを、被害想定における 1 日後の避難者数（115,991 人）と考え、人口比により、16.5%の職員を参集不能とする。

<3 日～1 週間>

- ・職員自身が、死亡あるいは負傷した場合、及び家族が死亡あるいは重傷を負った場合を参集不能とする。職員自身が死亡あるいは負傷する確率は、被害想定に基づき、市民の死亡者数（1,400 人、0.2%）、負傷者数（8,458 人、1.2%）の和（9,858 人、1.4%）とする。また、家族の死亡あるいは重傷を負う確率は、市民の死亡者数（1,400 人、0.2%）及び重傷者数（527 人、0.07%）の和（1,927 人、0.27%）を用いて計算した、家族（自身を除き 3 人と仮定）に 1 人以上発生する確率 $(1 - (1 - 0.2739)^3) = 0.81\%$ とする。この 2 つの和を取り、2.2%の職員を参集不能とする。

<1 週間以降>

- ・職員自身が、死亡あるいは重傷を負った場合を参集不能とする。被害想定における死亡及び重傷者の発生率は、上記のとおり 0.27%であるため、0.27%の職員を参集不能とする。

以上の職員の被災等の影響による参集不能率をとりまとめると、下表のとおりとなる。

表 4.2.1 職員の被災等の影響による参集不能率の設定

| 要因 | 発災からの経過時間（期間） | | | |
|-------------|---------------|----------|----------|--------|
| | 0～24 時間 | 24～72 時間 | 3 日～1 週間 | 1 週間以降 |
| 自身の死亡・重傷 | 下記に含む | 下記に含む | 下記に含む | 0.27% |
| 自身の負傷 | 下記に含む | 下記に含む | 1.4% | |
| 家族の死亡・重傷 | 下記に含む | 下記に含む | 0.81% | |
| 自身・家族の要避難 | 下記に含む | 16.5% | | |
| 自宅の全壊・焼失・半壊 | 29.3% | | | |
| 救助活動 | 5.5% | | | |
| 災害による参集不能率 | 34.8% | 16.5% | 2.2% | 0.27% |

(2) 参集予測結果

以上による職員の参集予測結果について、次ページ以降の図表に示す。

これらより、想定される南海トラフ巨大地震が発生した場合の勤務時間外の職員の非常参集は、発災後 3 時間までに約 25%、発災後 6 時間から 12 時間までは 30%強であり、発災初期の参集率は 3 割程度にとどまることが分かる。また、発災 1 日後で約 5 割弱、2 日で 8 割強、1 週間で約 97%となり、ほぼ 1 週間で職員の多くが参集できることとなる。

また、対策部別の参集率の推移から、発災後 1 日程度以降は、ほぼ同様の傾向となっているものの、発災初期半日程度までは、災害対策部ごとに大きくばらつきがあることが分かる。これは、参集場所が浸水エリアに位置する場合に、初期の参集ができないことも影響していると考えられ、南区本部、東区本部の参集率が 12 時間までは低めとなっているのは、その影響によるものと想定される。

表 4.2.2 班・経過時間別の想定参集者数

| 部名 | 対象 部員数 | 1 時 間 | 3 時 間 | 6 時 間 | 12 時 間 | 24 時 間 | 2 日 | 3 日 | 7 日 | 10 日 | 14 日 | 30 日 |
|---------------|-----------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|
| (災害対策本部) | 32 | 1 | 10 | 12 | 12 | 15 | 27 | 27 | 31 | 32 | 32 | 32 |
| 危機管理部 | 19 | 3 | 8 | 8 | 9 | 10 | 16 | 16 | 19 | 19 | 19 | 19 |
| 市長公室・政策部 | 45 | 0 | 14 | 19 | 20 | 24 | 37 | 37 | 43 | 45 | 45 | 45 |
| 総務部 | 73 | 3 | 18 | 25 | 26 | 32 | 58 | 61 | 71 | 73 | 73 | 73 |
| 財政部 | 101 | 5 | 16 | 22 | 22 | 36 | 78 | 79 | 96 | 99 | 99 | 100 |
| 市民生活部 | 87 | 3 | 22 | 25 | 27 | 40 | 72 | 72 | 85 | 87 | 87 | 87 |
| 市民協働部 | 102 | 0 | 10 | 14 | 16 | 40 | 84 | 85 | 99 | 102 | 102 | 102 |
| 保健福祉部・岡山っ子育て部 | 601 | 20 | 113 | 156 | 166 | 267 | 494 | 497 | 580 | 596 | 597 | 598 |
| 環境部 | 425 | 10 | 104 | 171 | 191 | 213 | 349 | 350 | 411 | 422 | 423 | 424 |
| 経済部 | 74 | 8 | 32 | 34 | 34 | 36 | 61 | 61 | 71 | 73 | 73 | 73 |
| 都市整備部 | 149 | 7 | 53 | 68 | 72 | 78 | 124 | 124 | 144 | 148 | 149 | 149 |
| 下水道河川部 | 157 | 5 | 41 | 64 | 65 | 74 | 130 | 130 | 152 | 157 | 157 | 157 |
| 会計部 | 8 | 0 | 1 | 3 | 3 | 3 | 7 | 7 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| 水道部 | 387 | 15 | 144 | 178 | 187 | 205 | 320 | 322 | 377 | 386 | 386 | 386 |
| 市場部 | 21 | 0 | 9 | 9 | 9 | 11 | 18 | 18 | 20 | 21 | 21 | 21 |
| 教育部 | 433 | 9 | 69 | 94 | 98 | 185 | 352 | 354 | 417 | 427 | 429 | 431 |
| 応援部 | 40 | 1 | 8 | 11 | 12 | 15 | 33 | 33 | 38 | 39 | 39 | 40 |
| 中区本部 | 324 | 31 | 122 | 138 | 139 | 160 | 270 | 270 | 315 | 323 | 323 | 323 |
| 北区本部 | 830 | 78 | 295 | 339 | 348 | 375 | 693 | 693 | 809 | 828 | 828 | 828 |
| 東区本部 | 243 | 5 | 25 | 35 | 35 | 95 | 200 | 202 | 237 | 242 | 242 | 242 |
| 南区本部 | 349 | 4 | 18 | 24 | 25 | 167 | 288 | 290 | 339 | 348 | 348 | 348 |
| 合計 | 4,500 | 208 | 1,132 | 1,449 | 1,516 | 2,081 | 3,711 | 3,728 | 4,362 | 4,475 | 4,480 | 4,486 |

表 4.2.3 班・経過時間別の想定参集率

| 部名 | 対象 部員数 | 1 時 間 | 3 時 間 | 6 時 間 | 12 時 間 | 24 時 間 | 2 日 | 3 日 | 7 日 | 10 日 | 14 日 | 30 日 |
|---------------|-----------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|
| (災害対策本部) | 32 | 3.1% | 31.3% | 37.5% | 37.5% | 46.9% | 84.4% | 84.4% | 96.9% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 危機管理部 | 19 | 15.8% | 42.1% | 42.1% | 47.4% | 52.6% | 84.2% | 84.2% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 市長公室・政策部 | 45 | 0.0% | 31.1% | 42.2% | 44.4% | 53.3% | 82.2% | 82.2% | 95.6% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 総務部 | 73 | 4.1% | 24.7% | 34.2% | 35.6% | 43.8% | 79.5% | 83.6% | 97.3% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 財政部 | 101 | 5.0% | 15.8% | 21.8% | 21.8% | 35.6% | 77.2% | 78.2% | 95.0% | 98.0% | 98.0% | 99.0% |
| 市民生活部 | 87 | 3.4% | 25.3% | 28.7% | 31.0% | 46.0% | 82.8% | 82.8% | 97.7% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 市民協働部 | 102 | 0.0% | 9.8% | 13.7% | 15.7% | 39.2% | 82.4% | 83.3% | 97.1% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 保健福祉部・岡山っ子育て部 | 601 | 3.3% | 18.8% | 26.0% | 27.6% | 44.4% | 82.2% | 82.7% | 96.5% | 99.2% | 99.3% | 99.5% |
| 環境部 | 425 | 2.4% | 24.5% | 40.2% | 44.9% | 50.1% | 82.1% | 82.4% | 96.7% | 99.3% | 99.5% | 99.8% |
| 経済部 | 74 | 10.8% | 43.2% | 45.9% | 45.9% | 48.6% | 82.4% | 82.4% | 95.9% | 98.6% | 98.6% | 98.6% |
| 都市整備部 | 149 | 4.7% | 35.6% | 45.6% | 48.3% | 52.3% | 83.2% | 83.2% | 96.6% | 99.3% | 100.0% | 100.0% |
| 下水道河川部 | 157 | 3.2% | 26.1% | 40.8% | 41.4% | 47.1% | 82.8% | 82.8% | 96.8% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 会計部 | 8 | 0.0% | 12.5% | 37.5% | 37.5% | 37.5% | 87.5% | 87.5% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 水道部 | 387 | 3.9% | 37.2% | 46.0% | 48.3% | 53.0% | 82.7% | 83.2% | 97.4% | 99.7% | 99.7% | 99.7% |
| 市場部 | 21 | 0.0% | 42.9% | 42.9% | 42.9% | 52.4% | 85.7% | 85.7% | 95.2% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 教育部 | 433 | 2.1% | 15.9% | 21.7% | 22.6% | 42.7% | 81.3% | 81.8% | 96.3% | 98.6% | 99.1% | 99.5% |
| 応援部 | 40 | 2.5% | 20.0% | 27.5% | 30.0% | 37.5% | 82.5% | 82.5% | 95.0% | 97.5% | 97.5% | 100.0% |
| 中区本部 | 324 | 9.6% | 37.7% | 42.6% | 42.9% | 49.4% | 83.3% | 83.3% | 97.2% | 99.7% | 99.7% | 99.7% |
| 北区本部 | 830 | 9.4% | 35.5% | 40.8% | 41.9% | 45.2% | 83.5% | 83.5% | 97.5% | 99.8% | 99.8% | 99.8% |
| 東区本部 | 243 | 2.1% | 10.3% | 14.4% | 14.4% | 39.1% | 82.3% | 83.1% | 97.5% | 99.6% | 99.6% | 99.6% |
| 南区本部 | 349 | 1.1% | 5.2% | 6.9% | 7.2% | 47.9% | 82.5% | 83.1% | 97.1% | 99.7% | 99.7% | 99.7% |
| 合計 | 4,500 | 4.6% | 25.2% | 32.2% | 33.7% | 46.2% | 82.5% | 82.8% | 96.9% | 99.4% | 99.6% | 99.7% |

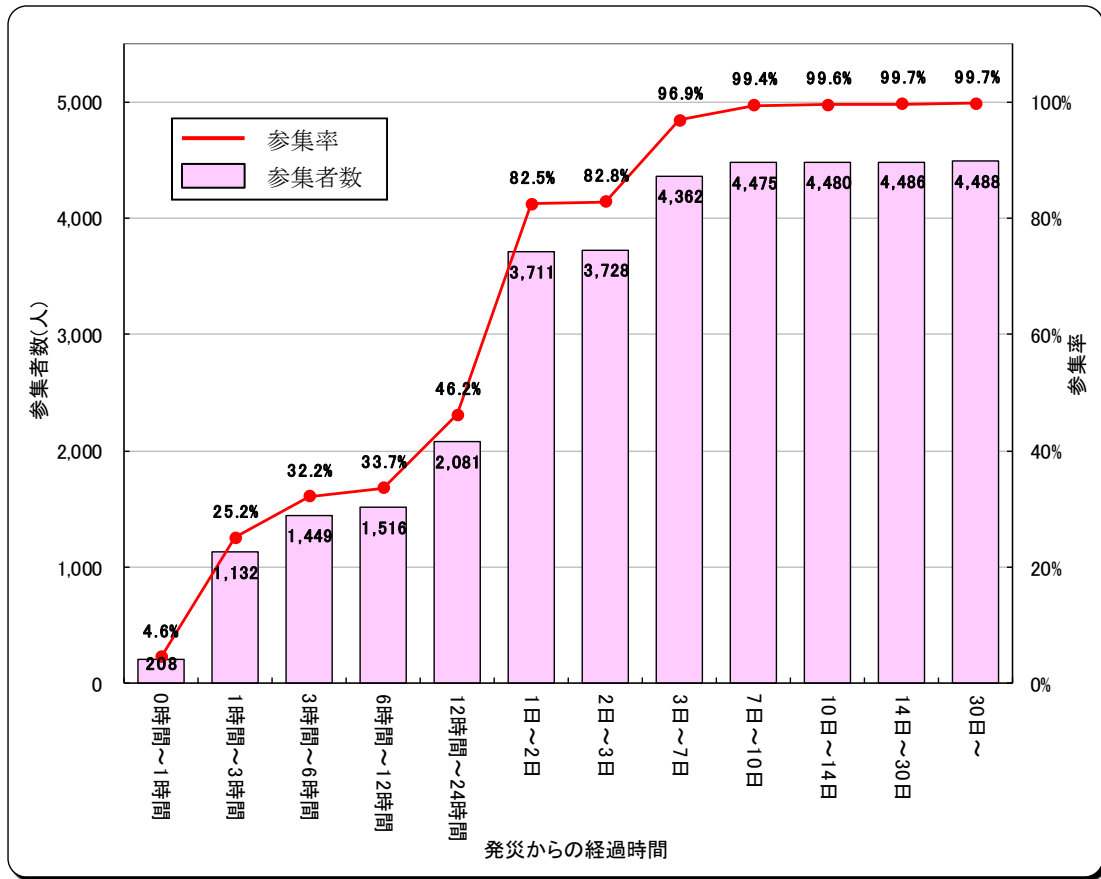


図 4.2.1 参加予測対象職員の時経過時間別の想定参加者数・参加率

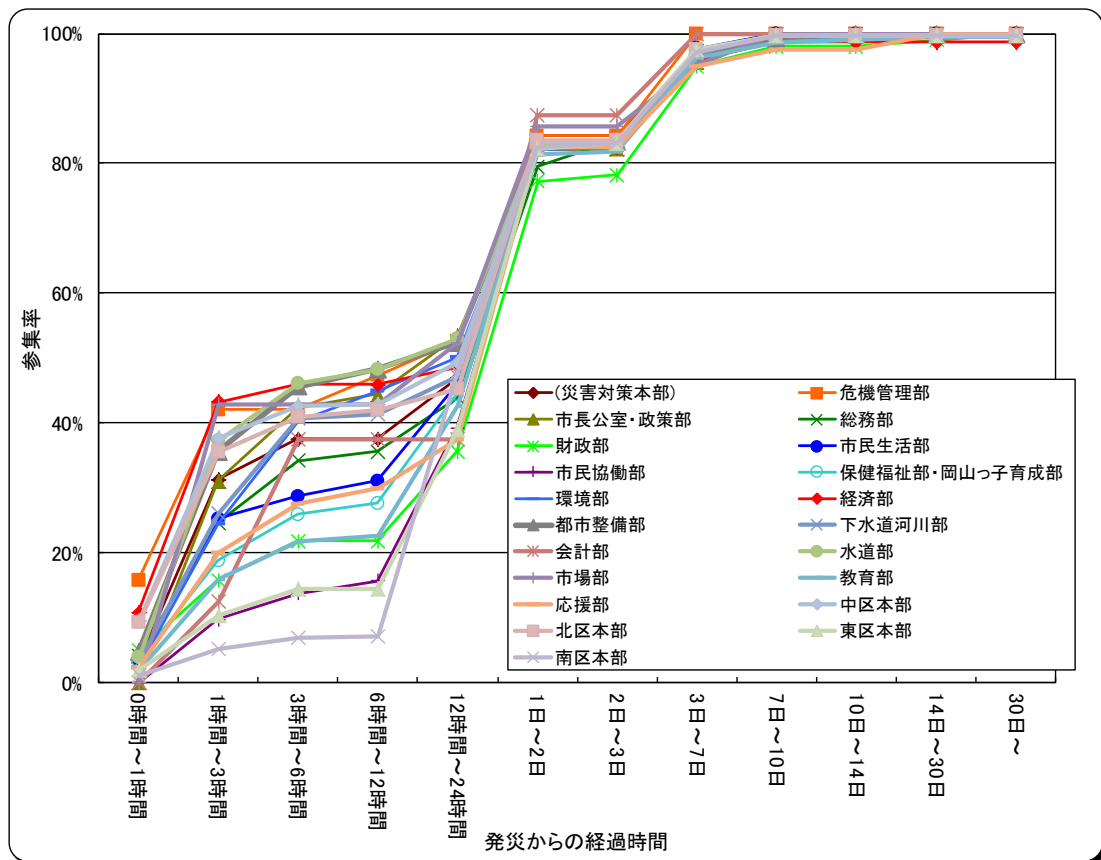


図 4.2.2 参加予測対象職員の時経過時間別の参加率

第5章 非常時優先業務の整理

5. 1 非常時優先業務の定義と選定方法

(1) 非常時優先業務の定義

災害時においても、市が行政として早期に実施すべき重要業務を非常時優先業務として明確化する。非常時優先業務は、災害発生時に市民の生命及び財産の保護、都市機能の維持及び早期回復を図るために実施すべき各種災害対応業務と、市民への影響を考慮して災害時においても継続あるいは早期再開すべき通常業務のことを指すものとし、以下のとおり定義する。

【非常時優先業務の定義】

非常時優先業務とは、発災から1か月以内に、優先的に実施・再開すべき業務であって、発災後に新たに発生する「災害対応業務」と、通常業務のうち早期に再開すべき「優先通常業務」の総称をいう。

(2) 非常時優先業務の選定方法

岡山市の非常時優先業務の選定は、以下に示す方法で実施した。また、非常時優先業務の整理においては、第3章で示した岡山市全体の業務継続目標を前提として、災害対策本部体制における班単位で、実施すべき業務の名称や担当部・班・部署、目標実施時期、必要職員数、必要システム等を整理した。

1) 災害対応業務

「岡山市地域防災計画（地震・津波災害対策編）」の「第3章 地震・津波災害応急対策計画」に定める各応急対応事項と、所掌事務を中心に、発災から1か月の間で実施すべき全ての業務を洗い出し、非常時優先業務として位置付けた。

2) 優先通常業務

本市が実施している通常時の全業務をリスト化し、全庁の業務継続目標、災害時における優先度の観点、及び市民生活に与える影響を鑑み、発災後1か月以内に再開すべきと判断した業務を非常時優先業務（優先通常業務）として位置付けた。なお、発災から1か月以内では再開しない業務については、休止業務と位置付けた。

5. 2 非常時優先業務の整理結果

前節の方法により選定した非常時優先業務の整理結果を以下に示す。なお、消防部については、災害時の指揮命令系統や人員運用等において独立性が高く、業務内容の専任性も高いことを踏まえ、本計画の選定では対象外としている。

選定した非常時優先業務は、全3,750業務で、災害対応業務1,376業務、優先通常業務2,374業務となる。通常業務における非常時優先業務（優先通常業務）の実施率（選定率）は46.1%となり、他自治体の2～4割程度と比べると、高めの結果と考えられる。なお、通常業務の残り2,781業務は、発災後1か月間については休止業務となる。

非常時優先業務を実施するために必要となる人員数は、発災直後より徐々に増える傾向であり、3～6時間後には3千人強、1日で5千人を超え、1週間以降では、7千人前後となる。この内、災害対応業務は、発災後2～3日までは、8～9割を占めるものの、3日後以降で優先通常業務が増加し、1か月後では、災害対応業務と優先通常業務がほぼ半々となることが分かる。

表5.2.1 非常時優先業務数※

| 業務の分類 | 全業務数 | 非常時優先業務数 | 休止業務数 | 実施率 |
|--------|-------|----------|-------|--------|
| 災害対応業務 | 1,376 | 1,376 | 0 | 100.0% |
| 通常業務 | 5,155 | 2,374 | 2,781 | 46.1% |
| 合計 | 6,531 | 3,750 | 2,781 | 57.4% |

※消防部の業務を除く

表5.2.2 非常時優先業務の必要人員数 (1/2)

| 部名 | 班名 | 0時間 ～ | 1時間 ～ | 3時間 ～ | 6時間 ～ | 12時間 ～ | 24時間 ～ | 2日 ～ | 3日 ～ | 7日 ～ | 10日 ～ | 14日 ～ | 30日 ～ |
|---------------|--------------|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|---------|---------|---------|----------|----------|----------|
| 危機管理部 | | 7.0 | 17.0 | 22.0 | 23.0 | 23.0 | 44.5 | 42.5 | 36.0 | 27.0 | 27.0 | 27.0 | 25.0 |
| | 危機管理班 | 7.0 | 17.0 | 22.0 | 23.0 | 23.0 | 44.5 | 42.5 | 36.0 | 27.0 | 27.0 | 27.0 | 25.0 |
| 市長公室・政策部 | | 53.0 | 67.5 | 71.5 | 71.5 | 71.5 | 120.0 | 120.0 | 120.5 | 120.0 | 119.5 | 121.5 | 48.5 |
| | 秘書班 | 5.0 | 9.5 | 10.5 | 10.5 | 10.5 | 9.5 | 9.5 | 9.5 | 9.0 | 9.0 | 9.0 | 9.0 |
| | 広報広聴班 | 45.0 | 55.0 | 58.0 | 58.0 | 58.0 | 107.0 | 107.0 | 107.0 | 107.0 | 107.0 | 109.0 | 34.0 |
| | 東京事務所班 | 3.0 | 3.0 | 3.0 | 3.0 | 3.0 | 3.5 | 3.5 | 4.0 | 4.0 | 3.5 | 3.5 | 5.5 |
| 総務部 | | 13.0 | 39.0 | 66.0 | 66.0 | 71.0 | 88.8 | 94.8 | 91.8 | 91.8 | 85.8 | 85.8 | 87.8 |
| | 総務応援班 | 9.0 | 20.0 | 21.0 | 21.0 | 23.0 | 24.0 | 30.0 | 25.0 | 25.0 | 25.0 | 25.0 | 26.0 |
| | 庁舎管理班 | 4.0 | 4.0 | 14.0 | 14.0 | 14.0 | 14.0 | 14.0 | 8.0 | 8.0 | 3.0 | 3.0 | 3.0 |
| | 人事班 | 0.0 | 5.0 | 11.0 | 11.0 | 11.0 | 11.3 | 11.3 | 12.3 | 12.3 | 7.3 | 7.3 | 6.3 |
| | 給与班 | 0.0 | 7.0 | 7.0 | 7.0 | 7.0 | 15.5 | 15.5 | 12.5 | 12.5 | 16.5 | 16.5 | 21.5 |
| | 情報班 | 0.0 | 3.0 | 13.0 | 13.0 | 16.0 | 24.0 | 24.0 | 34.0 | 34.0 | 34.0 | 34.0 | 31.0 |
| 財政部 | | 21.0 | 50.0 | 53.0 | 53.0 | 53.0 | 76.4 | 61.4 | 128.4 | 152.6 | 171.6 | 207.8 | 206.0 |
| | 財政班 | 4.0 | 4.0 | 7.0 | 7.0 | 7.0 | 11.0 | 11.0 | 27.0 | 33.0 | 52.0 | 52.0 | 52.0 |
| | 税務班 | 17.0 | 46.0 | 46.0 | 46.0 | 46.0 | 65.4 | 50.4 | 101.4 | 119.6 | 119.6 | 155.8 | 154.0 |
| 市民生活部 | | 4.0 | 19.0 | 60.0 | 64.0 | 64.0 | 114.0 | 99.0 | 102.0 | 116.5 | 112.5 | 104.5 | 74.5 |
| | 市民総務班 | 4.0 | 12.0 | 17.0 | 21.0 | 21.0 | 33.0 | 28.0 | 15.0 | 18.5 | 18.5 | 14.5 | 14.5 |
| | 生活安全班 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 33.0 | 28.0 | 61.0 | 72.0 | 72.0 | 85.0 | 55.0 |
| | 文化振興班 | 0.0 | 0.0 | 36.0 | 36.0 | 36.0 | 41.0 | 41.0 | 22.0 | 22.0 | 22.0 | 5.0 | 5.0 |
| | スポーツ振興班 | 0.0 | 7.0 | 7.0 | 7.0 | 7.0 | 7.0 | 2.0 | 4.0 | 4.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 市民協働部 | | 2.0 | 12.0 | 16.0 | 19.0 | 19.0 | 23.0 | 25.0 | 38.0 | 37.0 | 37.0 | 37.0 | 27.0 |
| | 市民協働班 | 0.0 | 10.0 | 10.0 | 13.0 | 13.0 | 17.0 | 19.0 | 26.0 | 25.0 | 25.0 | 25.0 | 15.0 |
| | 人権推進班 | 2.0 | 2.0 | 6.0 | 6.0 | 6.0 | 6.0 | 6.0 | 12.0 | 12.0 | 12.0 | 12.0 | 12.0 |
| 保健福祉部・岡山っ子育成部 | | 82.0 | 316.5 | 327.5 | 329.5 | 447.0 | 709.2 | 821.2 | 907.2 | 924.6 | 903.6 | 925.6 | 911.2 |
| | 保健福祉総務班 | 28.0 | 29.0 | 29.0 | 30.0 | 30.0 | 37.0 | 37.0 | 35.0 | 27.0 | 27.0 | 27.0 | 27.0 |
| | 福祉援護班 | 0.0 | 0.0 | 6.0 | 6.0 | 8.0 | 25.0 | 25.0 | 45.8 | 46.3 | 46.3 | 47.3 | 51.5 |
| | 福祉救護班 | 31.0 | 46.5 | 46.5 | 47.5 | 69.5 | 135.2 | 135.2 | 136.4 | 139.3 | 109.3 | 112.3 | 101.9 |
| | 児童救護班 | 19.0 | 216.0 | 215.0 | 215.0 | 308.5 | 372.0 | 393.0 | 377.0 | 380.5 | 349.5 | 349.5 | 344.5 |
| | 保健管理班 | 0.0 | 0.0 | 6.0 | 6.0 | 6.0 | 25.0 | 25.0 | 19.0 | 17.0 | 17.0 | 17.0 | 17.0 |
| | 保健所班 | 4.0 | 25.0 | 25.0 | 25.0 | 25.0 | 115.0 | 206.0 | 294.0 | 314.5 | 354.5 | 372.5 | 369.3 |
| 環境部 | | 0.0 | 9.0 | 75.0 | 75.0 | 75.0 | 98.0 | 94.0 | 70.0 | 274.2 | 282.9 | 783.4 | 783.4 |
| | 環境総務班 | 0.0 | 3.0 | 7.0 | 7.0 | 7.0 | 7.0 | 7.0 | 4.0 | 4.0 | 4.0 | 4.0 | 4.0 |
| | 環境保全班 | 0.0 | 0.0 | 8.0 | 8.0 | 8.0 | 11.0 | 8.0 | 6.0 | 6.0 | 9.0 | 18.0 | 18.0 |
| | 環境事業班 | 0.0 | 6.0 | 32.0 | 32.0 | 32.0 | 41.0 | 41.0 | 53.0 | 113.0 | 117.0 | 488.7 | 488.7 |
| | 環境施設班 | 0.0 | 0.0 | 28.0 | 28.0 | 28.0 | 39.0 | 38.0 | 7.0 | 151.2 | 152.9 | 272.7 | 272.7 |
| 経済部 | | 39.0 | 41.0 | 41.0 | 41.0 | 41.0 | 43.0 | 37.0 | 41.0 | 42.0 | 142.0 | 143.0 | 146.0 |
| | 経済総務班 | 4.0 | 6.0 | 6.0 | 6.0 | 6.0 | 7.0 | 7.0 | 6.0 | 9.0 | 109.0 | 112.0 | 115.0 |
| | 観光コンベンション推進班 | 12.0 | 12.0 | 12.0 | 12.0 | 12.0 | 9.0 | 5.0 | 5.0 | 4.0 | 4.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 農林水産班 | 23.0 | 23.0 | 23.0 | 23.0 | 23.0 | 27.0 | 25.0 | 30.0 | 29.0 | 29.0 | 31.0 | 31.0 |
| 都市整備部 | | 21.0 | 39.0 | 89.0 | 89.0 | 89.0 | 162.0 | 167.0 | 184.0 | 182.0 | 227.0 | 289.0 | 206.0 |
| | 都市総務班 | 8.0 | 8.0 | 8.0 | 8.0 | 8.0 | 8.0 | 6.0 | 6.0 | 4.0 | 4.0 | 4.0 | 2.0 |
| | 公園緑地班 | 0.0 | 2.0 | 13.0 | 13.0 | 13.0 | 17.0 | 17.0 | 12.0 | 12.0 | 12.0 | 12.0 | 2.0 |
| | 土木班 | 0.0 | 2.0 | 35.0 | 35.0 | 35.0 | 57.0 | 57.0 | 39.0 | 40.0 | 40.0 | 40.0 | 8.0 |
| | 建築指導班 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 11.0 | 5.0 | 17.0 | 20.0 | 20.0 | 18.0 | 17.0 |
| | 開発指導班 | 2.0 | 5.0 | 5.0 | 5.0 | 5.0 | 20.0 | 18.0 | 21.0 | 21.0 | 21.0 | 40.0 | 40.0 |
| | 公共建築班 | 3.0 | 8.0 | 8.0 | 8.0 | 8.0 | 18.0 | 13.0 | 26.0 | 26.0 | 63.0 | 89.0 | 59.0 |
| | 住宅班 | 0.0 | 3.0 | 9.0 | 9.0 | 9.0 | 18.0 | 21.0 | 25.0 | 25.0 | 33.0 | 52.0 | 44.0 |
| | 応援班 | 6.0 | 9.0 | 9.0 | 9.0 | 9.0 | 13.0 | 30.0 | 38.0 | 34.0 | 34.0 | 34.0 | 34.0 |
| 下水道河川部 | | 128.0 | 137.0 | 223.5 | 226.5 | 220.5 | 277.2 | 274.2 | 453.2 | 471.2 | 313.2 | 283.2 | 283.2 |
| | 下水道班 | 128.0 | 128.0 | 212.0 | 214.0 | 208.0 | 262.0 | 262.0 | 443.0 | 461.0 | 303.0 | 273.0 | 273.0 |
| | 河川班 | 0.0 | 9.0 | 11.5 | 12.5 | 12.5 | 15.2 | 12.2 | 10.2 | 10.2 | 10.2 | 10.2 | 10.2 |
| 会計部 | | 0.0 | 0.0 | 10.0 | 10.0 | 10.0 | 10.0 | 10.0 | 13.0 | 28.6 | 28.6 | 28.6 | 29.7 |
| | 会計班 | 0.0 | 0.0 | 10.0 | 10.0 | 10.0 | 10.0 | 10.0 | 13.0 | 28.6 | 28.6 | 28.6 | 29.7 |
| 水道部 | | 76.3 | 499.9 | 542.4 | 543.4 | 669.4 | 849.5 | 848.5 | 1,007.9 | 1,105.9 | 1,106.7 | 1,107.7 | 990.7 |
| | 水道総務班 | 14.6 | 21.6 | 32.5 | 33.5 | 33.5 | 29.5 | 31.5 | 34.1 | 37.5 | 38.3 | 38.3 | 38.3 |
| | 計画班 | 1.2 | 2.3 | 2.9 | 2.9 | 2.9 | 3.5 | 3.5 | 6.6 | 6.6 | 6.6 | 6.6 | 6.6 |
| | 浄水対策班 | 34.0 | 71.0 | 79.0 | 79.0 | 205.0 | 203.0 | 203.0 | 166.0 | 151.0 | 151.0 | 151.0 | 43.0 |
| | 水質対策班 | 8.5 | 16.5 | 16.5 | 16.5 | 16.5 | 11.5 | 8.5 | 8.5 | 8.5 | 8.5 | 8.5 | 2.5 |
| | 給水対策班 | 18.0 | 388.5 | 411.5 | 411.5 | 411.5 | 602.0 | 602.0 | 792.7 | 902.3 | 902.3 | 903.3 | 900.3 |

表5.2.2 非常時優先業務の必要人員数 (2/2)

| 部名 | 班名 | 0時間～ | 1時間～ | 3時間～ | 6時間～ | 12時間～ | 24時間～ | 2日～ | 3日～ | 7日～ | 10日～ | 14日～ | 30日～ |
|------|--------------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 市場部 | | 3.0 | 3.0 | 19.0 | 19.0 | 19.0 | 25.0 | 25.0 | 22.0 | 22.0 | 24.0 | 19.0 | 19.0 |
| | 市場班 | 3.0 | 3.0 | 19.0 | 19.0 | 19.0 | 25.0 | 25.0 | 22.0 | 22.0 | 24.0 | 19.0 | 19.0 |
| 教育部 | | 22.0 | 22.0 | 60.0 | 64.5 | 105.5 | 205.5 | 242.5 | 311.7 | 256.7 | 244.7 | 299.8 | 311.9 |
| | 教育総務班 | 10.0 | 10.0 | 10.0 | 10.0 | 10.0 | 16.0 | 16.0 | 26.0 | 24.0 | 18.0 | 22.0 | 18.0 |
| | 学校施設班 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 28.0 | 23.0 | 23.0 | 61.0 | 40.0 | 29.0 | 52.4 | 44.4 |
| | 学校班 | 10.0 | 10.0 | 10.0 | 10.0 | 25.0 | 26.0 | 26.0 | 47.7 | 61.7 | 61.7 | 63.9 | 64.0 |
| | 保健体育班 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 4.5 | 4.5 | 10.5 | 10.5 | 8.0 | 6.0 | 9.0 | 9.0 | 38.0 |
| | 生涯学習班 | 0.0 | 0.0 | 38.0 | 38.0 | 38.0 | 130.0 | 167.0 | 169.0 | 125.0 | 127.0 | 152.5 | 147.5 |
| 応援部 | | 7.0 | 17.0 | 26.1 | 28.1 | 28.1 | 34.2 | 31.2 | 34.2 | 51.2 | 54.2 | 55.2 | 60.2 |
| | 議会班 | 0.0 | 0.0 | 6.0 | 6.0 | 6.0 | 10.0 | 10.0 | 10.0 | 27.0 | 23.0 | 23.0 | 30.0 |
| | 選管班 | 0.0 | 1.0 | 4.0 | 6.0 | 6.0 | 7.0 | 9.0 | 5.0 | 7.0 | 7.0 | 7.0 | 7.0 |
| | 監査班 | 4.0 | 4.0 | 4.0 | 4.0 | 4.0 | 4.0 | 4.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 0.0 |
| | 人事委員班 | 3.0 | 3.0 | 3.0 | 3.0 | 3.0 | 4.1 | 2.1 | 2.1 | 2.1 | 3.1 | 2.1 | 2.1 |
| | 農業班 | 0.0 | 9.0 | 9.1 | 9.1 | 9.1 | 9.1 | 6.1 | 16.1 | 14.1 | 21.1 | 21.1 | 21.1 |
| 中区本部 | | 40.3 | 187.3 | 242.8 | 249.8 | 251.8 | 304.5 | 305.5 | 309.8 | 392.3 | 389.3 | 416.2 | 397.5 |
| | 総務班 | 23.3 | 159.3 | 160.8 | 164.8 | 166.8 | 154.0 | 155.0 | 65.0 | 118.3 | 118.3 | 131.2 | 115.5 |
| | 農林班 | 0.0 | 2.0 | 14.0 | 14.0 | 14.0 | 23.5 | 23.5 | 57.5 | 81.5 | 81.5 | 81.5 | 82.5 |
| | 土木班 | 2.0 | 8.0 | 37.0 | 37.0 | 37.0 | 42.0 | 42.0 | 34.0 | 36.0 | 32.0 | 32.0 | 28.0 |
| | 地域センター班（富山） | 15.0 | 18.0 | 18.0 | 21.0 | 21.0 | 21.0 | 21.0 | 40.0 | 41.0 | 42.0 | 56.0 | 56.0 |
| | 福祉事務所班 | 0.0 | 0.0 | 13.0 | 13.0 | 13.0 | 64.0 | 64.0 | 113.3 | 115.5 | 115.5 | 115.5 | 115.5 |
| 北区本部 | | 95.3 | 348.9 | 812.9 | 803.4 | 840.4 | 1,071.3 | 1,053.3 | 1,098.2 | 1,264.7 | 1,264.5 | 1,351.3 | 1,390.7 |
| | 総務班 | 12.7 | 49.7 | 328.7 | 323.7 | 329.7 | 355.9 | 348.9 | 139.0 | 259.7 | 270.7 | 318.2 | 317.0 |
| | 農林班 | 2.0 | 10.0 | 14.0 | 14.0 | 14.0 | 12.0 | 12.0 | 19.5 | 18.0 | 18.0 | 19.0 | 10.8 |
| | 土木班 | 0.0 | 0.0 | 74.0 | 74.0 | 74.0 | 84.0 | 82.0 | 60.7 | 56.3 | 54.3 | 68.3 | 69.3 |
| | 分室班 | 5.0 | 54.0 | 56.0 | 56.0 | 89.0 | 147.0 | 149.0 | 255.0 | 253.0 | 253.0 | 251.0 | 374.0 |
| | 支所班（御津） | 46.8 | 72.8 | 81.8 | 81.8 | 81.8 | 140.9 | 148.9 | 181.2 | 187.8 | 187.8 | 190.2 | 113.2 |
| | 支所班（建部） | 27.8 | 136.8 | 137.8 | 137.8 | 135.8 | 109.3 | 110.8 | 109.6 | 127.7 | 128.5 | 148.6 | 150.4 |
| | 地域センター班（一宮） | 0.0 | 0.0 | 13.5 | 12.5 | 12.5 | 11.5 | 9.5 | 5.0 | 13.0 | 13.0 | 13.0 | 13.0 |
| | 地域センター班（津高） | 0.5 | 2.5 | 14.0 | 13.0 | 13.0 | 11.0 | 11.0 | 11.7 | 11.7 | 11.7 | 12.7 | 12.7 |
| | 地域センター班（高松） | 0.0 | 0.0 | 14.0 | 13.0 | 13.0 | 12.0 | 12.0 | 9.0 | 28.0 | 28.0 | 28.0 | 28.0 |
| | 地域センター班（吉備） | 0.0 | 12.0 | 13.0 | 12.0 | 12.0 | 16.0 | 15.0 | 15.0 | 15.0 | 15.0 | 15.0 | 15.0 |
| | 地域センター班（足守） | 0.5 | 11.1 | 11.1 | 10.6 | 10.6 | 12.7 | 6.2 | 12.5 | 12.5 | 12.5 | 13.3 | 13.3 |
| | 福祉事務所班（北区中央） | 0.0 | 0.0 | 25.0 | 25.0 | 25.0 | 85.0 | 75.0 | 165.0 | 167.0 | 157.0 | 157.0 | 157.0 |
| | 福祉事務所班（北区北） | 0.0 | 0.0 | 29.0 | 29.0 | 29.0 | 53.0 | 52.0 | 95.0 | 95.0 | 95.0 | 97.0 | 97.0 |
| 東区本部 | | 78.5 | 247.5 | 307.5 | 335.0 | 354.0 | 516.2 | 499.4 | 610.9 | 696.3 | 701.3 | 785.0 | 817.9 |
| | 総務班 | 35.0 | 100.0 | 99.0 | 102.5 | 106.5 | 111.5 | 106.5 | 121.6 | 131.6 | 134.6 | 144.7 | 175.9 |
| | 農林班 | 0.0 | 25.0 | 25.0 | 25.0 | 25.0 | 28.0 | 26.0 | 26.0 | 38.0 | 40.0 | 40.0 | 40.0 |
| | 土木班 | 0.0 | 7.0 | 22.0 | 34.0 | 42.0 | 54.0 | 47.0 | 66.5 | 56.1 | 56.1 | 46.6 | 46.6 |
| | 支所班（瀬戸） | 43.5 | 101.5 | 126.5 | 138.5 | 145.5 | 232.7 | 237.9 | 251.0 | 325.3 | 325.3 | 410.4 | 412.1 |
| | 地域センター班（上道） | 0.0 | 14.0 | 20.0 | 20.0 | 20.0 | 55.0 | 52.0 | 79.0 | 77.0 | 77.0 | 75.0 | 75.0 |
| | 福祉事務所班 | 0.0 | 0.0 | 15.0 | 15.0 | 15.0 | 35.0 | 30.0 | 66.8 | 68.3 | 68.3 | 68.3 | 68.3 |
| 南区本部 | | 35.2 | 216.2 | 323.2 | 321.2 | 361.9 | 503.7 | 479.7 | 520.9 | 624.3 | 621.3 | 617.9 | 599.6 |
| | 総務班 | 27.9 | 110.4 | 109.4 | 107.4 | 107.4 | 109.2 | 104.2 | 66.6 | 105.7 | 115.7 | 133.0 | 126.8 |
| | 農林班 | 0.0 | 4.0 | 12.0 | 12.0 | 12.0 | 33.5 | 33.5 | 31.5 | 53.6 | 51.6 | 52.3 | 49.3 |
| | 土木班 | 0.0 | 24.0 | 28.0 | 28.0 | 28.0 | 41.5 | 49.5 | 50.5 | 61.5 | 61.5 | 61.5 | 53.5 |
| | 支所班（灘崎） | 0.0 | 37.0 | 71.0 | 74.0 | 114.7 | 127.7 | 123.7 | 153.7 | 175.0 | 176.0 | 154.0 | 152.0 |
| | 地域センター班（妹尾） | 0.0 | 2.0 | 11.5 | 11.5 | 11.5 | 12.5 | 10.5 | 8.5 | 15.0 | 14.0 | 14.0 | 14.0 |
| | 地域センター班（福田） | 0.0 | 0.0 | 13.0 | 13.0 | 13.0 | 22.4 | 21.4 | 13.4 | 11.4 | 11.4 | 11.4 | 11.4 |
| | 地域センター班（興除） | 0.3 | 2.3 | 9.3 | 8.3 | 8.3 | 10.0 | 8.0 | 5.8 | 7.5 | 7.5 | 8.2 | 9.0 |
| | 地域センター班（藤田） | 1.0 | 11.0 | 10.0 | 8.0 | 8.0 | 21.0 | 19.0 | 19.4 | 19.4 | 18.4 | 18.4 | 18.4 |
| | 地域センター班（児島） | 6.0 | 17.5 | 20.0 | 20.0 | 20.0 | 18.0 | 15.0 | 14.0 | 12.0 | 12.0 | 12.0 | 12.0 |
| | 地域センター班（福浜） | 0.0 | 8.0 | 10.0 | 10.0 | 10.0 | 12.0 | 11.0 | 8.0 | 10.7 | 10.7 | 10.7 | 10.7 |
| | 福祉事務所班（南区西） | 0.0 | 0.0 | 13.0 | 13.0 | 13.0 | 50.0 | 45.0 | 71.0 | 72.5 | 67.5 | 67.5 | 67.5 |
| | 福祉事務所班（南区南） | 0.0 | 0.0 | 16.0 | 16.0 | 16.0 | 46.0 | 39.0 | 78.5 | 80.0 | 75.0 | 75.0 | 75.0 |
| | 合計 | 727.5 | 2,288.7 | 3,388.3 | 3,431.8 | 3,814.0 | 5,275.9 | 5,331.1 | 6,100.6 | 6,880.8 | 6,856.6 | 7,688.4 | 7,415.8 |

表5.2.3 非常時優先業務の業務数 (1/2)

| 部名 | 班名 | 0時間～ | 1時間～ | 3時間～ | 6時間～ | 12時間～ | 24時間～ | 2日～ | 3日～ | 7日～ | 10日～ | 14日～ | 30日～ | 休止業務 |
|---------------|--------------|------|------|------|------|-------|-------|-----|-----|-----|------|------|------|------|
| 危機管理部 | | 6 | 12 | 17 | 18 | 18 | 38 | 36 | 33 | 24 | 24 | 24 | 23 | 16 |
| | 危機管理班 | 6 | 12 | 17 | 18 | 18 | 38 | 36 | 33 | 24 | 24 | 24 | 23 | 0 |
| 市長公室・政策部 | | 12 | 19 | 21 | 21 | 21 | 29 | 29 | 30 | 29 | 28 | 29 | 24 | 32 |
| | 秘書班 | 3 | 6 | 7 | 7 | 7 | 6 | 6 | 6 | 5 | 5 | 5 | 5 | 0 |
| | 広報広聴班 | 6 | 10 | 11 | 11 | 11 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 20 | 14 | 0 |
| | 東京事務所班 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 4 | 4 | 5 | 5 | 4 | 4 | 5 | 0 |
| 総務部 | | 4 | 13 | 20 | 20 | 22 | 32 | 33 | 37 | 37 | 36 | 36 | 36 | 89 |
| | 総務応援班 | 3 | 8 | 9 | 9 | 10 | 11 | 12 | 11 | 11 | 11 | 11 | 13 | 0 |
| | 庁舎管理班 | 1 | 1 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 | 0 |
| | 人事班 | 0 | 1 | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 | 5 | 5 | 4 | 4 | 3 | 0 |
| | 給与班 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 | 7 | 7 | 6 | 6 | 7 | 7 | 7 | 0 |
| | 情報班 | 0 | 1 | 4 | 4 | 5 | 8 | 8 | 12 | 12 | 12 | 12 | 11 | 0 |
| 財政部 | | 6 | 13 | 14 | 14 | 14 | 24 | 22 | 45 | 61 | 64 | 77 | 79 | 64 |
| | 財政班 | 4 | 4 | 5 | 5 | 5 | 6 | 6 | 12 | 14 | 17 | 17 | 17 | 0 |
| | 税務班 | 2 | 9 | 9 | 9 | 9 | 18 | 16 | 33 | 47 | 47 | 60 | 62 | 0 |
| 市民生活部 | | 1 | 6 | 16 | 17 | 17 | 25 | 21 | 18 | 28 | 26 | 30 | 27 | 47 |
| | 市民総務班 | 1 | 3 | 4 | 5 | 5 | 6 | 5 | 4 | 7 | 7 | 6 | 6 | 0 |
| | 生活安全班 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 5 | 7 | 14 | 14 | 23 | 20 | 0 |
| | 文化振興班 | 0 | 0 | 9 | 9 | 9 | 10 | 10 | 5 | 5 | 5 | 1 | 1 | 0 |
| | スポーツ振興班 | 0 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 1 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 市民協働部 | | 1 | 4 | 5 | 6 | 6 | 8 | 9 | 14 | 14 | 14 | 14 | 8 | 43 |
| | 市民協働班 | 0 | 3 | 3 | 4 | 4 | 6 | 7 | 10 | 10 | 10 | 10 | 4 | 0 |
| | 人権推進班 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 0 |
| 保健福祉部・岡山っ子育て部 | | 19 | 50 | 53 | 55 | 65 | 159 | 169 | 204 | 234 | 241 | 263 | 278 | 316 |
| | 保健福祉総務班 | 6 | 7 | 7 | 8 | 8 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 0 |
| | 福祉援護班 | 0 | 0 | 2 | 2 | 3 | 13 | 13 | 25 | 26 | 26 | 28 | 31 | 0 |
| | 福祉救護班 | 6 | 12 | 12 | 13 | 16 | 61 | 61 | 67 | 73 | 72 | 77 | 87 | 0 |
| | 児童救護班 | 5 | 22 | 21 | 21 | 27 | 38 | 39 | 49 | 62 | 60 | 60 | 60 | 0 |
| | 保健管理班 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 9 | 9 | 7 | 6 | 6 | 6 | 6 | 0 |
| | 保健所班 | 2 | 9 | 9 | 9 | 9 | 24 | 33 | 42 | 53 | 63 | 78 | 80 | 0 |
| 環境部 | | 0 | 2 | 13 | 13 | 13 | 16 | 16 | 16 | 19 | 25 | 105 | 105 | 123 |
| | 環境総務班 | 0 | 1 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 0 |
| | 環境保全班 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 | 2 | 2 | 3 | 5 | 5 | 0 |
| | 環境事業班 | 0 | 1 | 4 | 4 | 4 | 6 | 6 | 10 | 11 | 12 | 52 | 52 | 0 |
| | 環境施設班 | 0 | 0 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 2 | 4 | 8 | 46 | 46 | 0 |
| 経済部 | | 16 | 18 | 18 | 18 | 18 | 20 | 17 | 20 | 20 | 21 | 24 | 25 | 109 |
| | 経済総務班 | 1 | 3 | 3 | 3 | 3 | 4 | 4 | 3 | 5 | 6 | 8 | 9 | 0 |
| | 観光コンベンション推進班 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 | 2 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | 農林水産班 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 13 | 11 | 15 | 14 | 14 | 16 | 16 | 0 |
| 都市整備部 | | 7 | 13 | 23 | 23 | 23 | 38 | 39 | 54 | 57 | 65 | 98 | 81 | 180 |
| | 都市総務班 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 | 1 | 0 |
| | 公園緑地班 | 0 | 1 | 4 | 4 | 4 | 6 | 6 | 5 | 5 | 5 | 5 | 1 | 0 |
| | 土木班 | 0 | 1 | 7 | 7 | 7 | 10 | 10 | 9 | 10 | 10 | 10 | 6 | 0 |
| | 建築指導班 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 | 3 | 7 | 12 | 12 | 39 | 38 | 0 |
| | 開発指導班 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 | 2 | 3 | 3 | 3 | 7 | 7 | 0 |
| | 公共建築班 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 | 2 | 3 | 3 | 6 | 7 | 3 | 0 |
| | 住宅班 | 0 | 1 | 2 | 2 | 2 | 5 | 6 | 9 | 9 | 14 | 15 | 12 | 0 |
| | 応援班 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 4 | 7 | 15 | 13 | 13 | 13 | 13 | 0 |
| 下水道河川部 | | 39 | 48 | 48 | 50 | 48 | 58 | 55 | 50 | 55 | 58 | 47 | 47 | 155 |
| | 下水道班 | 39 | 39 | 36 | 38 | 36 | 43 | 43 | 40 | 45 | 48 | 37 | 37 | 0 |
| | 河川班 | 0 | 9 | 12 | 12 | 12 | 15 | 12 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 0 |
| 会計部 | | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 5 | 18 | 18 | 18 | 22 | 3 |
| | 会計班 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 5 | 18 | 18 | 18 | 22 | 0 |
| 水道部 | | 34 | 52 | 74 | 75 | 94 | 93 | 93 | 137 | 152 | 156 | 157 | 136 | 303 |
| | 水道総務班 | 9 | 14 | 28 | 29 | 29 | 28 | 29 | 39 | 49 | 53 | 53 | 54 | 0 |
| | 計画班 | 4 | 6 | 8 | 8 | 8 | 10 | 10 | 32 | 32 | 32 | 32 | 32 | 0 |
| | 浄水対策班 | 14 | 20 | 24 | 24 | 43 | 42 | 42 | 37 | 37 | 37 | 37 | 18 | 0 |
| | 水質対策班 | 5 | 7 | 7 | 7 | 7 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 2 | 0 |
| | 給水対策班 | 2 | 5 | 7 | 7 | 7 | 8 | 8 | 25 | 30 | 30 | 31 | 30 | 0 |

表5.2.3 非常時優先業務の業務数 (2/2)

| 部名 | 班名 | 0時間～ | 1時間～ | 3時間～ | 6時間～ | 12時間～ | 24時間～ | 2日～ | 3日～ | 7日～ | 10日～ | 14日～ | 30日～ | 休上業務 |
|------|--------------|------|------|------|------|-------|-------|-----|-----|-----|------|------|------|------|
| 市場部 | | 1 | 1 | 5 | 5 | 5 | 8 | 8 | 7 | 7 | 8 | 7 | 7 | 7 |
| | 市場班 | 1 | 1 | 5 | 5 | 5 | 8 | 8 | 7 | 7 | 8 | 7 | 7 | 0 |
| 教育部 | | 6 | 6 | 10 | 11 | 16 | 37 | 41 | 59 | 72 | 72 | 107 | 120 | 94 |
| | 教育総務班 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 7 | 7 | 12 | 15 | 13 | 21 | 19 | 0 |
| | 学校施設班 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 | 3 | 3 | 5 | 3 | 2 | 19 | 19 | 0 |
| | 学校班 | 2 | 2 | 2 | 2 | 4 | 5 | 5 | 15 | 30 | 30 | 35 | 36 | 0 |
| | 保健体育班 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 | 13 | 0 |
| | 生涯学習班 | 0 | 0 | 4 | 4 | 4 | 20 | 24 | 25 | 22 | 24 | 29 | 33 | 0 |
| 応援部 | | 4 | 8 | 13 | 14 | 14 | 20 | 19 | 23 | 35 | 42 | 44 | 49 | 49 |
| | 議会班 | 0 | 0 | 3 | 3 | 3 | 5 | 5 | 4 | 14 | 13 | 13 | 20 | 0 |
| | 選管班 | 0 | 1 | 2 | 3 | 3 | 4 | 5 | 4 | 5 | 5 | 5 | 5 | 0 |
| | 監査班 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| | 人事委員班 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 6 | 5 | 0 |
| | 農業班 | 0 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 | 10 | 11 | 19 | 19 | 19 | 0 |
| 中区本部 | | 17 | 28 | 42 | 45 | 46 | 58 | 58 | 129 | 190 | 190 | 220 | 230 | 177 |
| | 総務班 | 7 | 15 | 17 | 19 | 20 | 20 | 21 | 36 | 70 | 70 | 86 | 96 | 0 |
| | 農林班 | 0 | 1 | 3 | 3 | 3 | 6 | 6 | 15 | 37 | 37 | 37 | 38 | 0 |
| | 土木班 | 1 | 3 | 11 | 11 | 11 | 12 | 12 | 13 | 15 | 14 | 14 | 13 | 0 |
| | 地域センター班（富山） | 9 | 9 | 9 | 10 | 10 | 12 | 11 | 31 | 32 | 33 | 47 | 47 | 0 |
| | 福祉事務所班 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 8 | 8 | 34 | 36 | 36 | 36 | 36 | 0 |
| 北区本部 | | 34 | 116 | 173 | 167 | 179 | 254 | 259 | 350 | 434 | 438 | 483 | 586 | 530 |
| | 総務班 | 7 | 21 | 22 | 21 | 22 | 32 | 30 | 51 | 83 | 85 | 108 | 123 | 0 |
| | 農林班 | 1 | 3 | 4 | 4 | 4 | 8 | 8 | 11 | 17 | 17 | 23 | 22 | 0 |
| | 土木班 | 0 | 0 | 10 | 10 | 10 | 14 | 13 | 21 | 23 | 22 | 27 | 27 | 0 |
| | 分室班 | 1 | 14 | 15 | 15 | 27 | 39 | 46 | 81 | 81 | 81 | 80 | 156 | 0 |
| | 支所班（御津） | 8 | 18 | 21 | 21 | 21 | 49 | 53 | 67 | 90 | 90 | 102 | 100 | 0 |
| | 支所班（建部） | 16 | 44 | 45 | 45 | 44 | 54 | 58 | 76 | 97 | 101 | 101 | 116 | 0 |
| | 地域センター班（一宮） | 0 | 0 | 10 | 9 | 9 | 8 | 7 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 0 |
| | 地域センター班（津高） | 0 | 1 | 10 | 9 | 9 | 8 | 8 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 0 |
| | 地域センター班（高松） | 0 | 0 | 9 | 8 | 8 | 7 | 7 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 0 |
| | 地域センター班（吉備） | 0 | 6 | 7 | 6 | 6 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 0 |
| | 地域センター班（足守） | 1 | 9 | 9 | 8 | 8 | 8 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 0 |
| | 福祉事務所班（北区中央） | 0 | 0 | 4 | 4 | 4 | 11 | 10 | 10 | 10 | 9 | 9 | 9 | 0 |
| | 福祉事務所班（北区北） | 0 | 0 | 6 | 6 | 6 | 8 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 0 |
| 東区本部 | | 28 | 65 | 73 | 79 | 84 | 177 | 184 | 311 | 395 | 397 | 497 | 555 | 206 |
| | 総務班 | 14 | 21 | 20 | 22 | 25 | 35 | 33 | 81 | 91 | 94 | 110 | 151 | 0 |
| | 農林班 | 0 | 5 | 5 | 5 | 5 | 6 | 5 | 5 | 8 | 7 | 7 | 7 | 0 |
| | 土木班 | 0 | 2 | 5 | 6 | 6 | 9 | 22 | 28 | 27 | 27 | 34 | 34 | 0 |
| | 支所班（瀬戸） | 14 | 29 | 28 | 31 | 33 | 75 | 75 | 105 | 176 | 176 | 254 | 271 | 0 |
| | 地域センター班（上道） | 0 | 8 | 12 | 12 | 12 | 44 | 42 | 58 | 57 | 57 | 56 | 56 | 0 |
| | 福祉事務所班 | 0 | 0 | 3 | 3 | 3 | 8 | 7 | 34 | 36 | 36 | 36 | 36 | 0 |
| 南区本部 | | 34 | 99 | 153 | 150 | 159 | 305 | 292 | 367 | 467 | 467 | 483 | 500 | 238 |
| | 総務班 | 27 | 38 | 39 | 38 | 38 | 46 | 44 | 58 | 85 | 89 | 104 | 119 | 0 |
| | 農林班 | 0 | 2 | 5 | 5 | 5 | 16 | 16 | 15 | 41 | 40 | 43 | 43 | 0 |
| | 土木班 | 0 | 5 | 6 | 6 | 6 | 11 | 11 | 12 | 14 | 14 | 14 | 12 | 0 |
| | 支所班（灘崎） | 0 | 11 | 14 | 14 | 23 | 31 | 29 | 37 | 52 | 53 | 47 | 46 | 0 |
| | 地域センター班（妹尾） | 0 | 1 | 8 | 8 | 8 | 8 | 7 | 6 | 10 | 9 | 9 | 9 | 0 |
| | 地域センター班（福田） | 0 | 0 | 7 | 7 | 7 | 62 | 61 | 58 | 57 | 57 | 57 | 57 | 0 |
| | 地域センター班（興除） | 2 | 3 | 9 | 8 | 8 | 12 | 11 | 14 | 25 | 25 | 29 | 34 | 0 |
| | 地域センター班（藤田） | 1 | 9 | 8 | 7 | 7 | 50 | 49 | 54 | 54 | 53 | 53 | 53 | 0 |
| | 地域センター班（児島） | 4 | 25 | 43 | 43 | 43 | 42 | 40 | 39 | 38 | 38 | 38 | 38 | 0 |
| | 地域センター班（福浜） | 0 | 5 | 6 | 6 | 6 | 7 | 6 | 4 | 17 | 17 | 17 | 17 | 0 |
| | 福祉事務所班（南区西） | 0 | 0 | 4 | 4 | 4 | 10 | 9 | 35 | 37 | 36 | 36 | 36 | 0 |
| | 福祉事務所班（南区南） | 0 | 0 | 4 | 4 | 4 | 10 | 9 | 35 | 37 | 36 | 36 | 36 | 0 |

第6章 業務継続における現状の課題と対策

6. 1 人的資源に関する課題と対策

(1) 全庁の必要人員と参集人員数の比較分析

非常時優先業務の整理結果（5.2節）と、職員の参集予測結果（4.2節）による、非常時優先業務の実施目標時期及び必要人員数と、参集職員数の情報を用いて、発災後の時期に応じた、非常時優先業務を実施するために必要となる人員数と参集職員数との関係を整理した。それらの結果を次ページ以降の図に示す。

- ・市全体の非常時優先業務の必要人員数は、職員の参集予測による参集職員数に比べ、発災後の全時間帯において不足している状態である。災害対応業務に着目すると、発災初期は大きく人員不足となるものの、発災後 3 日程度以降については、職員数よりも少なくなる。一方で、優先通常業務が順次再開されることにより、発災 3 日後以降についても非常時優先業務実施のための人員数は不足の状態が続くこととなる。これらの課題に対し、外部からの各種人員確保策が必要であり、また業務効率化等による必要人員削減策も合わせて講じる必要がある。
- ・特に発災直後から 1 日後までの時間帯は、参集職員に対し、2 倍程度の人員不足となっている。発災初期における外部からの人員確保は現実的に難しいことを勘案し、早期における必要人員削減策を計画的に講じていくことが必要となる。

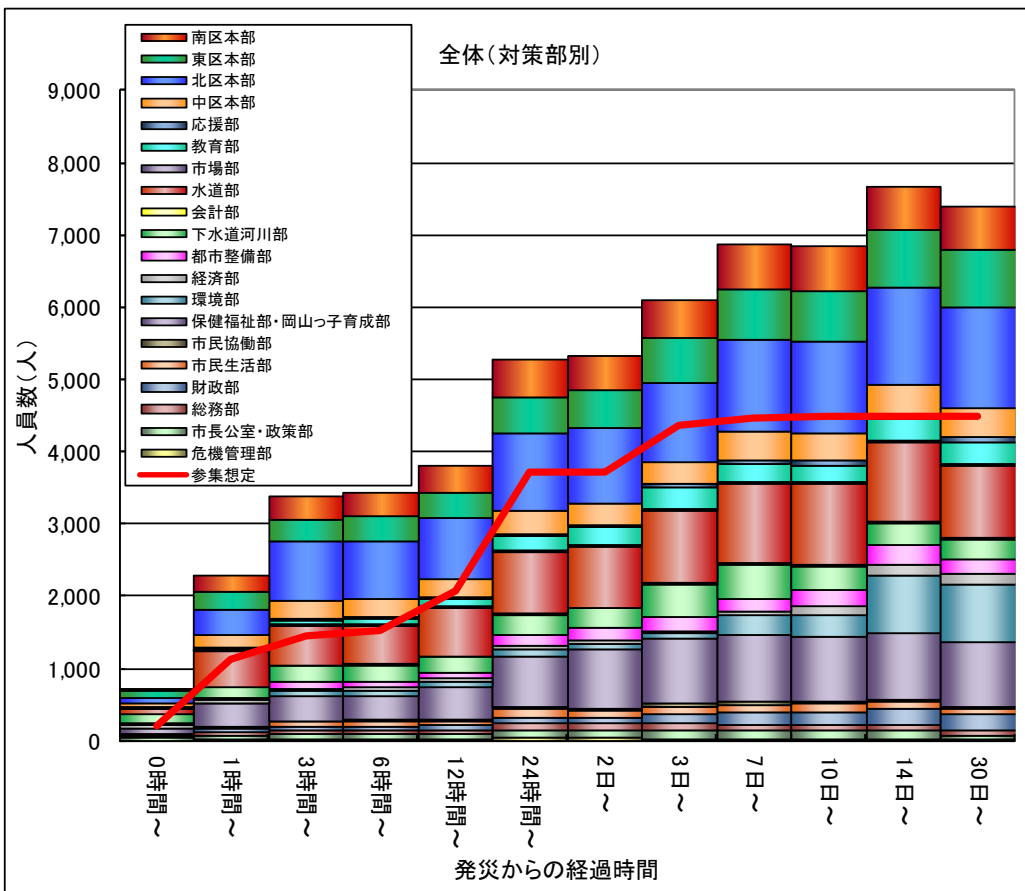
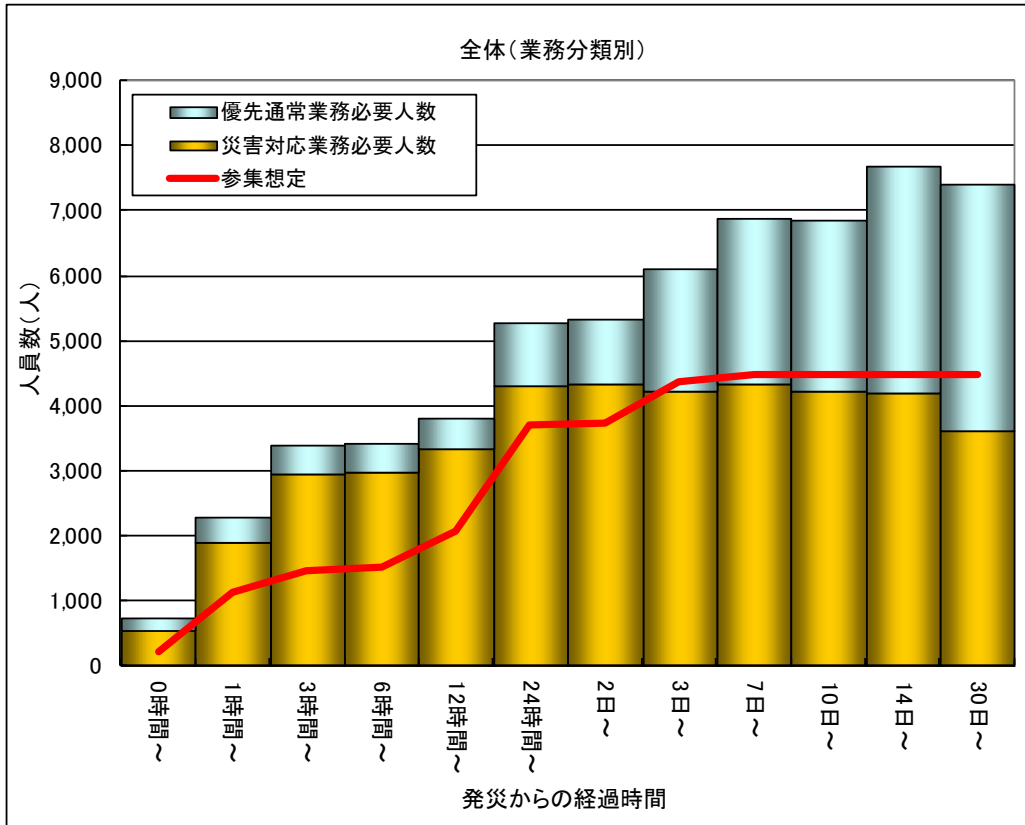


図6.1.1 非常時優先業務必要人員と参集職員の時系列分布

(2) 各部の人的資源の現状課題と対策

発災後の時期に応じた非常時優先業務の必要人員数と、職員参集予測による職員数に基づき、災害対策部単位の時系列での比較分析を行い、人的資源の現状と課題、その対策について整理した。以下、対策部ごとに主な非常時優先業務（所掌事務レベル）と合わせて示す。

なお、ここで示す対策については、各対策部の課題に対して考えられる改善策であるが、実際の対策実施においては、必ずしもその対策部が直接実施するとは限らず、市全体の調整も含め、今後検討が必要なものである。

【本部】

1) 危機管理部

表6.1.1 危機管理部の非常時優先業務（所掌事務レベル）と業務開始時期

| 班名 | 災害対応業務及び優先通常業務（非常時優先業務） | 業務開始目標時期 | | | |
|-------|---------------------------------|----------|----|-----|-----|
| | | 24時間 | 3日 | 1週間 | 1か月 |
| 危機管理班 | 1 本部会議に関する事。 | ○ | | | |
| | 2 本部事務及び活動の総合調整に関する事。 | ○ | | | |
| | 3 県災害対策本部等との連絡に関する事。 | ○ | | | |
| | 4 災害状況の総合取りまとめに関する事。 | ○ | | | |
| | 5 防災活動等の実施状況の掌握及び記録に関する事。 | | | | |
| | 6 避難の指示に関する事。 | ○ | | | |
| | 7 自衛隊その他応援団体の派遣要請受入及び配備計画に関する事。 | | ○ | | |
| | 8 他都市応援職員の調整に関する事。 | | ○ | | |
| | 9 各部及び区本部に対する連絡調整に関する事。 | ○ | | | |
| | 10 情報通信システムの防災及び被害の応急復旧に関する事。 | ○ | | | |

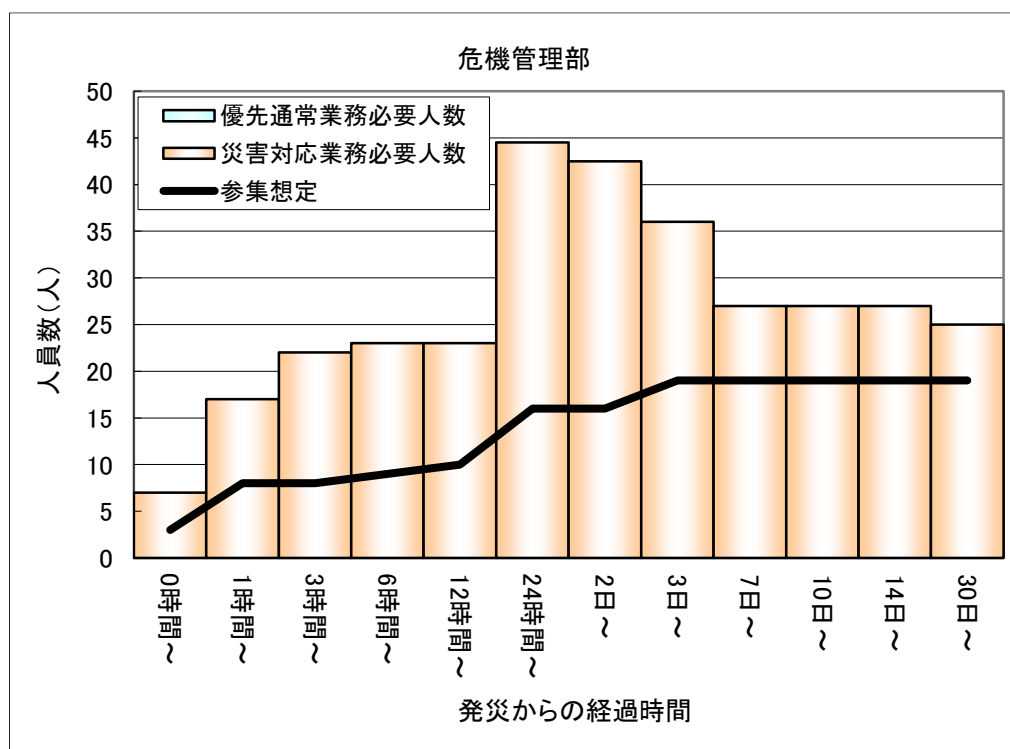


図 6.1.2 非常時優先業務必要人員と参集職員の時系列分布（危機管理部）

<現状と課題>

- ・非常時優先業務の必要人員数は、参集職員数に対して全時間帯で不足しており、発災直後から 1 週間程度までは、参集人員の 2 倍以上の人員が必要となっている。これらの大きな要因としては、初動期に情報処理等の対応事項が集中することによるもので、確実な人員確保策が必要である。
- ・発災後 2～3 日程度で大きく人員が不足することに対して、人員確保策に加え、必要人員の削減策が必要となる。

<対策>

○発災初期の人員不足に対して、人員に余力のある市民協働部や環境部、教育部などからの応援協力による人員確保、あるいは災害対策本部の人員配備体制の見直し、例えば、災害対策部・班を構成する通常業務部署（課等）の配置見直しや所掌業務の見直しなどが考えられる。また、応援内容や動員方法・基準等について、事前よりルール化することにより、効果的な協力・連携体制の構築を図る。

→ 災害対策部の人員配備体制の見直し

→ 庁内での応援内容・動員運用ルールの確立

○特に発災 2～3 日後を中心に人員数が多く不足することから、人員確保策に加え、業務実施の効率化を図る人員削減策を合わせて実施することが重要であり、例えば、各種情報の収集・集約・伝達・広報等の内容・方法等について、使用する様式・ルール等を含めたマニュアル整備を推進するとともに、常時からの計画的な教育・訓練を実現するため、教育・訓練計画を定める。

→ 情報収集・集約・伝達マニュアルの作成

→ 各種教育・訓練計画の作成と実施

2) 市長公室・政策部

表6.1.2 市長公室・政策部の非常時優先業務（所掌事務レベル）と業務開始時期

| 班名 | 災害対応業務及び優先通常業務（非常時優先業務） | 業務開始目標時期 | | | |
|----------|----------------------------------|----------|----|-----|-----|
| | | 24時間 | 3日 | 1週間 | 1か月 |
| 秘書班 | 1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 | ○ | | | |
| | 2 災害視察者、見舞者の応接に関すること。 | ○ | | | |
| | 3 連絡用自動車の配車に関すること。 | ○ | | | |
| 広報広聴班 | 1 市民に対する災害広報に関すること。 | ○ | | | |
| | 2 災害写真の撮影その他災害に関する広報資料の収集に関すること。 | ○ | | | |
| | 3 報道機関に対する災害速報及び連絡に関すること。 | ○ | | | |
| | 4 部内調整に関すること。 | ○ | | | |
| 東京事務所班 | 1 中央官庁との連絡調整等に関すること。 | ○ | | | |
| 【優先通常業務】 | 1 広報活動の連絡調整に関すること（他7業務） | ○ | | | |
| | 2 広報車の管理に関すること（他1業務） | | ○ | | |
| | 3 中央省庁その他関係方面との連絡交渉に関すること（他3業務） | | | ○ | |
| | 4 無料法律相談に関すること（他6業務） | | | | ○ |

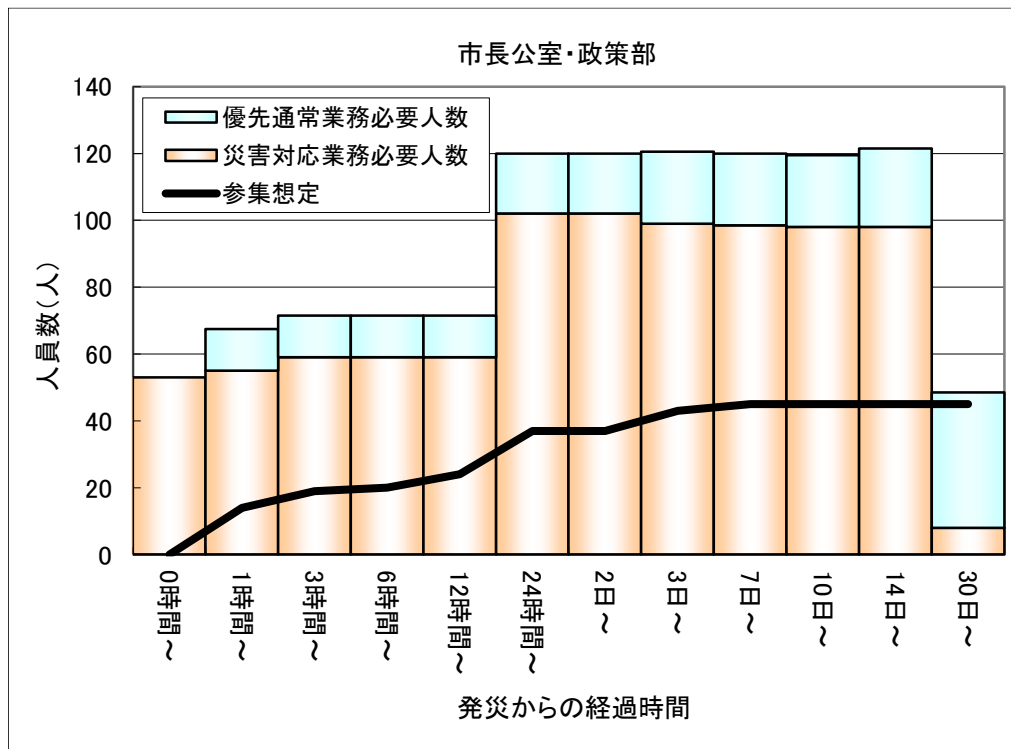


図6.1.3 非常時優先業務必要人員と参集職員の時系列分布（市長公室・政策部）

<現状と課題>

- ・発災直後より大きく人員不足であり、参集職員の2倍以上の人員が必要である。これら多くの業務は、被災者への各種情報提供が中心である。
- ・発災直後から継続して大きく人員不足となることから、内部・外部からの計画的かつ確実な人員確保策が必要となるとともに、人員削減策を合わせて講じる必要がある。

<対策>

○発災初期からの人員不足に対して、人員に余力のある市民協働部や環境部、教育部などからの応援協力による人員確保、あるいは災害対策本部の人員配備体制の見直し、例えば、災害対策部・班を構成する通常業務部署（課等）の配置見直しや所掌業務の見直しなどが考えられる。また、応援内容や動員方法・基準等について、事前よりルール化することにより、効果的な協力・連携体制の構築を図る。

→ 災害対策部の人員配備体制の見直し

→ 庁内での応援内容・動員運用ルールの確立

○数日程度以降の人員確保策として、南海トラフ巨大地震による同時被災とならない地域の自治体との災害時応援協定が有効であり、既存の鳥取県・市、島根県、松江市に加え、例えば北陸地方の自治体などとの協定締結推進を図る。また、応援を受ける際の効果的な受援体制を構築するため、受援内容や規模、方法・ルール、必要となる物品等を事前より検討し、受援計画を策定する。

→ 遠地自治体との災害時応援協定締結推進

→ 受援計画の策定

○全時間帯において人員数が多く不足することから、人員確保策に加え、業務実施の効率化を図る人員削減策を合わせて実施することが必要である。例えば、各種情報の収集・集約・伝達・広報等の内容・方法等について、使用する様式・ルール等を含めたマニュアル整備を推進するとともに、常時からの計画的な教育・訓練を実現するため、教育・訓練計画を定める。

→ 情報収集・集約・伝達マニュアルの作成

→ 各種教育・訓練計画の作成と実施

○長期的な人員不足に対しては、市職員 OB の積極的な活用について、事前より活用策を講じることも有効である。

→ 市職員OBの活用策検討

3) 総務部

表6.1.3 総務部の非常時優先業務（所掌事務レベル）と業務開始時期

| 班名 | 災害対応業務及び優先通常業務（非常時優先業務） | 業務開始目標時期 | | | |
|----------|------------------------------------|----------|----|-----|-----|
| | | 24時間 | 3日 | 1週間 | 1か月 |
| 総務応援班 | 1 危機管理班の事務（危機管理班が指示する事務）に関する事 | ○ | | | |
| | 2 部内調整に関する事 | ○ | | | |
| | 3 他の部の所管に属しない事 | ○ | | | |
| 庁舎管理班 | 1 本庁舎・分庁舎及び保健福祉会館の防災及び災害の応急復旧に関する事 | ○ | | | |
| | 2 庁内電話施設の保全に関する事 | | | ○ | |
| 人事班 | 1 職員の参集及び被災状況の集約に関する事 | ○ | | | |
| | 2 他都市応援職員の調整に関する事 | | | ○ | |
| 給与班 | 1 職員の福利厚生に関する事。（災害活動職員の食事手配を含む） | | ○ | | |
| | 2 職員の被災給付に関する事 | | | | ○ |
| 情報班 | 1 情報通信システムの防災及び被災の応急復旧に関する事 | | ○ | | |
| 【優先通常業務】 | 1 関係機関及び団体との連携調整に関する事（他5業務） | ○ | | | |
| | 2 職員の公務災害補償に関する事（他5業務） | | ○ | | |
| | 3 業務システム統合基盤の整備・運用に関する事（他4業務） | | | ○ | |
| | 4 情報公開及び個人情報保護制度の調整に関する事（他3業務） | | | | ○ |

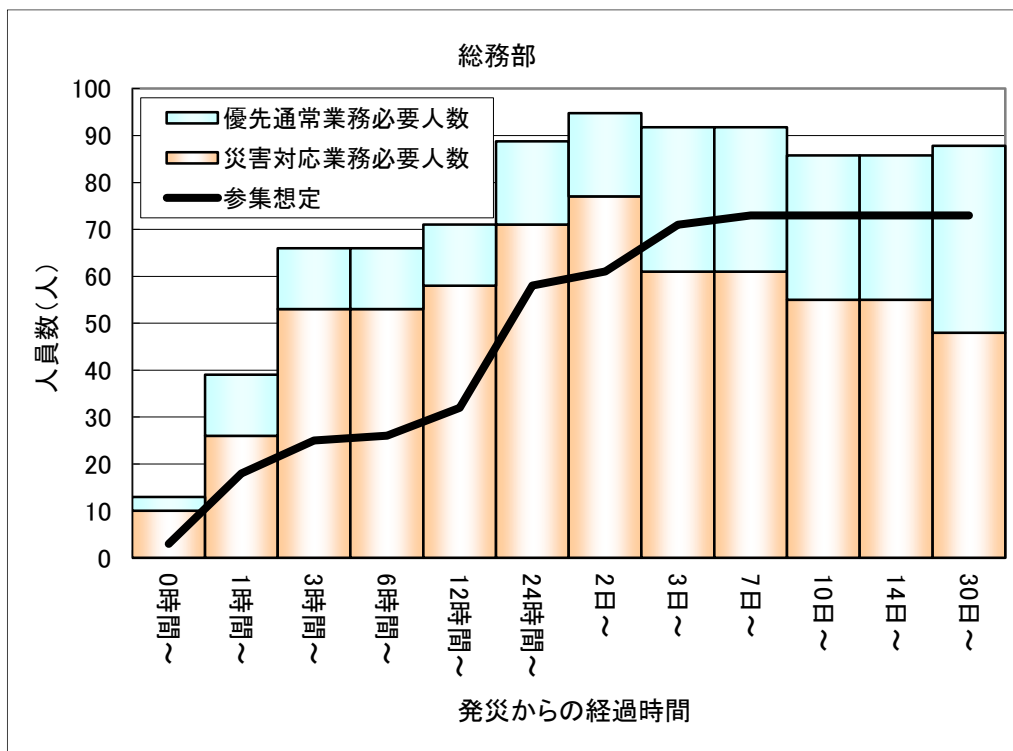


図6.1.4 非常時優先業務必要人員と参集職員の時系列分布（総務部）

<現状と課題>

- ・全時間帯において人員が不足しており、特に発災から1日の間で多く不足する状況であ

る。これらは、庁舎等の施設や情報設備等に係る業務が多いことによるもので、計画的な人員確保策が必要である。

- ・発災後 3 日程度以降は、災害対応業務が減少するものの、再開すべき優先通常業務が増えることによる人員不足であり、人員確保には留意が必要である。

<対策>

○発災初期の人員不足に対しては、人員に余力のある市民協働部や環境部、教育部などからの応援協力による人員確保、あるいは災害対策本部の人員配備体制の見直し、例えば、災害対策部・班を構成する通常業務部署（課等）の配置見直しや所掌業務の見直しなどが考えられる。また、応援内容や動員方法・基準等について、事前よりルール化することにより、効果的な協力・連携体制の構築を図る。

→ 災害対策部の人員配備体制の見直し

→ 庁内での応援内容・動員運用ルールの確立

○発災後数日程度以降の通常業務を含む人員の不足に対して、南海トラフ巨大地震による同時被災とならない地域の自治体と災害時応援協定の締結を推進することが有効である。既存の鳥取県・市、島根県、松江市に加え、例えば北陸地方の自治体などとの応援協定締結の推進を図る。また、応援を受ける際の効果的な受援体制を構築するため、受援内容や規模、方法・ルール、必要となる物品等を事前より検討し、受援計画を策定する。

→ 遠地自治体との災害時応援協定締結推進

→ 受援計画の策定

○発災初期を中心に人員数が多く不足することから、人員確保策に加え、業務実施の効率化を図る人員削減策を合わせて実施することが必要である。例えば、関連する各種手続きや情報システム等の対応に関する手順、連絡・調整方法等について、使用する様式・ルール等を含めたマニュアル整備を推進するとともに、常時からの計画的な教育・訓練を実現するため、教育・訓練計画を定める。

→ 初動対応マニュアルの作成

→ 各種教育・訓練計画の作成と実施

4) 財政部

表6.1.4 財政部の非常時優先業務（所掌事務レベル）と業務開始時期

| 班名 | 災害対応業務及び優先通常業務（非常時優先業務） | 業務開始目標時期 | | | |
|----------|---------------------------------|----------|----|-----|-----|
| | | 24時間 | 3日 | 1週間 | 1か月 |
| 財政班 | 1 災害応急対策費の予算措置に関すること。 | | | | ○ |
| | 2 災害時における応急資材及び応急物資の契約事務に関すること。 | | | ○ | |
| | 3 災害復旧工事等の契約事務に関すること。 | | | | ○ |
| | 4 部内調整に関すること。 | ○ | | | |
| 税務班 | 1 被災者に対する市税の減免、徴収猶予措置等に関すること。 | | | ○ | |
| 【優先通常業務】 | 1 物品等に係る契約事務に関すること（他3業務） | ○ | | | |
| | 2 窓口業務の管理運営に関すること（他8業務） | | ○ | | |
| | 3 納税の相談に関すること（他14業務） | | | ○ | |
| | 4 滞納処分の執行停止に関すること（他23業務） | | | | ○ |

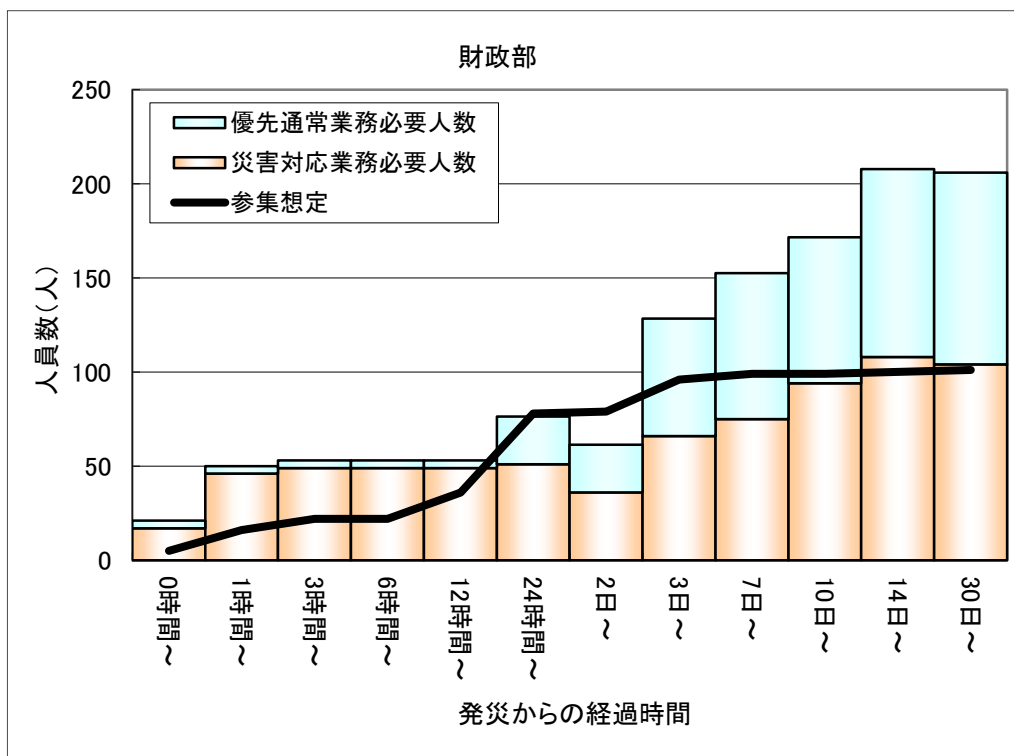


図6.1.5 非常時優先業務必要人員と参集職員の時系列分布（財政部）

<現状と課題>

- ・ 発災後 1～2 日前後を除き、人員が不足傾向であるが、3 日後以降は、優先通常業務の再開が多くなることによるものである。
- ・ 発災初期の人員不足は、各種情報の収集・伝達に係るものであり、内部的な人員確保策が必要である。

<対策>

○発災初期の人員不足に対しては、人員に余力のある市民協働部や環境部、教育部などが

らの応援協力による人員確保、あるいは災害対策本部の人員配備体制の見直し、例えば、災害対策部・班を構成する通常業務部署（課等）の配置見直しや所掌業務の見直しなどが考えられる。また、応援内容や動員方法・基準等について、事前よりルール化することにより、効果的な協力・連携体制の構築を図る。

→ 災害対策部の人員配備体制の見直し

→ 庁内での応援内容・動員運用ルールの確立

○発災後数日程度以降で優先通常業務の不足人員が多くなることに対して、他自治体からの受援の充実が有効であり、南海トラフ巨大地震による同時被災とならない地域の自治体と災害時応援協定の締結を推進する。既存の鳥取県・市、島根県、松江市に加え、例えば北陸地方の自治体などとの応援協定締結の推進を図る。また、応援を受ける際の効果的な受援体制を構築するため、受援内容や規模、方法・ルール、必要となる物品等を事前より検討し、受援計画を策定する。

→ 遠地自治体との災害時応援協定締結推進

→ 受援計画の策定

○発災後 1 日目から 2 日程度の期間は、やや人員に余力があるため、他部の支援・応援を効果的に実施する体制構築のため、事前より、応援内容や方法、役割分担等について検討・調整し、マニュアルで明文化する等の準備を進める。

→ 庁内での応援内容・動員運用ルールの確立

5) 市民生活部

表6.1.5 市民生活部の非常時優先業務（所掌事務レベル）と業務開始時期

| 班名 | 災害対応業務及び優先通常業務（非常時優先業務） | 業務開始目標時期 | | | |
|----------|---|----------|----|-----|-----|
| | | 24時間 | 3日 | 1週間 | 1か月 |
| 市民総務班 | 1 部内調整及び市本部室との調整に関すること。 2 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 | ○ | | | |
| 生活安全班 | 1 災害広報の応援に関すること。 2 交通事故における被害者の対応に関すること。 3 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 4 埋火葬（手続きを除く）に関すること。 | | ○ | | |
| 文化振興班 | 1 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 所管施設の避難・救助対策に関すること。 | ○ | | | |
| スポーツ振興班 | 1 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 | | ○ | | |
| 【優先通常業務】 | 1 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、外国人の在留関連事務等の統括に関すること 2 岡山市警察部との連絡調整に関すること（他13業務） | ○ | | | ○ |

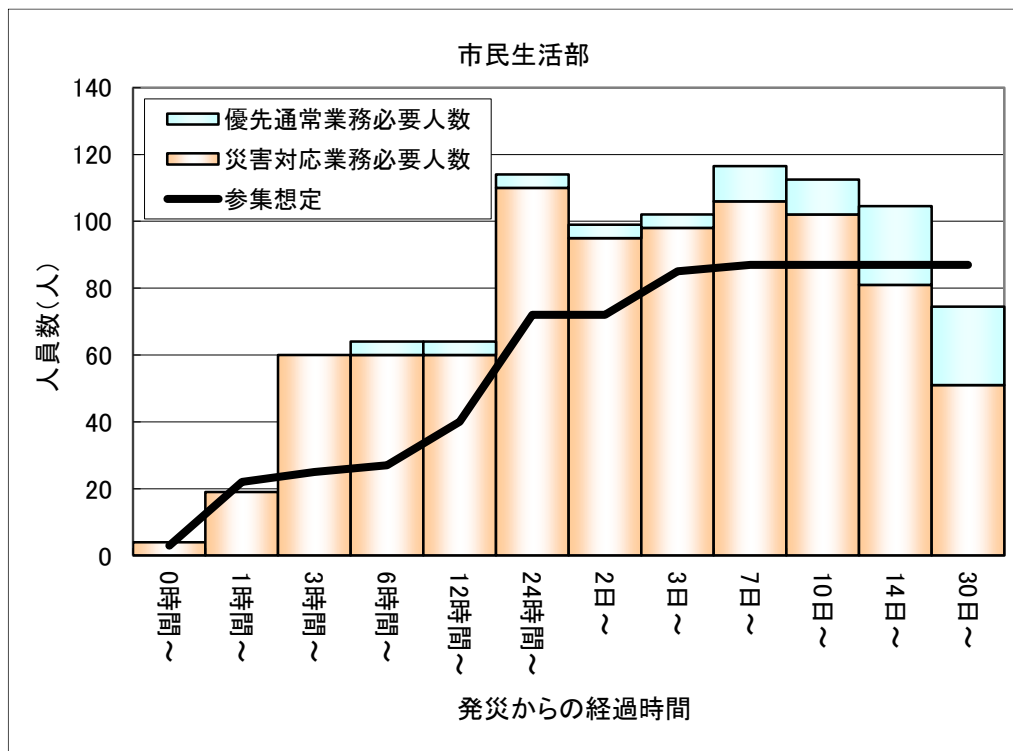


図6.1.6 非常時優先業務必要人員と参集職員の時系列分布（市民生活部）

<現状と課題>

- ・発災直後を除いて、ほぼ全時間帯において人員が不足しており、特に発災3時間後から2日程度の間で多く不足する状況である。発災初期に多く人員が不足することから、内部的な人員確保策に加え、人員削減策が必要である。
- ・多くの人員を必要とする業務としては、所管施設等の被害状況把握やその応急対応、避難・救助支援に関連する業務などとなる。

<対策>

○発災初期の人員不足に対しては、人員に余力のある市民協働部や環境部、教育部などからの応援協力による人員確保、あるいは災害対策本部の人員配備体制の見直し、例えば、災害対策部・班を構成する通常業務部署（課等）の配置見直しや所掌業務の見直しなどが考えられる。また、応援内容や動員方法・基準等について、事前よりルール化することにより、効果的な協力・連携体制の構築を図る。

- 災害対策部の人員配備体制の見直し
- 庁内での応援内容・動員運用ルールの確立

○発災後数日程度以降の人員不足に対して、南海トラフ巨大地震による同時被災とならない地域の自治体と災害時応援協定の締結を推進することが有効である。既存の鳥取県・市、島根県、松江市に加え、例えば北陸地方の自治体などとの応援協定締結の推進を図る。また、応援を受ける際の効果的な受援体制を構築するため、受援内容や規模、方法・ルール、必要となる物品等を事前より検討し、受援計画を策定する。

- 遠地自治体との災害時応援協定締結推進
- 受援計画の策定

○多くの人員を必要とする業務について、その業務の対象（対応）ボリュームを削減することも必要人員数削減に繋がる有効な対策である。例えば、救急救護者数や避難者数の削減のために、救命講習会等による応急処置の普及啓発促進、建物等の耐震改修促進、防災啓発冊子等の更新・作成、自主防災組織・ボランティア組織等の防災リーダーの養成、各種防災訓練の促進等、市民・地域の防災力向上策を講じる。

- 救命講習会等による応急処置の普及啓発
- 耐震改修促進計画の見直しと耐震改修の啓発促進
- 市民の被災削減のための防災啓発冊子の更新・作成
- 地域組織等の防災リーダーの養成
- 市民向け各種養成講座・セミナー等の開催促進
- 地域と連携した防災訓練の実施促進

6) 市民協働部

表6.1.6 市民協働部の非常時優先業務（所掌事務レベル）と業務開始時期

| 班名 | 災害対応業務及び優先通常業務（非常時優先業務） | 業務開始目標時期 | | | |
|----------|---|----------|----|-----|-----|
| | | 24時間 | 3日 | 1週間 | 1か月 |
| 市民協働班 | 1 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 | ○ | | | |
| | 2 通訳に関すること。 | ○ | | | |
| | 3 市民組織（安全・安心ネットワーク、町内会等）との連絡及び協力依頼に関すること。 | | ○ | | |
| | 4 ボランティアの受入、分野ごとの調整、派遣に関すること。 | | ○ | | |
| | 5 部内調整に関すること。 | ○ | | | |
| 人権推進班 | 1 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 | | | ○ | |
| | 2 福祉交流プラザにおける避難、救助対策の連絡調整に関すること。 | | | ○ | |
| 【優先通常業務】 | 1 ボランティア、NPO等による協働のまちづくり活動の促進及び調整に関すること | | | | ○ |

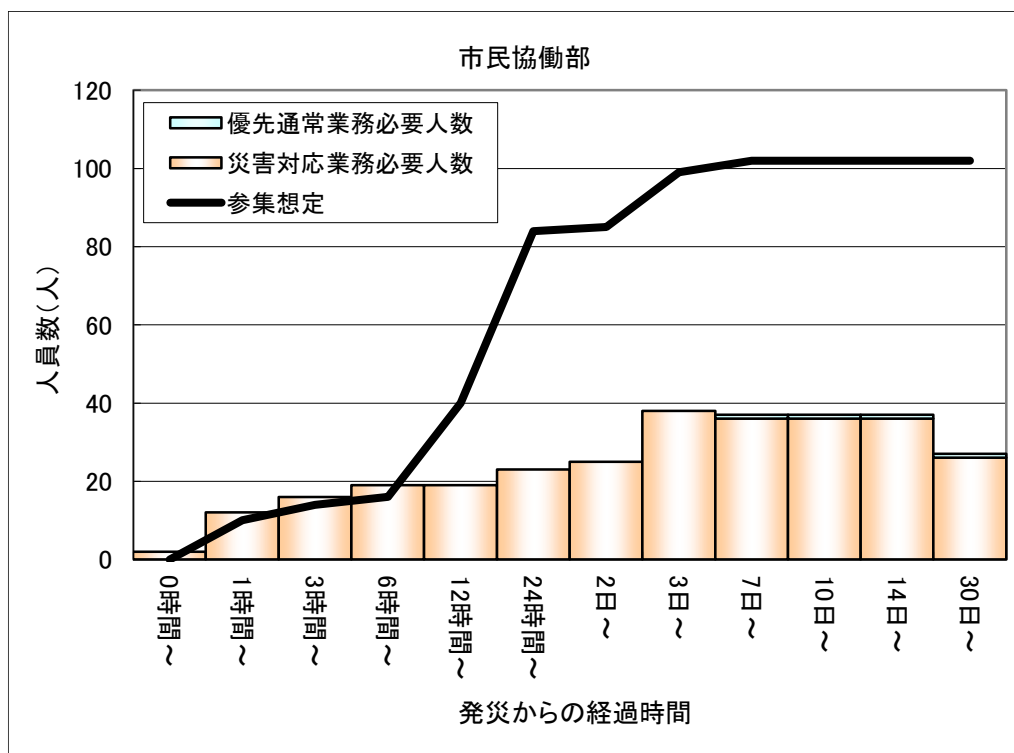


図6.1.7 非常時優先業務必要人員と参集職員の時系列分布（市民協働部）

<現状と課題>

- ・発災直後を除き、人員にかなり余裕があることから、他部への応援が可能である。
- ・人員に余力がある中で、優先通常業務が少ない状況であることから、市民サービスの向上を図るため、通常業務の早期再開について検討することも考えられる。

<対策>

- 発災後半日程度以降について、他部の支援・応援を積極的に行う体制構築が必要であり、

事前より、応援内容や方法、役割分担等について検討・調整し、マニュアルで明文化する等、効果的な応援のための準備を進める。

→ 庁内での応援内容・動員運用ルールの確立

7) 保健福祉部・岡山っ子育成部

表6.1.7 保健福祉部・岡山っ子育成部の非常時優先業務(所掌事務レベル)と業務開始時期

| 班名 | 災害対応業務及び優先通常業務(非常時優先業務) | 業務開始目標時期 | | | |
|----------|--|----------|----|-----|-----|
| | | 24時間 | 3日 | 1週間 | 1か月 |
| 保健福祉総務班 | 1 保健福祉局所管の被害の取りまとめに関する事 | ○ | | | |
| | 2 部内調整に関する事 | ○ | | | |
| | 3 福祉避難所に関する事 | ○ | | | |
| 福祉援護班 | 1 岡山県や日赤等との救助活動の連絡調整に関する事 | | ○ | | |
| | 2 災害救助法及び災害救助条例の国・県等への手続きに関する事 | | ○ | | |
| | 3 災害見舞金及び義援金の統括及び配布に関する事 | | | ○ | |
| | 4 被災者生活再建支援法の手続きに関する事 | | | ○ | |
| | 5 災害弔慰金の支給等に関する法律の手続きに関する事 | | | ○ | |
| | 6 り災証明の総合調整に関する事 | | ○ | | |
| | 7 部内他班の応援協力に関する事 | ○ | | | |
| 福祉救護班 | 1 高齢者、障害者等要配慮者の救援に関する事 | ○ | | | |
| | 2 福祉施設の被害調査及び応急復旧に関する事 | ○ | | | |
| | 3 福祉施設入所者の保護に関する事 | | ○ | | |
| | 4 福祉施設入所者への救助物資の配布に関する事 | ○ | | | |
| | 5 要配慮者に係る被害の取りまとめに関する事 | | ○ | | |
| | 6 部内他班の応援協力に関する事 | ○ | | | |
| 児童救護班 | 1 岡山っ子育成局所管にかかる被害の取りまとめに関する事 | ○ | | | |
| | 2 児童等要配慮者の救護に関する事 | ○ | | | |
| | 3 岡山っ子育成局所管施設の被害調査及び応急復旧に関する事 | | ○ | | |
| | 4 岡山っ子育成局所管施設入所児童の保護に関する事 | | ○ | | |
| | 5 岡山っ子育成局所管施設入所児童への救助物資の配布に関する事 | | | | ○ |
| | 6 要配慮者に係る被害の取りまとめに関する事 | | ○ | | |
| 保健管理班 | 1 各医療関係機関(県医療対策本部を含む)との連絡調整に関する事 | ○ | | | |
| | 2 医療救護班の派遣要請、受入及び配備計画に関する事 | | ○ | | |
| | 3 保健関係課所管の被害の取りまとめに関する事 | ○ | | | |
| | 4 り災地の衛生環境の把握及び防疫に係る連絡調整に関する事 | ○ | | | |
| 保健所班 | 1 救護所の開設、管理及び運営に関する事 | | ○ | | |
| | 2 医療資器材の輸送に関する事 | | ○ | | |
| | 3 り災地における母子保健、老人保健、精神保健、栄養指導及び歯科保健の指導実施に関する事 | | ○ | | |
| | 4 救護所内での死体の検案に関する事 | | ○ | | |
| | 5 り災地の衛生環境の把握及び防疫の指導に関する事 | | ○ | | |
| | 6 り災地における環境衛生指導、飲料水の衛生対策及び食品衛生指導に関する事 | | ○ | | |
| | 7 愛玩動物の衛生指導及び死亡獣畜の処理の衛生指導に関する事 | | ○ | | |
| | 8 疫学調査及び感染症予防に関する保健指導 | | ○ | | |
| | 9 衛生検査に関する事 | | ○ | | |
| 【優先通常業務】 | 1 市立の保育所、幼稚園及び認定こども園の施設等に関する事(他16業務) | ○ | | | |
| | 2 総合相談、情報提供に関する事(他35業務) | | | ○ | |
| | 3 保健管理システムの運用管理に関する事(他85業務) | | | | ○ |

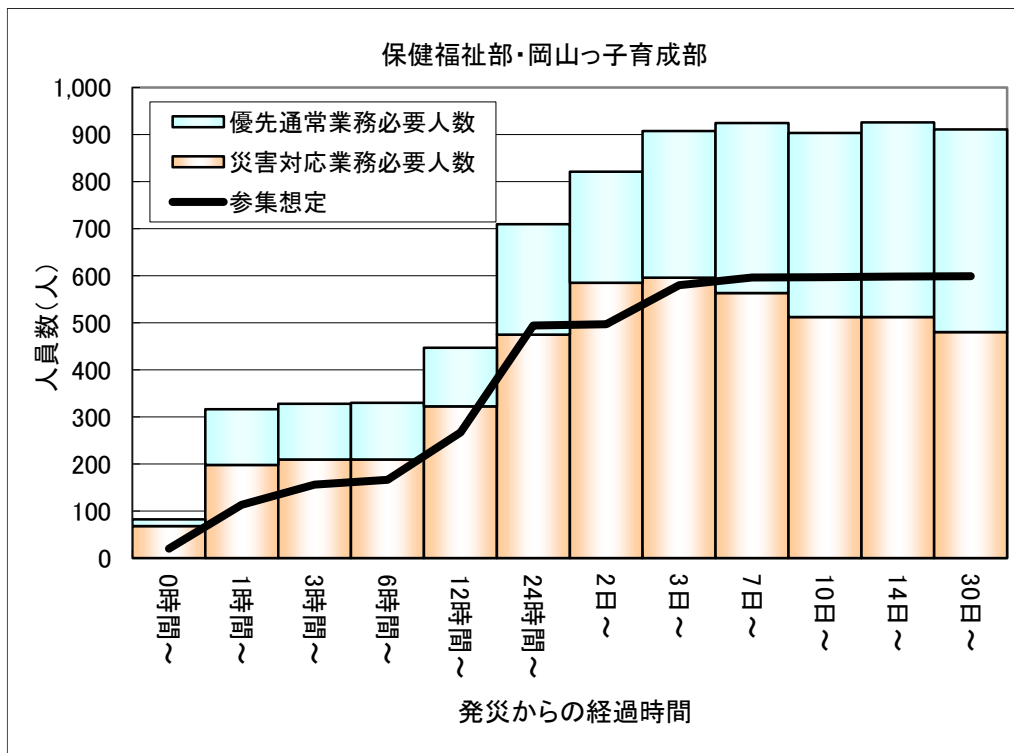


図6.1.8 非常時優先業務必要人員と参集職員の時系列分布（保健福祉部・岡山っ子育成部）

<現状と課題>

- ・発災後、全時間帯において大きく人員不足の状態であり、200～300人程度の不足となることから、計画的な人員確保策、人員削減策を講じる必要がある。
- ・災害対応業務は、発災後1週間程度まで、参集職員数と同程度であるが、1週間後以降は徐々に減少する。一方で、優先通常業務の再開による必要人員が増加し、非常時優先業務全体の人員数は大きく不足することになる。

※児童救護班となる保育園等の職員については、業務の専任性が高いこと等を勘案し、人的資源分析の対象外としている。今後、非常時優先業務の内容とその対応等について検討・調整が必要と考えられる。

<対策>

○大きく不足する人員に対して、余力のある市民協働部や環境部、教育部などからの応援協力による人員確保、あるいは災害対策本部の人員配備体制の見直しが考えられる。また、応援内容や動員方法・基準等について、事前よりルール化することにより、効果的な協力・連携体制の構築を図る。なお、今回対象外としている保育園等については、今後、対応業務の内容、実施方法、役割分担等を定めるなどの検討を進める必要がある。

- 災害対策部の人員配備体制の見直し
- 庁内での応援内容・動員運用ルールの確立

○多くの人員を必要とする保健所班の医療・救護活動、保健衛生活動等は、関連事務のた

めに必要となる人員も多いものの、保健師等専門的知識を要する人員も不足することから、それら人員の確実な確保策として、医療関係機関・組織等からの人材派遣など、事前からの計画的な協力体制構築が必要である。このため、既存の協定に加え、岡山県医師会などとの応援協定締結や、県外の被災していない地域との相互支援協定等、周辺自治体とも連携した協力体制・枠組みの構築を推進することが重要となる。

→ 医療関係者確保のための県内外との協力体制構築

○専任性の高い人員確保のため、常時からの医師・看護師等の人材確保推進や、救急救命士の養成等による計画的な人材育成策も重要である。

→ 医療関係者の人材確保・人材育成推進

○多くの人員を必要とする要配慮者支援関係の業務に対して、災害時における安否確認・被災状況把握等を地域住民が担えるような、日頃からの地域での取り組みが重要であり、避難行動要支援者名簿の作成に基づき、個別支援計画作成を促進する。

→ 避難行動要支援者名簿作成に基づく個別支援計画作成促進

○多くの人員を必要とする食料や生活必需品、支援物資等の集積・管理・仕分け・配送については、民間のノウハウ・リソースを活用することも有効であり、民間運送業者等との協定締結も視野に、事前からの協力体制構築を図る。

→ 民間運送業者等との協定締結・協力体制構築

○長期的に多くの人員が不足することに対する人員確保策として、ボランティアの活用が有効であり、専門的知識を有するボランティアの必要性等も含め、事前より社会福祉協議会や NPO 等関係団体等と調整・協議を行い、効果的な活用のためのボランティア事前活用計画の作成等を検討する。

→ ボランティアの活用計画等作成

○発災後数日程度以降の多くの人員不足に対しては、他自治体からの受援の充実が有効であり、南海トラフ巨大地震による同時被災とならない地域の自治体と災害時応援協定の締結を推進する。既存の鳥取県・市、島根県、松江市に加え、例えば北陸地方の自治体などとの応援協定締結の推進を図る。また、応援を受ける際の効果的な受援体制を構築するため、受援内容や規模、方法・ルール、必要となる物品等を事前より検討し、受援計画を策定する。

→ 遠地自治体との災害時応援協定締結推進

→ 受援計画の策定

○多くの人員を必要とする業務について、その業務の対象（対応）ボリュームを削減することも必要人員数削減に繋がる有効な対策である。例えば、救急救護者数や避難者数の削減のために、救命講習会等による応急処置の普及啓発促進、建物等の耐震改修促進、防災啓発冊子等の更新・作成、自主防災組織・ボランティア組織等の防災リーダーの養成、各種防災訓練の促進等、市民・地域の防災力向上策を講じる。

→ 救命講習会等による応急処置の普及啓発

→ 耐震改修促進計画の見直しと耐震改修の啓発促進

- 市民の被災削減のための防災啓発冊子の更新・作成
- 地域組織等の防災リーダーの養成
- 市民向け各種養成講座・セミナー等の開催促進
- 地域と連携した防災訓練の実施促進

8) 環境部

表6.1.8 環境部の非常時優先業務（所掌事務レベル）と業務開始時期

| 班名 | 災害対応業務及び優先通常業務（非常時優先業務） | 業務開始目標時期 | | | |
|----------|---------------------------------------|----------|----|-----|-----|
| | | 24時間 | 3日 | 1週間 | 1か月 |
| 環境総務班 | 1 局所管の被害の取りまとめに関する事 | ○ | | | |
| | 2 部内調整に関する事 | ○ | | | |
| 環境保全班 | 1 災害時における特定物質等による被害の防除に関する事 | ○ | | | |
| | 2 り災地から発生する産業廃棄物の処理対策に関する事 | | ○ | | |
| | 3 り災地における産業廃棄物処理施設の被害調査及び災害の応急対策に関する事 | | ○ | | |
| 環境事業班 | 1 り災地から発生する一般廃棄物の収集、運搬及び清掃に関する事 | | | | ○ |
| | 2 仮設トイレ設置の調整に関する事 | | ○ | | |
| | 3 所管施設の被害調査及び応急復旧に関する事 | ○ | | | |
| | 4 へい死した犬猫等の処理に関する事 | | | ○ | |
| 環境施設班 | 1 り災地から発生する一般廃棄物の中間処理及び最終処分に関する事 | | | | ○ |
| | 2 所管施設の被害調査及び応急復旧に関する事 | ○ | | | |
| 【優先通常業務】 | 1 し尿、浄化槽汚泥処理施設の運転及び維持管理に関する事 | | | ○ | |
| | 2 事業所の清掃車両の整備に関する事 | | | ○ | |
| | 3 産業廃棄物処理施設に係る指導及び監督に関する事（他85業務） | | | | ○ |

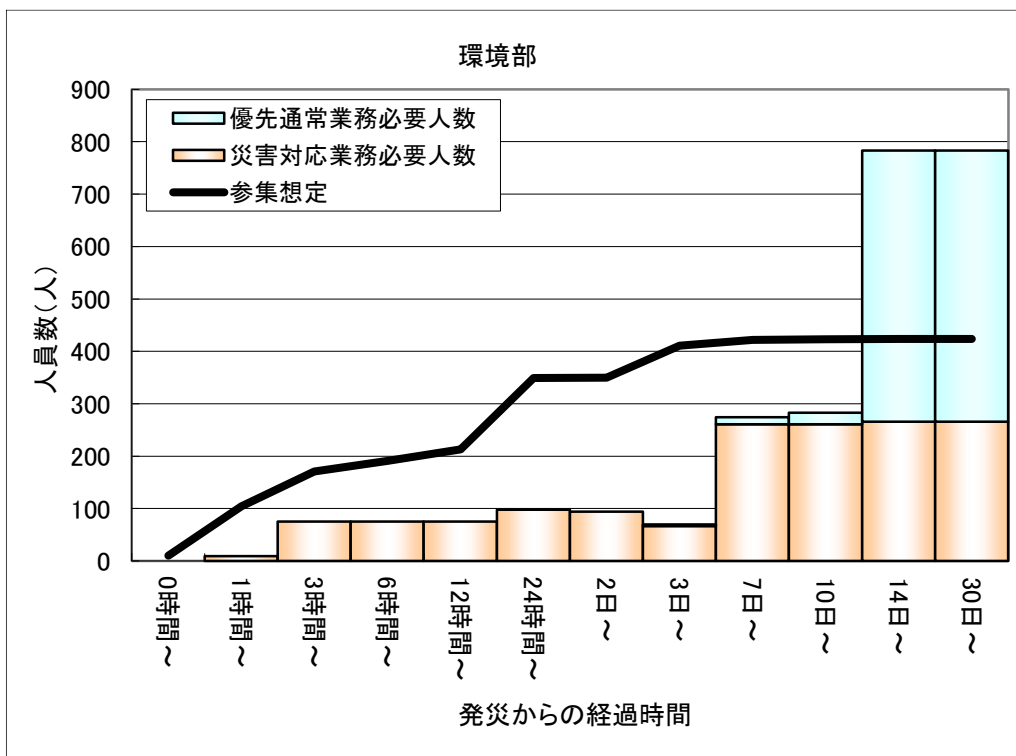


図6.1.9 非常時優先業務必要人員と参集職員の時系列分布（環境部）

<現状と課題>

- ・発災直後から2週間程度までは、人員に余裕がある状態であるが、2週間程度以降につ

いては、人員不足となる。

- ・発災後 2 週間程度以降の人員不足は、優先通常業務が多く再開されることによるもので、そのための人員確保策が必要となる。

<対策>

○発災後 2 週間程度までは、他部の支援・応援を積極的に行う体制構築が必要であり、事前より、応援内容や方法、役割分担等について検討・調整し、マニュアルで明文化する等、効果的な応援のための準備を進める。

→ 庁内での応援内容・動員運用ルール確立

○発災後 2 週間程度以降の通常業務を含む人員の不足に対して、南海トラフ巨大地震による同時被災とならない地域の自治体と災害時応援協定の締結を推進することが有効である。既存の鳥取県・市、島根県、松江市に加え、例えば北陸地方の自治体などとの応援協定締結の推進を図る。また、応援を受ける際の効果的な受援体制を構築するため、受援内容や規模、方法・ルール、必要となる物品等を事前より検討し、受援計画を策定する。

→ 遠地自治体との災害時応援協定締結推進

→ 受援計画の策定

○多くの人員を要する災害廃棄物処理に関する業務に対して、処理能力の確保や災害廃棄物の仮置き場の確保等、効率的な処理による必要人員削減が必要であり、そのための災害廃棄物処理計画を策定・見直す。

→ 災害廃棄物処理計画の策定・見直し

9) 経済部

表6.1.9 経済部の非常時優先業務（所掌事務レベル）と業務開始時期

| 班名 | 災害対応業務及び優先通常業務（非常時優先業務） | 業務開始目標時期 | | | |
|--------------|---|-------------|----|-----|-----|
| | | 24時間 | 3日 | 1週間 | 1か月 |
| 経済総務班 | 1 局所管の被害の取りまとめに関する事 | ○ | | | |
| | 2 部内調整に関する事 | ○ | | | |
| | 3 商工業関係の被害調査及び応急対策に関する事 | | | | ○ |
| | 4 リ災商工業者の復旧資金のあっせんに関する事 | | | | ○ |
| | 5 商工業者のり災証明に関する事 | | | | ○ |
| 観光コンベンション推進班 | 1 観光施設の被害調査及び災害の応急対策に関する事 | ○ | | | |
| | 2 旅行中の被災者の宿泊施設の案内等に関する事 | ○ | | | |
| 農林水産班 | 1 農林水産物、農地、農業用施設等の災害情報の収集及び国・県との連絡調整に関する事 | ○ | | | |
| | 2 農林漁業の災害金融に関する事 | | | | ○ |
| | 3 下記項目について、各区本部の助言・協力に関する事 | | | | |
| | ・農林水産物の被害調査及び応急対策。 ・保安林、森林等の被害調査及び応急対策。 ・農地、農業用施設、漁港等被害調査、及び 応急復旧・本復旧の予算事務 | ○ ○ ○ | | | |
| 【優先通常業務】 | 1 漁業用及び共同利用用施設災害のとりまとめ並びに県への報告に関する事（他1業務） | ○ | | | |
| | 2 国・県及び他市町村との協議に関する事（他5業務） | | | ○ | |
| | 3 漁港施設に関する事（他6業務） | | | | ○ |

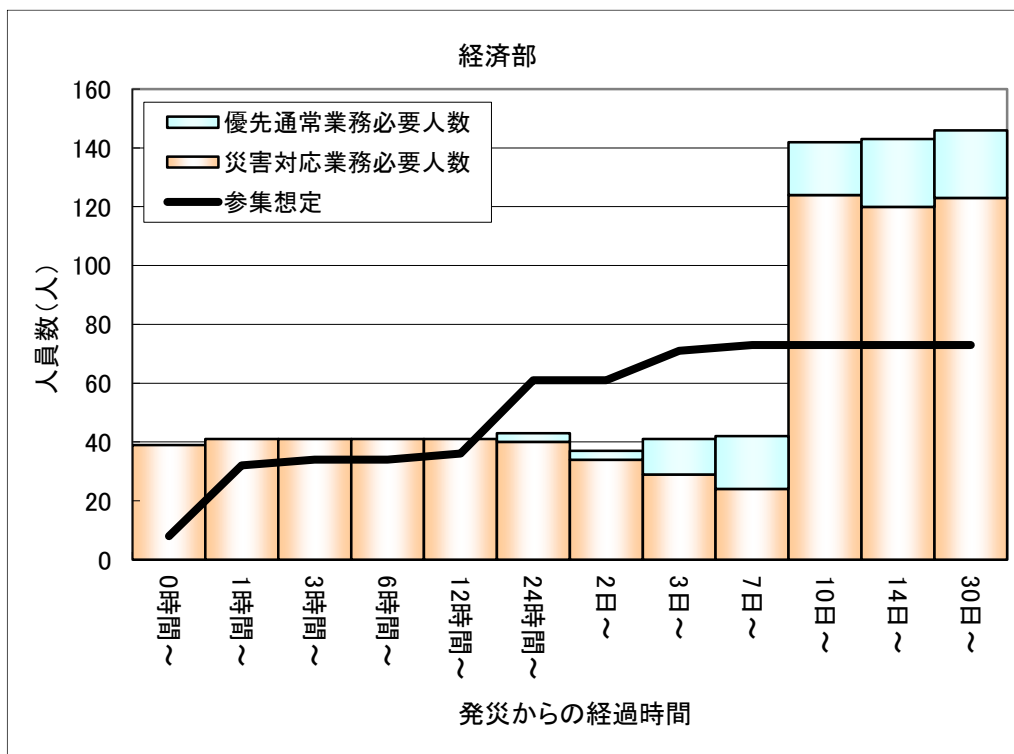


図6.1.10 非常時優先業務必要人員と参集職員の時系列分布（経済部）

<現状と課題>

- ・発災直後から24時間程度までは、やや人員が不足傾向であり、1日後以降10日程度ま

では、人員に余裕があるものの、10日後以降は大きく人員不足となる。

- ・発災後 10 日程度以降の大きな人員不足は、り災証明関係の業務が多くを占めており、計画的な人員確保策が必要である。

<対策>

○発災後ある程度時間経過してからの通常業務を含む人員の不足に対しては、南海トラフ巨大地震による同時被災とならない地域の自治体と災害時応援協定の締結を推進することが有効である。既存の鳥取県・市、島根県、松江市に加え、例えば北陸地方の自治体などとの応援協定締結の推進を図る。また、応援を受ける際の効果的な受援体制を構築するため、受援内容や規模、方法・ルール、必要となる物品等を事前より検討し、受援計画を策定する。

→ 遠地自治体との災害時応援協定締結推進

→ 受援計画の策定

○発災後 1 日から 10 日程度の期間で人員に余裕があることに対し、他部の支援・応援を行う体制構築が必要であり、事前より、応援内容や方法、役割分担等について検討・調整し、マニュアルで明文化する等、効果的な応援のための準備を進める。

→ 庁内での応援内容・動員運用ルールの確立

10) 都市整備部

表6.1.10 都市整備部の非常時優先業務（所掌事務レベル）と業務開始時期

| 班名 | 災害対応業務及び優先通常業務（非常時優先業務） | 業務開始目標時期 | | | |
|----------|--|----------|----|-----|-----|
| | | 24時間 | 3日 | 1週間 | 1か月 |
| 都市総務班 | 1 局所管の被害の取りまとめ及び災害復旧計画の調整に関する事 | ○ | | | |
| | 2 部内調整に関する事 | ○ | | | |
| 公園緑地班 | 1 下記項目について、各区本部の指導・協力に関する事 | | | | |
| | ・街路樹、緑地帯等の被害調査及び応急対策。 | ○ | | | |
| | ・都市公園、児童遊園地等の被害調査及び応急対策。 ・河川占用施設の撤去等。 | ○ | ○ | | |
| 土木班 | 1 公共土木施設災害の情報収集及び国・県との連絡調整に関する事 | ○ | | | |
| | 2 下記項目について、各区本部の指導・協力に関する事 | | | | |
| | ・道路、橋梁、港湾等土木施設に関する被害調査及び応急復旧。 | ○ | | | |
| | ・水防資材の確保及び輸送。 | | ○ | | |
| | ・り災地における市管理の国道、県道及び市道の通行の禁止及び制限。 | | ○ | | |
| | ・公共土木施設災害の除去に要する土木機材の確保及び応援。 | | ○ | | |
| 建築指導班 | 1 住宅金融支援機構の災害復興住宅貸付及び産業労働者住宅建設資金の特例融資に関する事 | | | | ○ |
| | 2 建築物の災害情報等の現地確認調査に関する事 | | ○ | | |
| | 3 各種建築物の災害復旧についての指導及び相談に関する事 | | ○ | | |
| | 4 被災建築物応急危険度判定に関する事 | | | ○ | |
| 開発指導班 | 1 宅地の災害情報等の現地確認調査に関する事 | | ○ | | |
| | 2 宅地災害の危険防止及び復旧の指導に関する事 | | | | ○ |
| 公共建築班 | 1 市有建築物の被害調査及び復旧に関する事 | ○ | | | |
| | 2 各種緊急施設及び応急収容施設の建築に関する事 | | | | ○ |
| | 3 被災建築物応急危険度判定の応援に関する事 | | | | ○ |
| | 4 応急仮設住宅建築の応援に関する事 | | | | ○ |
| 住宅班 | 1 り災者の緊急入居に関する事 | | ○ | | |
| | 2 応急仮設住宅の建築及び管理に関する事 | | | | ○ |
| | 3 下記項目について、市営住宅の指定管理者の指導・協力に関する事 | | | | |
| 応援班 | ・市営住宅の災害予防、被害調査及び災害の応急復旧に関する事 | | ○ | | |
| | ・入居者の被害調査及び救援に関する事 | | ○ | | |
| 【優先通常業務】 | 1 各区本部土木班の応急対策の応援に関する事 | | ○ | | |
| | 2 都市施設災害の情報収集・とりまとめ、国との連絡調整に関する事 | ○ | | | |
| | 1 国・県との調整（他21業務） | | | ○ | |
| | 2 特殊車両の通行許可及び車両の通行認定に関する事（他40業務） | | | | ○ |

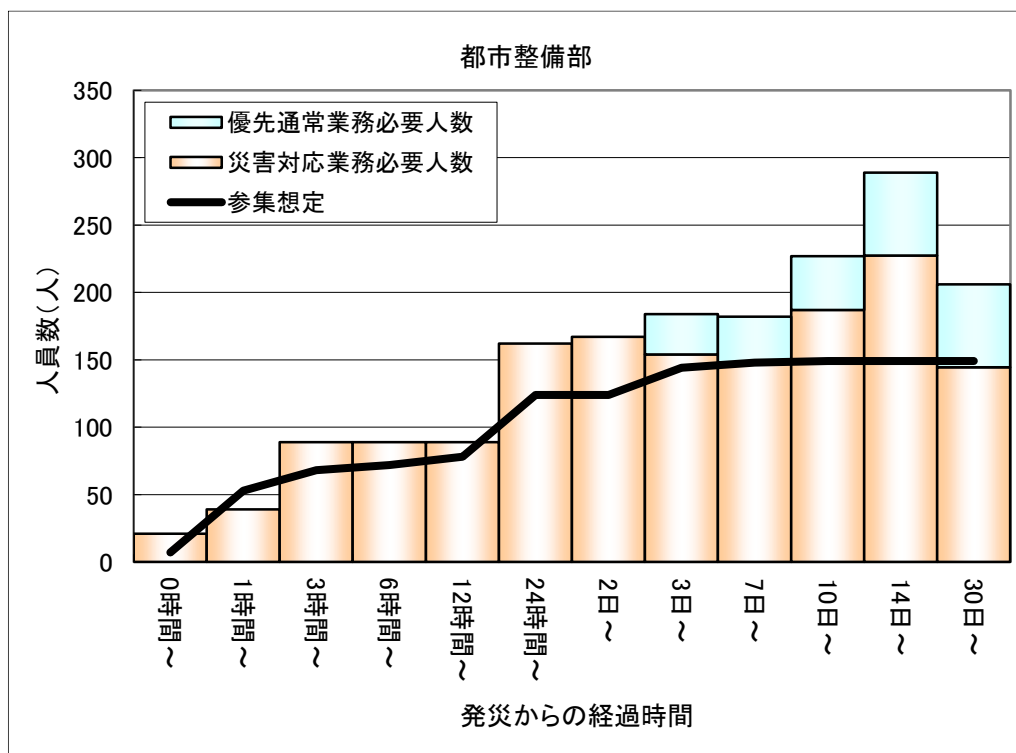


図6.1.11 非常時優先業務必要人員と参集職員の時系列分布（都市整備部）

<現状と課題>

- ・ほぼ全時間帯を通して人員不足の状態であり、発災初期よりも時間経過後の方が多くの人員不足となっていることから、主に外部からの人員確保策が有効である。
- ・必要人員は、災害対応業務が多くを占めており、特に、道路の啓開・応急対応や住宅に関係する応急対応業務の必要人員が多いことを踏まえ、適切な人員確保策が必要である。

<対策>

- 道路や住宅、他所管施設の被害調査・応急対応関連業務が多いことから、常時からの協力業者等との連携が有効であり、既存の建設業協会との協定に加え、その他関連協会・組合、あるいは協力業者等との新たな協定締結の推進が必要である。また、確実な支援を得るために、協力業者等の事業継続計画（BCP）策定促進策も重要である。
 - 被害調査・応急対策等のための関連協力業者との協定締結推進
 - 協力業者の事業継続計画策定促進
- 多くの人員を必要とする、道路や住宅、他所管施設の調査・応急復旧等の業務について、必要人員削減策として、対応の効率化を図るための各種個別対応マニュアルの整備を推進する。
 - 初動対応・被害調査・応急復旧等対応マニュアルの見直し・整備推進
- 緊急輸送道路を始めとする道路啓開については、業務の効率化による人員削減策として、事前から調査・啓開の優先順位を検討・設定するとともに、啓開方法や迂回路の事前設

定等を含めた、道路啓開計画を策定することが必要である。

→ 道路啓開計画の策定

○住宅の応急対応に関連する業務の人員削減策として、対象となる住宅の耐震化を促進することが有効である。既往の耐震改修促進計画を見直し、補助制度の充実を図るとともに、それら制度の有効活用のため、一層の啓発強化を図る。

→ 耐震改修促進計画の見直しと耐震改修の啓発促進

○発災後 2～3 週間程度以降の人員不足に対して、南海トラフ巨大地震によって同時被災とならない地域の自治体と災害時応援協定の締結を推進する。既存の鳥取県・市、島根県、松江市に加え、例えば北陸地方の自治体などとの応援協定締結の推進を図る。また、応援を受ける際の効果的な受援体制を構築するため、受援内容や規模、方法・ルール、必要となる物品等を事前より検討し、受援計画を策定する。

→ 遠地自治体との災害時応援協定締結推進

→ 受援計画の策定

1 1) 下水道河川部

表6.1.11 下水道河川部の非常時優先業務（所掌事務レベル）と業務開始時期

| 班名 | 災害対応業務及び優先通常業務（非常時優先業務） | 業務開始目標時期 | | | |
|----------|--|----------|----|-----|-----|
| | | 24時間 | 3日 | 1週間 | 1か月 |
| 下水道班 | 1 下水管渠、下水ポンプ場等の被害調査及び応急復旧に関すること。 | | | | ○ |
| | 2 下水管渠、下水ポンプ場等の維持管理に関すること。 | ○ | | | |
| | 3 局所管の雨水排水路の調査、維持管理及び修繕に関すること。 | ○ | | | |
| | 4 浸水地区の応急的排水対策に関すること。 | | ○ | | |
| | 5 局所管にかかる被害の取りまとめに関すること。 | ○ | | | |
| | 6 部内調整に関すること。 | ○ | | | |
| 河川班 | 1 公共土木施設災害の情報収集及び国・県との連絡調整に関すること。 | ○ | | | |
| | 2 下記項目について、各区本部の指導・協力に関すること。 ・道路、橋梁、河川、港湾等土木施設に関する被害調査及び応急復旧。 | ○ | | | |
| | ・水防資材の確保及び輸送。 | ○ | | | |
| | ・公共土木施設災害の除去に要する土木機材の確保及び応援。 | ○ | | | |
| | ・浸水地区の応急的排水対策及び漂流物の保管。 | ○ | | | |
| | ・応急対策用資機材、物資の緊急輸送及び輸送車両の調達、配車。 | ○ | | | |
| 【優先通常業務】 | 1 下水道施設内の水質管理に関すること（他12業務） | ○ | | | |
| | 2 漂流物及び沈没品に関すること（他1業務） | | ○ | | |

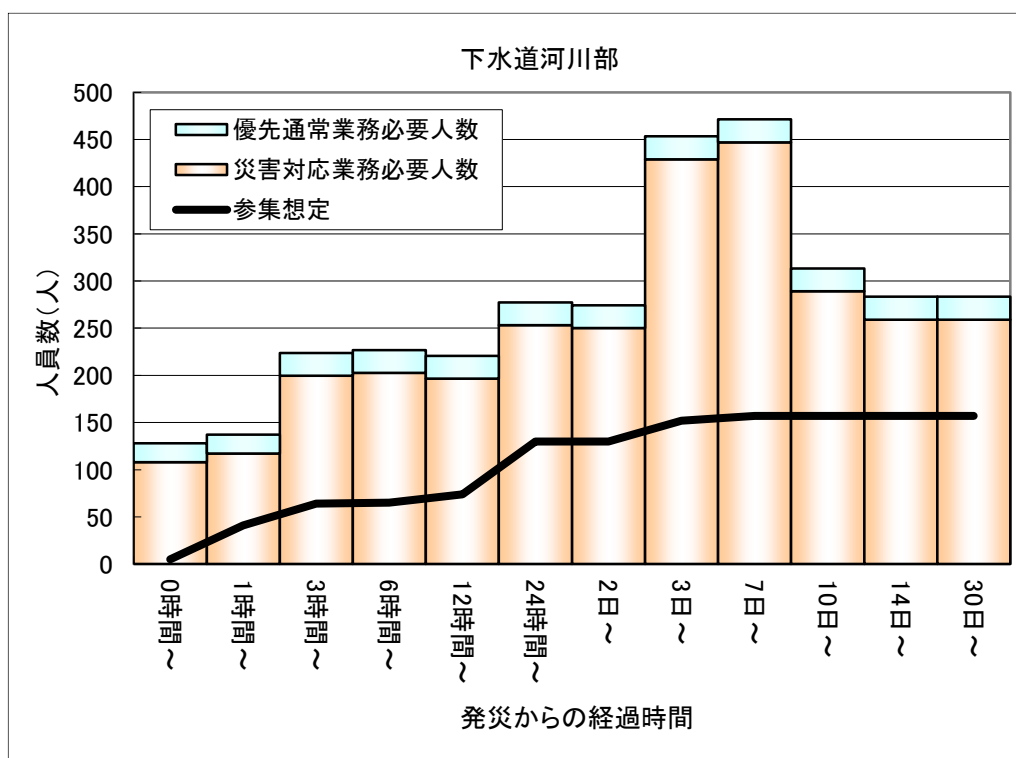


図6.1.12 非常時優先業務必要人員と参集職員の時系列分布（下水道河川部）

<現状と課題>

- ・全時間帯を通して大きく人員不足の状態であり、その多くが災害対応業務である。特に発災後 3 日から 10 日程度までは、参集職員の 3 倍程度、300 人前後の人員が不足する。
- ・大きく人員不足となる災害対応業務の多くが、下水道管路を中心とする施設の被害調査・応急復旧関連業務であり、業務内容を考慮した人員確保策、人員削減策が必要である。

<対策>

○下水道に関しては、既に下水道業務継続計画（BCP）を策定済みであり、計画に示される事前対策計画や BCP 訓練等に着実に取り組んでいるところである。ここでは、本人的資源分析による課題に対して、考えられる対策を以下に示す。

○下水道施設の被害調査・応急対応業務の必要人員が多いことから、常時からの民間企業等の活用が有効であり、下水道あるいは河川においても、地元民間企業や維持管理業者、あるいは関連協会等との協定締結の見直し、更なる締結推進が望まれる。また、確実な支援を得るために、民間企業等の事業継続計画（BCP）策定促進策も必要となる。

→ 被害調査・応急対策等のための関連協力業者との協定締結推進

→ 協力業者の事業継続計画策定促進

○長期的かつ専門知識を必要とする人員不足に対しては、市職員 OB の積極的な活用について、事前より活用策を講じることも有効である。

→ 市職員OBの活用策検討

○発災からある程度時間経過後の人員不足に対して、南海トラフ巨大地震によって同時被災とならない地域の自治体と災害時応援協定の締結を推進することも有効である。下水道については、「下水道事業における災害時支援に関するルール」や「大都市災害時相互応援に関する協定」を結んでおり、支援体制を構築していることから、河川について、既存の鳥取県・市、島根県、松江市との協定に加え、例えば北陸地方の自治体などと、市全体の調整に基づいた応援協定締結を推進することが考えられる。また、それら応援を受ける際の効果的な受援体制を構築するため、受援内容や規模、方法・ルール、必要となる物品等を事前より検討し、受援計画を策定することも必要となる。

→ 遠地自治体との災害時応援協定締結推進

→ 受援計画の策定

○発災初期より多くの人員を必要とする、下水道施設の調査・応急復旧等の業務について、必要人員削減策として、対応の効率化を図るための各種個別対応マニュアルの整備を推進する。整備の例としては、「下水道の地震対策マニュアル」に基づき、個別施設や地域の特性を踏まえた、手順やルールの明確化、必要様式の準備等による、緊急点検、緊急措置、応急調査、応急復旧等の各対応期別個別対応マニュアル・手順書などが想定される。

→ 初動対応・被害調査・応急復旧等対応マニュアルの見直し・整備推進

○多くの人員が不足し、人員確保策や必要人員削減策だけでは限界があることから、災害対応業務の対象となる被害数量を削減するための事前の耐震対策等が有効である。例えば、下水道施設については、現在進めている、処理場・ポンプ場等施設の耐震対策・津波対策、管路の改築・更新等について、現計画を着実に推進していくとともに、河川関連施設についても、耐震化・液状化対策など、優先度評価に基づく計画的なハード対策の推進が必要である。

→ 施設の計画的な耐震対策の推進

1 2) 会計部

表6.1.12 会計部の非常時優先業務（所掌事務レベル）と業務開始時期

| 班名 | 災害対応業務及び優先通常業務（非常時優先業務） | 業務開始目標時期 | | | |
|----------|------------------------------------|----------|----|-----|-----|
| | | 24時間 | 3日 | 1週間 | 1か月 |
| 会計班 | 1 応急対策物品（用品会計取扱物品に限る）の出納，保管に関すること。 | | | ○ | |
| | 2 災害に係る金銭出納に関すること。 | | ○ | | |
| 【優先通常業務】 | 1 内部管理業務システムの運用管理に関すること（他1業務） | | | ○ | |
| | 2 収入支出の整理及び記帳に関すること（他16業務） | | | | ○ |

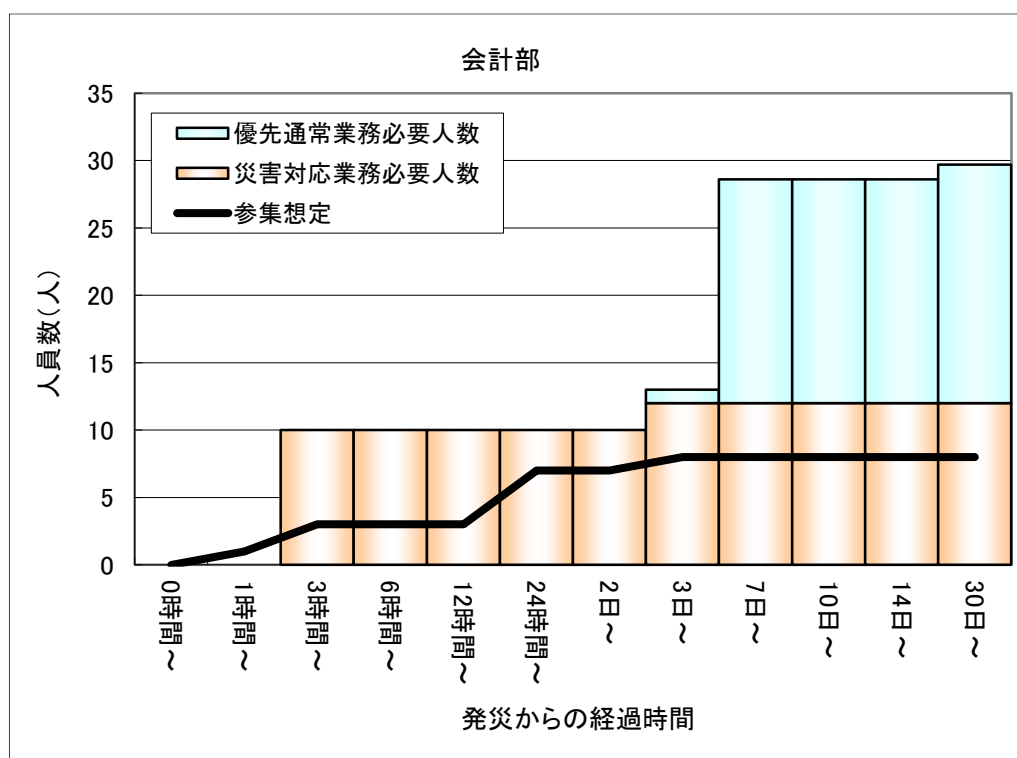


図6.1.13 非常時優先業務必要人員と参集職員の時系列分布（会計部）

<現状と課題>

- ・発災直後を除き、人員不足の状態であるが、1週間程度までは、数名の不足であり、7日後以降については、優先通常業務の再開が多くなることによる人員不足である。
- ・非常時優先業務の多くは、災害に伴う金銭処理関係の業務であり、確実な人員確保策が必要となる。

<対策>

- 発災初期の人員不足に対しては、人員に余力のある市民協働部や環境部、教育部などからの応援協力による人員確保、あるいは災害対策本部の人員配備体制の見直し、例えば、災害対策部・班を構成する通常業務部署（課等）の配置見直しや所掌業務の見直しなどが考えられる。また、応援内容や動員方法・基準等について、事前よりルール化するこ

とにより、効果的な協力・連携体制の構築を図る。

- 災害対策部の人員配備体制の見直し
- 庁内での応援内容・動員運用ルール確立

○発災後数日程度以降で優先通常業務の不足人員が多くなることに対して、他自治体からの受援の充実が有効であり、南海トラフ巨大地震による同時被災とならない地域の自治体と災害時応援協定の締結を推進する。既存の鳥取県・市、島根県、松江市に加え、例えば北陸地方の自治体などとの応援協定締結の推進を図る。また、応援を受ける際の効果的な受援体制を構築するため、受援内容や規模、方法・ルール、必要となる物品等を事前より検討し、受援計画を策定する。

- 遠地自治体との災害時応援協定締結推進
- 受援計画の策定

13) 水道部

表6.1.13 水道部の非常時優先業務（所掌事務レベル）と業務開始時期

| 班名 | 災害対応業務及び優先通常業務（非常時優先業務） | 業務開始目標時期 | | | |
|----------|---------------------------------------|----------|----|-----|-----|
| | | 24時間 | 3日 | 1週間 | 1か月 |
| 水道総務班 | 1 職員の非常呼集及び配置に関する事 | ○ | | | |
| | 2 被害情報の収集に関する事 | ○ | | | |
| | 3 車両の配置に関する事 | ○ | | | |
| | 4 情報通信網の確保及び運用に関する事 | ○ | | | |
| | 5 水道部内の連絡調整に関する事 | ○ | | | |
| | 6 関係機関との連絡調整に関する事 | ○ | | | |
| | 7 対策活動に係る予算措置に関する事 | | | ○ | |
| | 8 復旧関連資機材の調達及び物品の購入に関する事 | ○ | | | |
| | 9 水道部の庶務に関する事 | | | ○ | |
| | 10 応援要請及び受入の総括に関する事 | ○ | | | |
| | 11 報道機関との連絡に関する事 | ○ | | | |
| | 12 市民等への広報に関する事 | ○ | | | |
| | 13 災害関連の記録に関する事 | ○ | | | |
| 計画班 | 1 情報の収集とその集約に関する事 | ○ | | | |
| | 2 被害状況の解析に関する事 | ○ | | | |
| | 3 復旧計画の計画、立案に関する事 | | ○ | | |
| | 4 管工設備協同組合との復旧工事の実務調整に関する事 | | ○ | | |
| | 5 他班との連絡調整に関する事 | ○ | | | |
| 浄水対策班 | 1 取水、浄水及び配水施設の被害状況の把握に関する事 | ○ | | | |
| | 2 他班との連絡調整に関する事 | ○ | | | |
| | 3 河川水質事故情報の通報及び連絡に関する事 | ○ | | | |
| | 4 取水、浄水及び配水施設の点検及び復旧に関する事 | ○ | | | |
| | 5 給水拠点の把握に関する事 | ○ | | | |
| | 6 緊急浄水処理に関する事 | ○ | | | |
| | 7 配水コントロールに関する事 | ○ | | | |
| | 8 配水池の貯水量確保に関する事 | ○ | | | |
| | 9 配水施設の排水及び洗浄に関する事 | ○ | | | |
| 水質対策班 | 1 水質関係被害状況の把握に関する事 | ○ | | | |
| | 2 原水等の水質検査に関する事 | ○ | | | |
| | 3 水質の安全確認に関する事 | ○ | | | |
| | 4 他班との連絡調整に関する事 | ○ | | | |
| 給水対策班 | 1 被害状況の把握に関する事 | ○ | | | |
| | 2 市民からの情報収集に関する事 | ○ | | | |
| | 3 他班との連絡調整に関する事 | ○ | | | |
| | 4 巡回広報に関する事 | ○ | | | |
| | 5 電話受付、苦情処理に関する事 | ○ | | | |
| | 6 応急給水に関する事 | ○ | | | |
| | 7 管路の点検に関する事 | ○ | | | |
| | 8 復旧工事の施工に関する事 | ○ | | | |
| 【優先通常業務】 | 1' 所管施設の維持管理及び運用に関する事（他25業務） | ○ | | | |
| | 2' 水道修繕工事等に関する問い合わせ等に関する事（他5業務） | | ○ | | |
| | 3' 水道料金の収納等窓口業務に関する事（他5.4業務） | | | ○ | |
| | 4' 取水、冠水、浄水及び送水施設等の整備及び改良に関する事（他24業務） | | | | ○ |

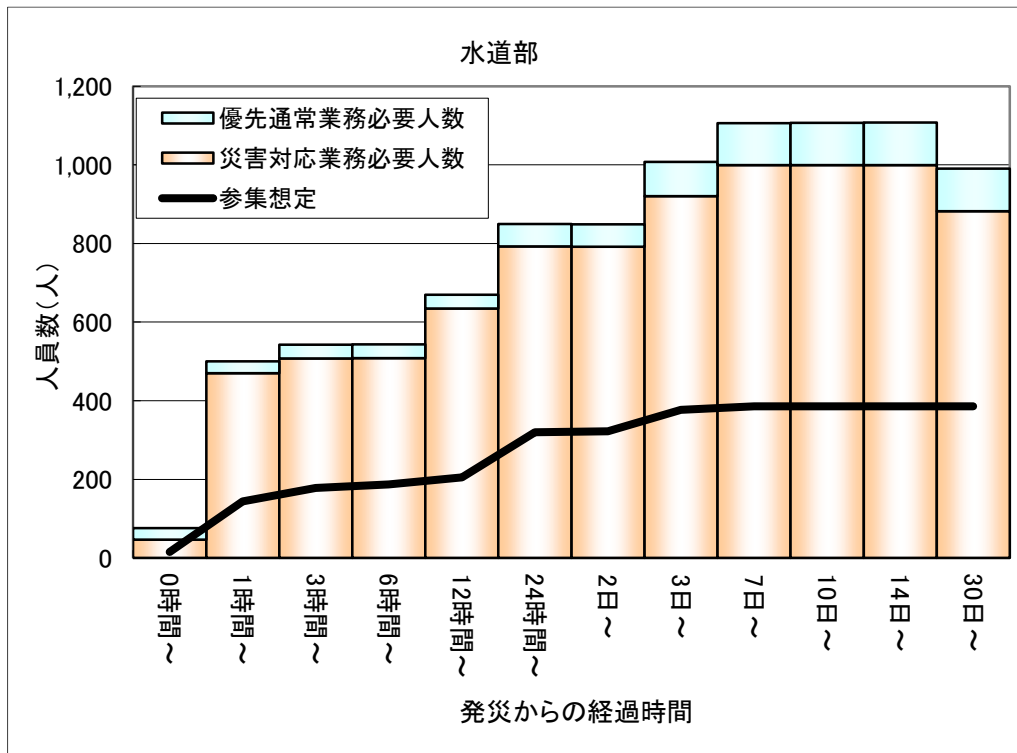


図6.1.14 非常時優先業務必要人員と参集職員の時系列分布（水道部）

<現状と課題>

- ・全時間帯を通じて、大きく人員不足の状態であり、発災初期から 300 人程度、1 週間程度以降では 700 人前後の人員不足となる。
- ・必要な人員の大半は災害対応業務が占めているとともに、その多くが応急給水対応や水道施設の被害調査・応急復旧関係である。このため、計画的かつ確実な人員確保策及び必要人員の削減策について、既に対策実施の取り組みを進めている。協定の締結等による人員確保策や各種マニュアル整備等による必要人員の削減策をもとに、より円滑かつ迅速な非常時優先業務実施のための充実・見直しを図っていくことが必要となる。

<対策>

○発災直後から特に数日程度以降を中心とした多くの人員不足に対して、他自治体からの受援の充実や職員 OB の活用策が有効である。水道部では、これまで既に、「19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書」の締結や公益社団法人日本水道協会による相互応援の枠組みの活用、岡山市水道局退職者災害時支援協力隊の発足などによる、人員確保策を進めており、また、必要人員の削減策としても、業務効率化を図るための応急給水、応急復旧、受援等の対応マニュアル類の整備を実施している。今後は、それらのマニュアルに基づき、関係自治体を交えた防災訓練を計画的に実施するとともに、その結果による検証を踏まえ、各種マニュアル類への反映見直し等、更なる整備を行っていく。

→ 各種教育・訓練計画の作成と実施

→ 初動対応・被害調査・応急復旧等対応マニュアルの見直し・整備推進

○水道部の発災初期の業務は、応急給水対応や水道施設等の緊急点検・被害調査、緊急措置などの状況把握、緊急対応が多くを占めることから、常時からの維持管理業者等の活用が有効であり、既に、関連協力業者等との協定締結を行っている。今後も、関連協力業者等との新たな協定締結を推進する。

→ 被害調査・応急対策等のための関連協力業者との協定締結推進

○人員確保策や必要人員の削減策だけでは限界があることから、合わせて、災害対応業務の対象となる被害数量を削減するための事前の耐震対策等が有効となる。このため、現在進めている、アセットマネジメントに基づき、管路を含む計画的な水道施設の更新により、継続的に耐震性の確保を推進する。

→ 施設の計画的な耐震対策の推進

14) 市場部

表6.1.14 市場部の非常時優先業務（所掌事務レベル）と業務開始時期

| 班名 | 災害対応業務及び優先通常業務（非常時優先業務） | 業務開始目標時期 | | | |
|----------|------------------------------------|----------|----|-----|-----|
| | | 24時間 | 3日 | 1週間 | 1か月 |
| 市場班 | 1 中央卸売市場及び花き地方卸売市場の諸施設の応急復旧に関すること。 | | | ○ | |
| | 2 応急救助食糧品（主食を除く）の確保に関すること。 | ○ | | | |
| 【優先通常業務】 | 1 取引業務の指導・監督事務に関すること（他3業務） | | ○ | | |

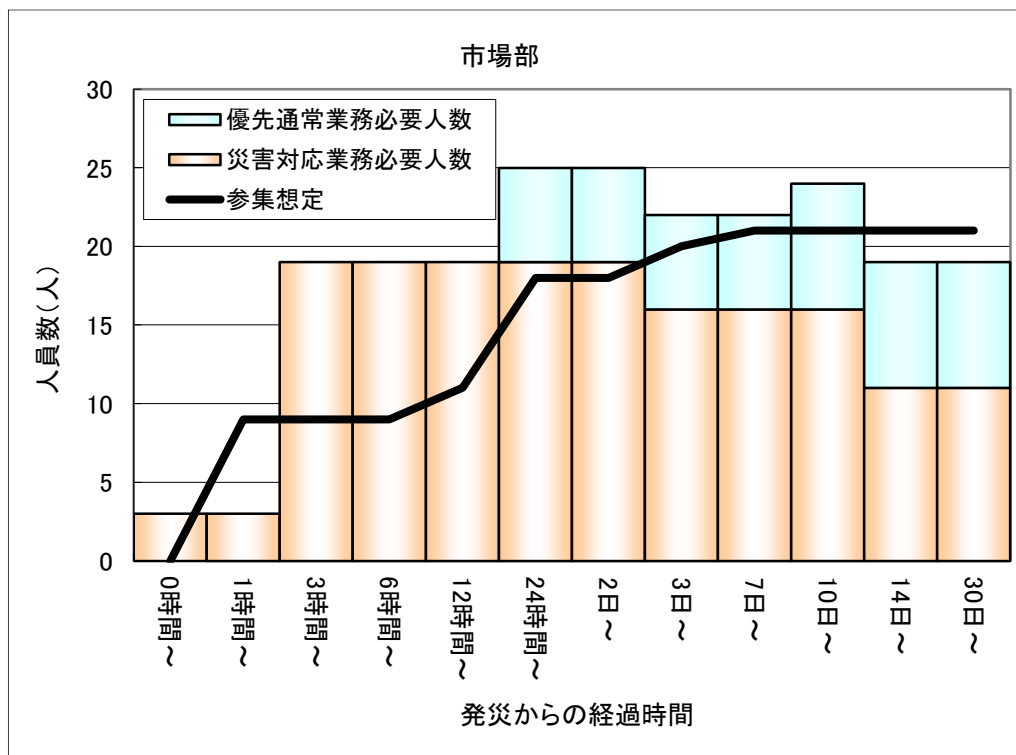


図6.1.15 非常時優先業務必要人員と参集職員の時系列分布（市場部）

<現状と課題>

- ・発災後3時間から3日程度の間で、やや人員不足の状態であり、特に、発災初期1日程度は、10人前後の不足となることから、内部での人員確保策が必要である。
- ・発災3日後程度以降については、優先通常業務の再開分も含め、人員数に大きな過不足はない状態である。

<対策>

○発災初期の人員不足に対しては、人員に余力のある市民協働部や環境部、教育部などからの応援協力による人員確保、あるいは災害対策本部の人員配備体制の見直し、例えば、災害対策部・班を構成する通常業務部署（課等）の配置見直しや所掌業務の見直しなどが考えられる。また、応援内容や動員方法・基準等について、事前よりルール化することにより、効果的な協力・連携体制の構築を図る。

- 災害対策部の人員配備体制の見直し
- 庁内での応援内容・動員運用ルールの確立

15) 教育部

表6.1.15 教育部の非常時優先業務（所掌事務レベル）と業務開始時期

| 班名 | 災害対応業務及び優先通常業務（非常時優先業務） | 業務開始目標時期 | | | |
|----------|---|----------|----|-----|-----|
| | | 24時間 | 3日 | 1週間 | 1か月 |
| 教育総務班 | 1 教育委員会事務局職員の参集及びり災状況の集約に関する事 | ○ | | | |
| | 2 教育委員会関係の被害状況の取りまとめ、記録及び連絡に関する事 | ○ | | | |
| | 3 部内調整に関する事 | ○ | | | |
| | 4 避難所となった学校その他教育施設との連絡調整に関する事 | | | ○ | |
| 学校施設班 | 1 市立学校の被害調査及びり災復旧に関する事 | ○ | | | |
| 学校班 | 1 り災児童・生徒の就学等に関する事 | | | | ○ |
| | 2 り災児童・生徒及び教職員の被害調査、救済に関する事 | ○ | | | |
| | 3 り災児童・生徒に対する教科書等の供給に関する事 | | | | ○ |
| | 4 学校施設の使用、協力に関する事 | | | | ○ |
| | 5 り災児童・生徒の授業料等の減免に関する事 | | | | ○ |
| 保健体育班 | 1 り災地の市立学校、児童・生徒及び教職員の応急救護並びに保健衛生に関する事 | | | ○ | |
| 生涯学習班 | 1 図書館、公民館等の社会教育施設及び文化財の被害調査並びにり災復旧に関する事 | | ○ | | |
| | 2 婦人会等の社会教育団体との災害救助活動についての連絡及び協力依頼に関する事 | | ○ | | |
| 【優先通常業務】 | 1 児童及び生徒の安全確保に関する事（他6業務） | ○ | | | |
| | 2 局内及び教育機関との連絡調整に関する事（他15業務） | | ○ | | |
| | 3 教育委員会情報ネットワークの管理に関する事（他13業務） | | | ○ | |
| | 4 学校の用地、建築設備等の維持管理業務に関する事（他72業務） | | | | ○ |

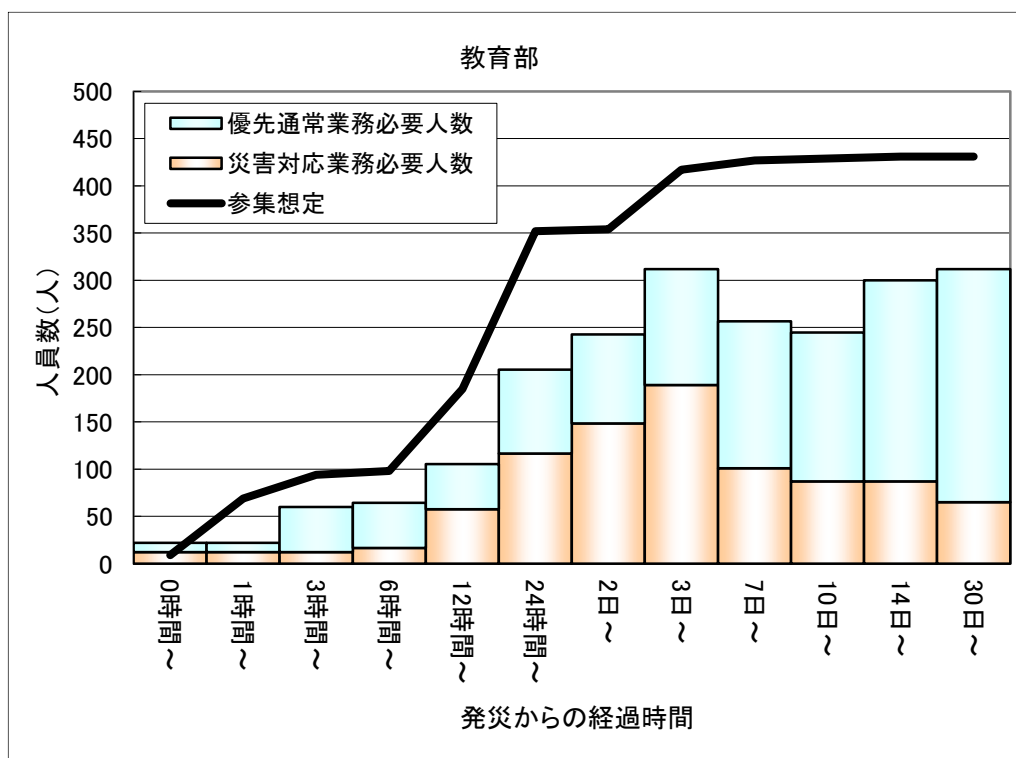


図6.1.16 非常時優先業務必要人員と参集職員の時系列分布（教育部）

<現状と課題>

- ・全時間帯において、人員にかなり余裕があることから、他部への応援が可能である。
- ・人員に余力があることから、市民サービスの向上を図るため、通常業務の早期再開について検討することも考えられる。

<対策>

○発災直後より、他部の支援・応援を積極的に行う体制構築が必要であり、避難所である学校での避難所運営支援の応援を担当するなど、事前より、応援内容や方法、役割分担等について検討・調整し、マニュアルで明文化する等、効果的な応援のための準備を進める。

→ 庁内での応援内容・動員運用ルールの確立

16) 応援部

表6.1.16 応援部の非常時優先業務（所掌事務レベル）と業務開始時期

| 班名 | 災害対応業務及び優先通常業務（非常時優先業務） | 業務開始目標時期 | | | |
|-----------------------------------|-------------------------------|----------|----|-----|-----|
| | | 24時間 | 3日 | 1週間 | 1か月 |
| 議会班 選管班 監査班 人事委員班 農業班 | 1 各部，各区本部の応援に關すること。 | ○ | | | |
| 【優先通常業務】 | 1 公印の管理に關すること（他2業務） | ○ | | | |
| | 2 議場その他議会關係室の維持管理に關すること（他4業務） | | ○ | | |
| | 3 農地等の権利移転、設定、転用に關すること（他7業務） | | | ○ | |
| | 4 議会の一般庶務に關すること（他29業務） | | | | ○ |

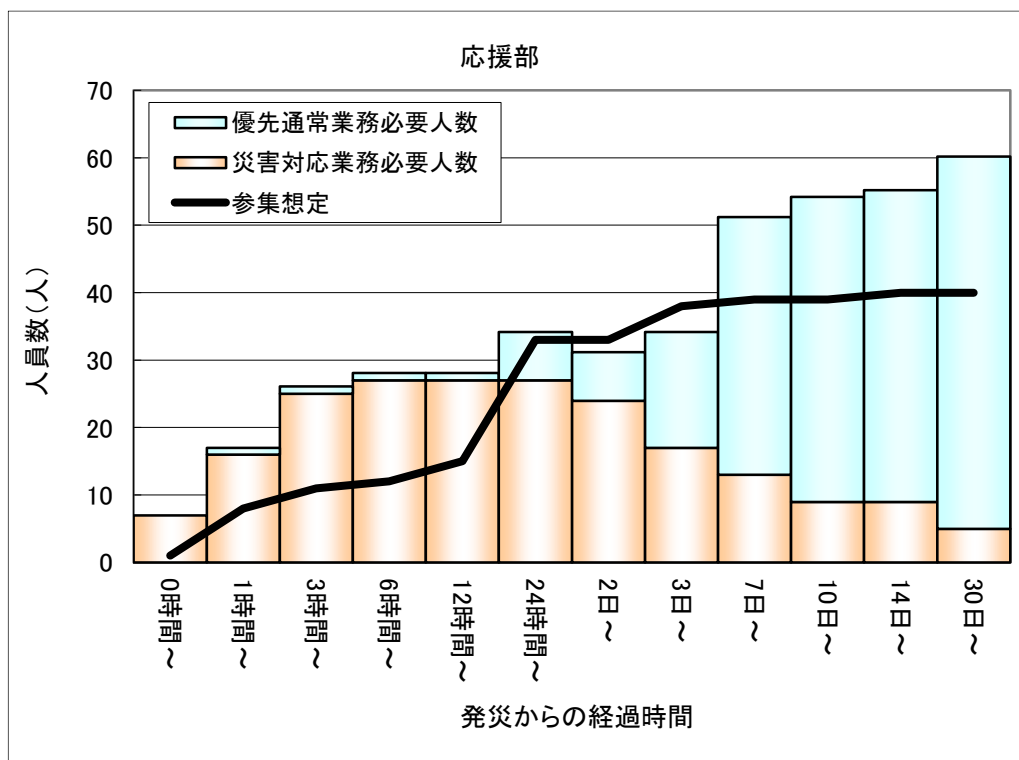


図6.1.17 非常時優先業務必要人員と参集職員の時系列分布（応援部）

<現状と課題>

- ・ 発災後 24 時間程度から 1 週間程度までの期間を除き、人員が不足傾向である。
- ・ 発災後 1 週間程度以降は、災害対応業務が大きく減少しているものの、優先通常業務の再開によって人員不足となっており、応援部であることも踏まえた、計画的な人員確保策が必要である。

<対策>

○発災初期の人員不足に対しては、人員に余力のある市民協働部や環境部、教育部などが

らの応援協力による人員確保、あるいは災害対策本部の人員配備体制の見直し、例えば、災害対策部・班を構成する通常業務部署（課等）の配置見直しや所掌業務の見直しなどが考えられる。また、応援内容や動員方法・基準等について、事前よりルール化することにより、効果的な協力・連携体制の構築を図る。

→ 災害対策部の人員配備体制の見直し

→ 庁内での応援内容・動員運用ルールの確立

○発災後 1 日から 1 週間程度の期間で人員に余裕があることから、他部の支援・応援を行う体制構築が必要であり、事前より、応援内容や方法、役割分担等について検討・調整し、マニュアルで明文化する等、効果的な応援のための準備を進める。

→ 庁内での応援内容・動員運用ルールの確立

【区本部】

区本部の非常時優先業務と業務開始時期については、北区を例として以下に示す。

表6.1.17 区本部の非常時優先業務（所掌事務レベル）と業務開始時期（1/2）

| 班名 | 災害対応業務及び優先通常業務（非常時優先業務） | 業務開始目標時期 | | | |
|------------------|---|----------|----|-----|-----|
| | | 24時間 | 3日 | 1週間 | 1か月 |
| 総務班 （総務・地域振興） | 1 区本部事務の総合調整に関する事 | ○ | | | |
| | 2 管内の被害状況の取りまとめに関する事 | ○ | | | |
| | 3 災害対策本部その他関係機関との連絡等に関する事 | ○ | | | |
| | 4 管内住民への気象予・警報等災害情報の通報及び避難の指示に関する事 | ○ | | | |
| | 5 庁舎の保全及び応急復旧に関する事。（北区を除く） | ○ | | | |
| | 6 通信施設の保全及び運用に関する事 | ○ | | | |
| | 7 災害対策本部関係班への協力に関する事 | ○ | | | |
| | 8 管内市民組織（町内会等）との連絡・協力依頼に関する事 | ○ | | | |
| | 9 災害対策本部から派遣されたボランティアの受入に関する事 | | ○ | | |
| 総務班 （市税事務所） | 1 災害対策本部関係班への協力に関する事 | ○ | | | |
| | 2 避難所の開設、運営及び避難者の収容保護に関する事 | ○ | | | |
| | 3 非常炊き出しに関する事 | | | ○ | |
| | 4 り災者に対する市税の減免に関する事 | | | | ○ |
| 総務班 （市民保険年金） | 1 災害対策本部関係班への協力に関する事 | ○ | | | |
| | 2 避難所の開設、運営及び避難者の収容保護に関する事 | ○ | | | |
| | 3 非常炊き出しに関する事 | | | ○ | |
| | 4 災害による犠牲者の埋葬手続きに関する事 | ○ | | | |
| | 5 災害弔慰金等の受付及び災害弔慰金の配布に関する事 | | | | ○ |
| | 6 見舞金の支給に関する事 | | | | ○ |
| | 7 り災証明の発行に関する事 | | | | ○ |
| | 8 被災者生活再建支援法の申請に関する事 | | | | ○ |
| 農林班 | 1 管内の災害予防、被害調査及び応急復旧に関する事 | ○ | | | |
| | 2 災害対策本部関係班への協力に関する事 | ○ | | | |
| | 3 地域センターとの連絡、応援協力に関する事 | | | ○ | |
| | 4 農地・農業用施設・水産林務施設災害等の応急措置、災害の情報整理、報告に関する事 | ○ | | | |
| | 5 浸水区域の応急的排水対策に関する事 | | ○ | | |
| 土木班 （建設） | 1 管内の災害予防、被害調査及び応急復旧に関する事 | ○ | | | |
| | 2 災害対策本部関係班への協力に関する事 | ○ | | | |
| | 3 地域センターとの連絡、応援協力に関する事 | ○ | | | |
| | 4 公共土木施設災害等の応急措置、災害の情報整理、報告に関する事 | ○ | | | |
| 土木班 （維持管理） | 1 管内の災害予防、被害調査及び応急復旧に関する事 | ○ | | | |
| | 2 災害対策本部関係班への協力に関する事 | ○ | | | |
| | 3 地域センターとの連絡、応援協力に関する事 | ○ | | | |
| | 4 公共土木施設災害等の応急措置、災害の情報整理、報告に関する事 | ○ | | | |
| | 5 り災地における市管理の国道、県道、市道の通行禁止及び制限に関する事 | ○ | | | |
| | 6 り災地の防疫用薬剤の散布及び配布に関する事 | | | ○ | |
| | 7 水防資材の確保及び輸送に関する事 | | | ○ | |
| | 8 公共土木施設災害の除去に要する土木資器材の確保に関する事 | | | ○ | |
| | 9 浸水地区の応急的排水対策に関する事 | | ○ | | |
| | 10 応急対策用資機材、物資の緊急輸送及び輸送車両の調達、配車に関する事 | ○ | | | |
| 分室班 （北区のみ） | 1 管内の被害調査及び応急復旧に関する事 | ○ | | | |
| | 2 災害対策本部関係班への協力に関する事 | ○ | | | |
| | 3 地域センターとの連絡、応援協力に関する事 | ○ | | | |
| | 4 公共土木施設災害の応急措置及び災害の情報整理に関する事 | ○ | | | |
| | 5 農業用施設災害の応急措置及び情報整理に関する事 | | ○ | | |
| | 6 浸水区域の応急的排水対策に関する事 | ○ | | | |
| | 7 り災地における市管理の国道、県道、市道の通行禁止及び制限に関する事 | ○ | | | |
| | 8 り災地の防疫用薬剤の散布及び配布に関する事 | | | | ○ |
| | 9 水防資材の確保及び輸送に関する事 | ○ | | | |

表6.1.17 区本部の非常時優先業務（所掌事務レベル）と業務開始時期（2/2）

| 班名 | 災害対応業務及び優先通常業務（非常時優先業務） | 業務開始目標時期 | | | |
|---------------|--|----------|----|-----|-----|
| | | 24時間 | 3日 | 1週間 | 1か月 |
| 支所班 （総務民生） | 1 管内の被害状況の取りまとめに関する事 | ○ | | | |
| | 2 災害対策本部その他関係機関との連絡等に関する事 | ○ | | | |
| | 3 管内住民への気象予・警報等災害情報の通報及び避難の指示に関する事 | ○ | | | |
| | 4 庁舎の保全及び応急復旧に関する事 | ○ | | | |
| | 5 通信施設の保全及び運用に関する事 | ○ | | | |
| | 6 避難所の開設、運営及び避難者の収容保護に関する事 | ○ | | | |
| | 7 非常炊き出しに関する事 | | | ○ | |
| | 8 災害による犠牲者の埋葬手続きに関する事 | | | ○ | |
| | 9 災害対策本部関係班への協力に関する事 | ○ | | | |
| | 10 り災者の調査に関する事 | | ○ | | |
| | 11 り災者に対する市税の減免に関する事 | | | | |
| | 12 死体の収容に関する事 | | ○ | | |
| | 13 救助物資及び見舞金の配布に関する事 | | | | ○ |
| | 14 り災地における母子保健、老人保健、精神保健、栄養指導及び歯科保健の指導実施に関する事。（御津・建部支所に限る） | | | ○ | |
| | 15 り災地における環境衛生指導、飲料水の衛生対策及び食品衛生指導に関する事 | | | ○ | |
| | 16 死亡獣畜の処理の衛生指導に関する事 | | | ○ | |
| | 17 疫学調査及び感染予防に関する保健指導に関する事。（御津・建部支所に限る） | | | ○ | |
| | 18 り災地から発生する一般廃棄物の収集、運搬及び清掃についての指導に関する事 | | | ○ | |
| | 19 仮設トイレ設置の調整に関する事 | | ○ | | |
| 支所班 （産業建設） | 1 管内の災害予防、被害調査及び応急復旧に関する事 | ○ | | | |
| | 2 災害対策本部関係班への協力に関する事 | ○ | | | |
| | 3 地域センターとの連絡、応援協力に関する事 | ○ | | | |
| | 4 公共土木施設、農地・農業用施設・水産林務施設災害の情報整理に関する事 | ○ | | | |
| | 5 管内における水防活動に関する事 | ○ | | | |
| 地域センター班 | 1 被害状況の取りまとめに関する事 | ○ | | | |
| | 2 関係機関との連絡調整に関する事 | ○ | | | |
| | 3 気象予・警報等災害情報の通報に関する事 | ○ | | | |
| | 4 庁舎の保全及び応急復旧に関する事 | ○ | | | |
| | 5 通信施設の保全及び運用に関する事 | ○ | | | |
| | 6 区本部内の他班への協力に関する事 | ○ | | | |
| 福祉事務所班 | 1 り災者の調査に関する事 | | ○ | | |
| | 2 り災地の独居高齢者、障害者の状況調査及び保護に関する事 | | ○ | | |
| | 3 死体の収容に関する事 | | ○ | | |
| | 4 救助物資の配布に関する事 | | ○ | | |
| 【優先通常業務】 | 1 本庁及び他の出先機関との連絡調整に関する事（他51業務） | ○ | | | |
| | 2 各種窓口対応に関する事（他91業務） | | ○ | | |
| | 3 税務事務全般に関する事（他139業務） | | | ○ | |
| | 4 各種市有施設の維持管理に関する事（他139業務） | | | | ○ |

17) 北区本部

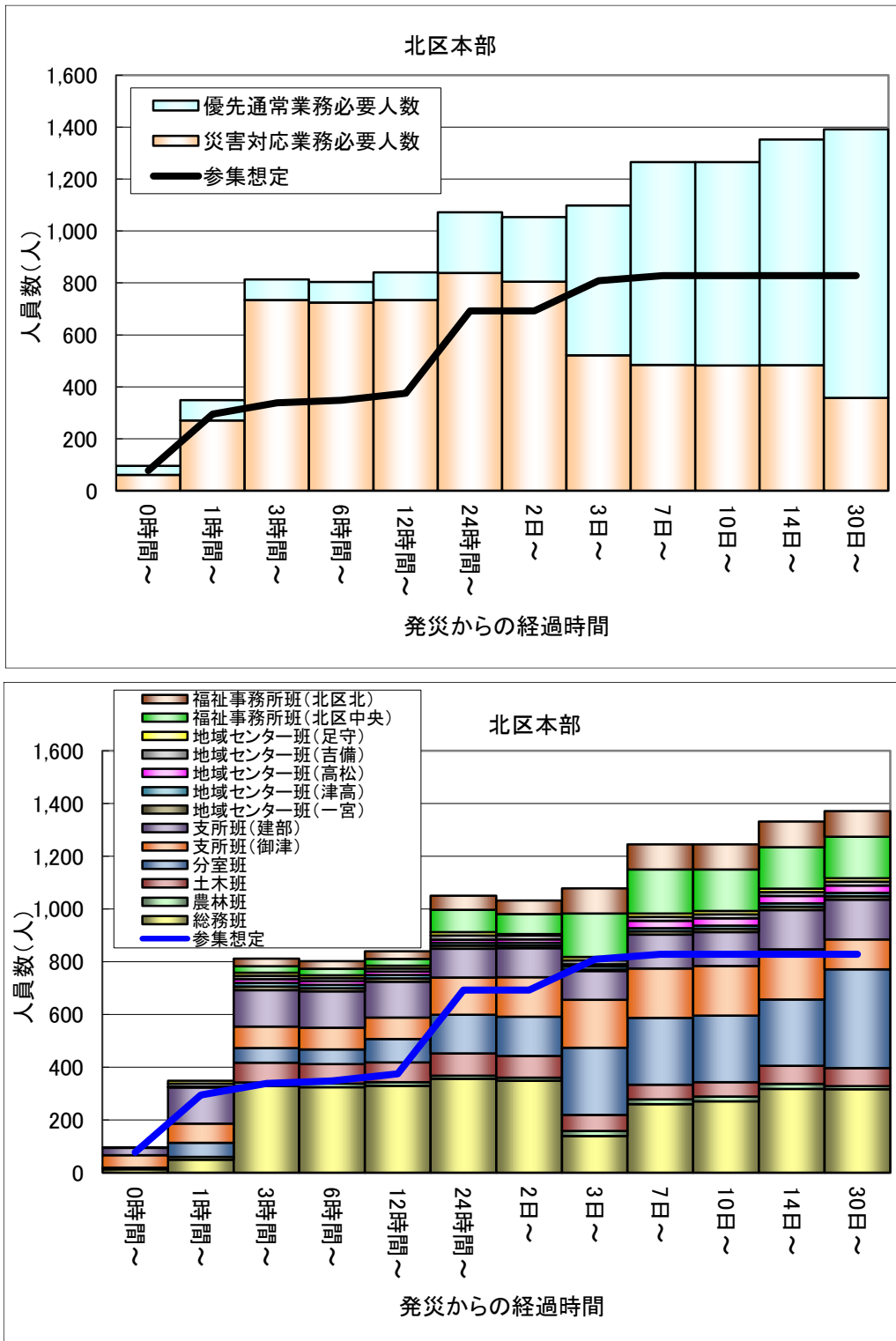


図6.1.18 非常時優先業務必要人員と参集職員の時系列分布（北区本部）

<現状と課題>

- ・全時間帯を通じて人員が大きく不足する状態であり、特に、発災後 3 時間以降、300～500 人程度の人員が不足している。
- ・発災後 3 時間から 3 日程度までは、避難所の開設・運営等、総務班・支所班の避難所対応に係る業務が多くを占めており、外部からの人員確保が難しい発災初期の時間帯であることを踏まえると、内部での人員確保策と合わせて、必要人員削減策を講じる必要がある。
- ・発災後 3 日目程度以降は、道路・施設を中心とする応急対応や遺体の処理に関する業務などが多いものの、災害対応業務は徐々に減少する。一方で、再開すべき通常業務の必要人員数が多いことから、非常時優先業務の必要人数としては大きく不足する状態となっている。

<対策>

○発災初期の人員不足に対しては、人員に余力のある市民協働部や環境部、教育部などからの応援協力による人員確保、あるいは災害対策本部の人員配備体制の見直し、例えば、災害対策部・班を構成する通常業務部署（課等）の配置見直しや所掌業務の見直しなどが考えられる。また、応援内容や動員方法・基準等について、事前よりルール化することにより、効果的な協力・連携体制の構築を図る。

→ 災害対策部の人員配備体制の見直し

→ 庁内での応援内容・動員運用ルールの確立

○発災直後から、避難所開設・運営支援に職員が携えることにより、多くの人員を必要とすることに対する人員削減策として、自主防災組織や自治会等が自助・共助を主体とした避難所運営を可能とするための方策が必要である。例えば、住民・施設管理者・市との連携方法・役割分担等運営体制を具体化し、各種ルール化と合わせた避難所運営マニュアルを作成する。

→ 地域住民と協働した避難所運営マニュアルの作成

○避難所運営を支援する上で、避難所状況やニーズ等各種情報を連絡するための通信手段を確実に確保することも人員削減策として有効である。例えば、各避難所への携帯 MCA 無線の配備推進、特設公衆電話の事前配備、移動系防災行政無線・衛星携帯電話の配備推進等により、通信手段の多重化を図る。

→ 避難所の通信手段の多重化推進

○長期的に多くの人員が不足することに対する人員確保策として、ボランティアの活用が有効であり、専門的知識を有するボランティアの必要性等も含め、事前より社会福祉協議会や NPO 等関係団体等と調整・協議を行い、効果的なボランティア活用のための活用計画の作成等を検討する。

→ ボランティアの活用計画等作成

○発災後数日程度以降で優先通常業務の必要人員が非常に多くなることに対して、他自治

体からの受援の充実が有効であり、南海トラフ巨大地震による同時被災とならない地域の自治体と災害時応援協定の締結を推進する。既存の鳥取県・市、島根県、松江市に加え、例えば北陸地方の自治体などとの応援協定締結の推進を図る。また、応援を受ける際の効果的な受援体制を構築するため、受援内容や規模、方法・ルール、必要となる物品等を事前より検討し、受援計画を策定する。

- 遠地自治体との災害時応援協定締結推進
- 受援計画の策定

18) 中区本部

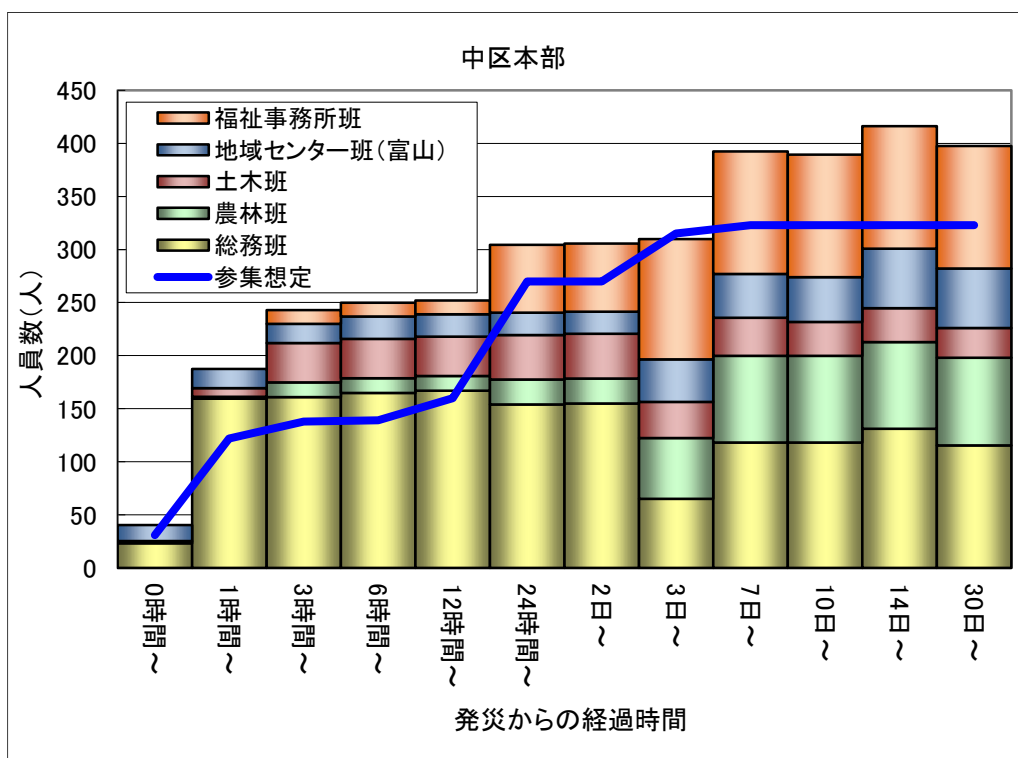
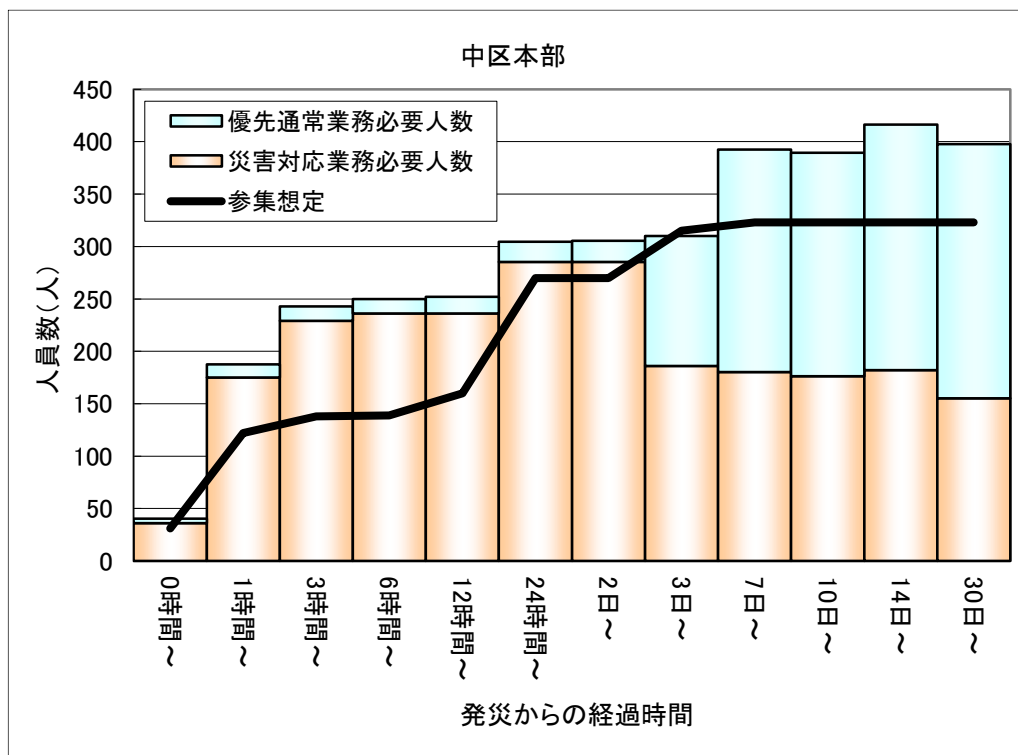


図6.1.19 非常時優先業務必要人員と参集職員の時系列分布 (中区本部)

<現状と課題>

- ・発災後 3 日から 1 週間程度の期間を除き、人員不足の状態であり、100 人程度の人員が不足している。
- ・発災後 3 日目までは、避難所の開設・運営に係る業務が中心であり、外部からの人員確保が難しい発災初期の時間帯であることを踏まえると、内部での人員確保策と合わせて、必要人員削減策を講じる必要がある。
- ・発災後 1 週間程度以降は、災害対応業務は減少するものの、再開すべき通常業務の必要人員が多く、非常時優先業務の必要人数としては大きく不足となっている。

<対策>

○発災初期の人員不足に対しては、人員に余力のある市民協働部や環境部、教育部などからの応援協力による人員確保、あるいは災害対策本部の人員配備体制の見直し、例えば、災害対策部・班を構成する通常業務部署（課等）の配置見直しや所掌業務の見直しなどが考えられる。また、応援内容や動員方法・基準等について、事前よりルール化することにより、効果的な協力・連携体制の構築を図る。

→ 災害対策部の人員配備体制の見直し

→ 庁内での応援内容・動員運用ルールの確立

○発災直後から、避難所開設・運営支援に職員が携ることにより、多くの人員を必要とすることに対する人員削減策として、自主防災組織や自治会等が自助・共助を主体とした避難所運営を可能とするための方策が必要である。例えば、住民・施設管理者・市との連携方法・役割分担等運営体制を具体化し、各種ルール化と合わせた避難所運営マニュアルを作成する。

→ 地域住民と協働した避難所運営マニュアルの作成

○避難所運営を支援する上で、避難所状況やニーズ等各種情報を連絡するための通信手段を確実に確保することも人員削減策として有効である。例えば、各避難所への携帯 MCA 無線の配備推進、特設公衆電話の事前配備、移動系防災行政無線・衛星携帯電話の配備推進等により、通信手段の多重化を図る。

→ 避難所の通信手段の多重化推進

○発災後数日程度以降で優先通常業務の不足人員が多くなることに対して、他自治体からの受援の充実が有効であり、南海トラフ巨大地震による同時被災とならない地域の自治体と災害時応援協定の締結を推進する。既存の鳥取県・市、島根県、松江市に加え、例えば北陸地方の自治体などとの応援協定締結の推進を図る。また、応援を受ける際の効果的な受援体制を構築するため、受援内容や規模、方法・ルール、必要となる物品等を事前より検討し、受援計画を策定する。

→ 遠地自治体との災害時応援協定締結推進

→ 受援計画の策定

19) 東区本部

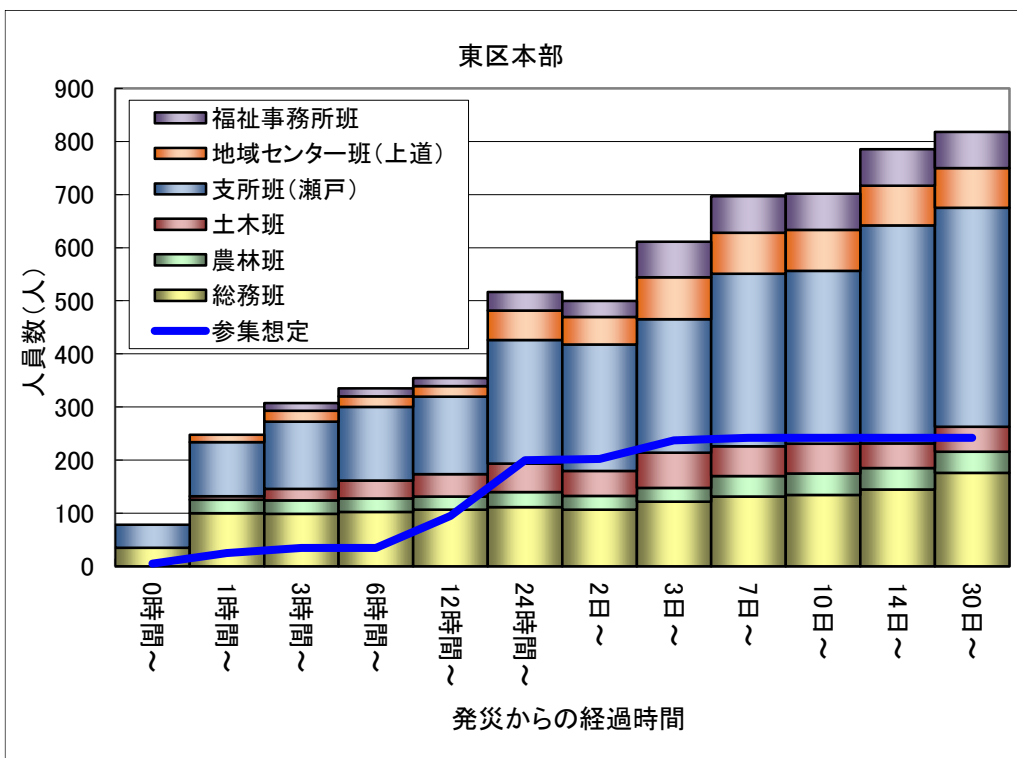
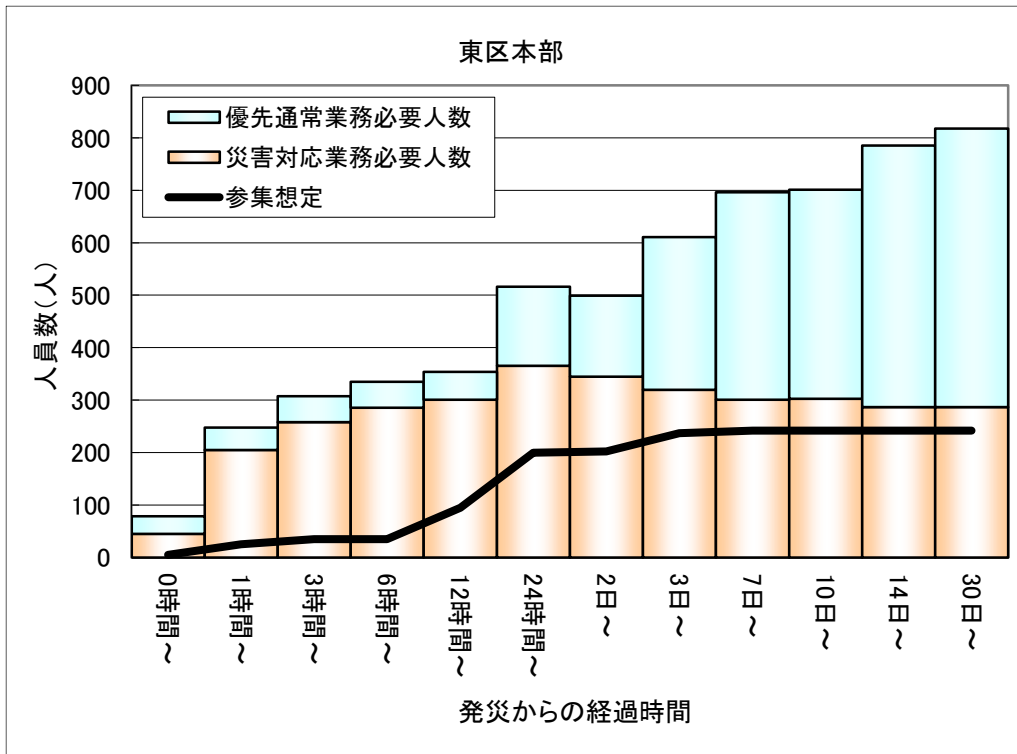


図6.1.20 非常時優先業務必要人員と参集職員の時系列分布（東区本部）

<現状と課題>

- ・全時間帯を通じて大きく人員が不足しており、発災初期より 300～600 人程度の人員不足である。
- ・発災 1 日後以降、災害対応業務は徐々に減少するものの、必要人員数は参集職員数より多くなっており、更に、再開すべき通常業務の必要人員数が非常に多いことから、発災後 2 週間以降では、500 人以上の人員不足となっている。
- ・災害対応業務では、道路や所管施設等の被害調査・応急対応、避難所・避難者対応などの業務が必要人員の多くを占めており、適切な人員の確保策、必要人員削減策を総合的に講じる必要がある。

<対策>

○大きく不足する人員に対して、余力のある市民協働部や環境部、教育部などからの応援協力による人員確保、あるいは災害対策本部の人員配備体制の見直し、例えば、災害対策部・班を構成する通常業務部署（課等）の配置見直しや所掌業務の見直しなどが考えられる。また、応援内容や動員方法・基準等について、事前よりルール化することにより、効果的な協力・連携体制の構築を図る。

→ 災害対策部の人員配備体制の見直し

→ 庁内での応援内容・動員運用ルールの確立

○発災直後から、避難所開設・運営支援に職員が携ることにより、多くの人員を必要とすることに対する人員削減策として、自主防災組織や自治会等が自助・共助を主体とした避難所運営を可能とするための方策が必要である。例えば、住民・施設管理者・市との連携方法・役割分担等運営体制を具体化し、各種ルール化と合わせた避難所運営マニュアルを作成する。

→ 地域住民と協働した避難所運営マニュアルの作成

○避難所運営を支援する上で、避難所状況やニーズ等各種情報を連絡するための通信手段を確実に確保することも人員削減策として有効である。例えば、各避難所への携帯 MCA 無線の配備推進、特設公衆電話の事前配備、移動系防災行政無線・衛星携帯電話の配備推進等により、通信手段の多重化を図る。

→ 避難所の通信手段の多重化推進

○道路や所管施設の被害調査・応急対応関連業務が多いことから、常時からの協力業者等の活用が有効であり、既存の建設業協会との協定に加え、その他関連協会・組合、あるいは協力業者等との新たな協定締結の推進が必要である。また、確実な支援を得るために、協力業者等の事業継続計画（BCP）策定促進策も重要である。

→ 被害調査・応急対策等のための関連協力業者との協定締結推進

→ 協力業者の事業継続計画策定促進

○多くの人員を必要とする、道路や他所管施設の調査・応急復旧等の業務について、必要人員削減策として、対応の効率化を図るための各種個別対応マニュアルの整備を推

進する。

→ 初動対応・被害調査・応急復旧等対応マニュアルの見直し・整備推進

○緊急輸送道路を始めとする道路啓開については、業務の効率化による人員削減策として、事前から調査・啓開の優先順位を検討・設定するとともに、啓開方法や迂回路の事前設定等を含めた、道路啓開計画を策定することが必要である。

→ 道路啓開計画の策定

○多くの人員を必要とする食料や生活必需品、支援物資等の集積・管理・仕分け・配送については、民間のノウハウ・リソースを活用することも有効であり、民間運送業者等との協定締結も視野に、事前からの協力体制構築を図る。

→ 民間運送業者等との協定締結・協力体制構築

○長期的に多くの人員が不足することに対する人員確保策として、ボランティアの活用が有効であり、専門的知識を有するボランティアの必要性等も含め、事前より社会福祉協議会や NPO 等関係団体等と調整・協議を行い、効果的な活用のためのボランティア事前活用計画の作成等を検討する。

→ ボランティアの活用計画等作成

○発災後数日程度以降で優先通常業務の必要人員が非常に多くなることに対して、他自治体からの受援の充実が有効であり、南海トラフ巨大地震による同時被災とならない地域の自治体と災害時応援協定の締結を推進する。既存の鳥取県・市、島根県、松江市に加え、例えば北陸地方の自治体などとの応援協定締結の推進を図る。また、受援を受ける際の効果的な受援体制を構築するため、受援内容や規模、方法・ルール、必要となる物品等を事前より検討し、受援計画を策定する。

→ 遠地自治体との災害時応援協定締結推進

→ 受援計画の策定

○人員確保策や必要人員削減策だけでは限界があることから、合わせて、災害対応業務の対象となる被害数量を削減するための事前の耐震対策等が有効である。例えば、橋梁を始めとする道路施設の耐震対策、急傾斜地崩壊等土砂災害対策、建物の耐震化、その他所管施設の耐震対策、上下水道等ライフラインの耐震化促進など、優先度評価に基づく計画的なハード対策推進が必要である。

→ 施設の計画的な耐震対策の推進

○多くの人員を必要とする業務について、その業務の対象（対応）ボリュームを削減することも必要人員数削減に繋がる有効な対策である。例えば、救急救護者数や避難者数、災害廃棄物量の削減のために、救命講習会等による応急処置の普及啓発促進、建物等の耐震改修促進、防災啓発冊子等の更新・作成、自主防災組織・ボランティア組織等の防災リーダーの養成、各種防災訓練の促進等、市民・地域の防災力向上策を講じる。

→ 救命講習会等による応急処置の普及啓発

→ 耐震改修促進計画の見直しと耐震改修の啓発促進

→ 市民の被災削減のための防災啓発冊子の更新・作成

- 地域組織等の防災リーダーの養成
- 市民向け各種養成講座・セミナー等の開催促進
- 地域と連携した防災訓練の実施促進

20) 南区本部

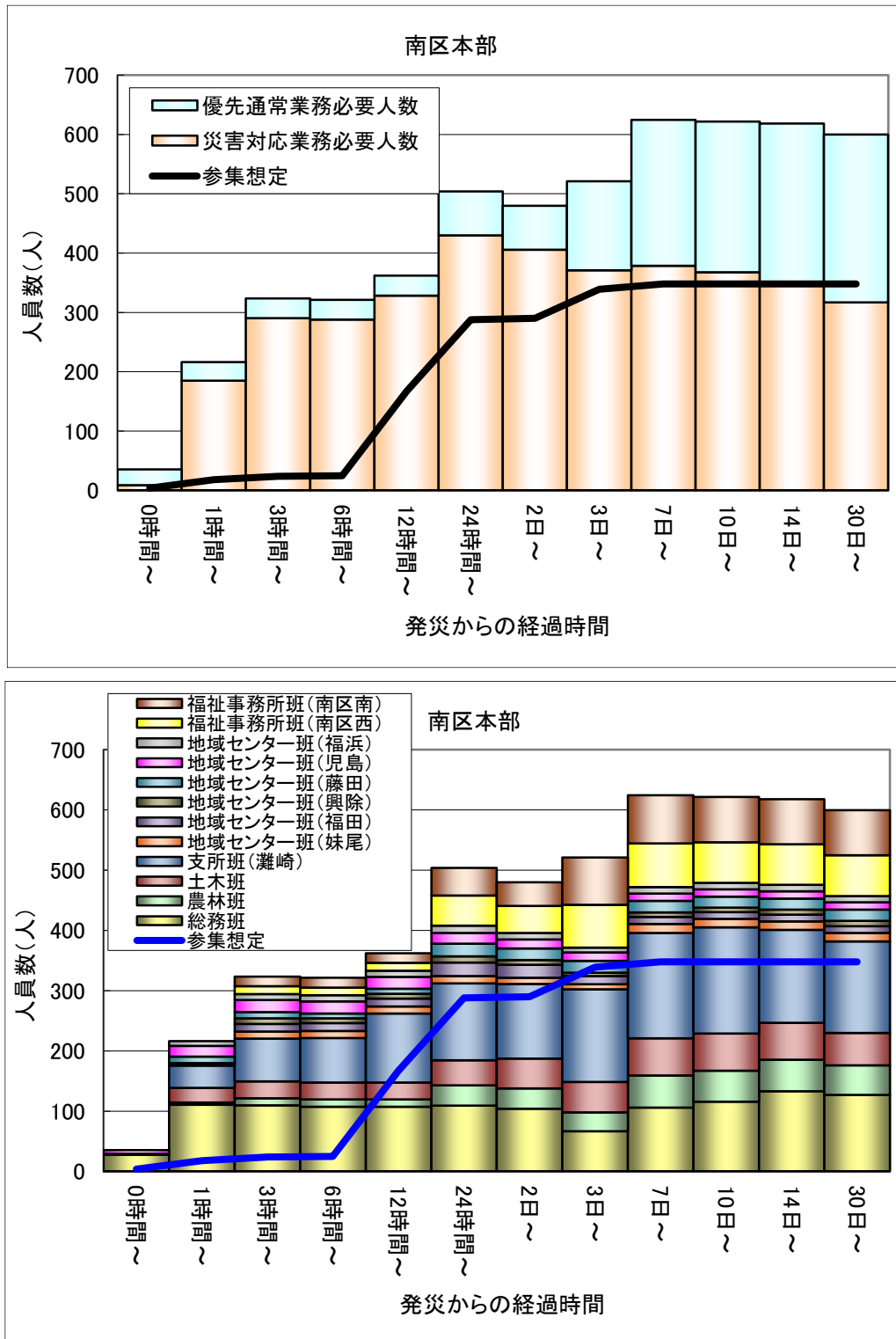


図6.1.21 非常時優先業務必要人員と参集職員の時系列分布 (南区本部)

<現状と課題>

- ・全時間帯を通じて 200～300 人前後の人員不足であり、特に発災から 12 時間は、参集場所が浸水するところが多く、参集できないことにより、大きく人員が不足することとなる。
- ・発災後 3 日程度以降、災害対応業務の必要人員数は、参集職員数と同程度であるが、再開すべき通常業務の必要人員数が非常に多いことから、非常時優先業務としての人員数は大きく不足となる。
- ・災害対応業務では、道路や所管施設等の被害調査・応急対応、避難所・避難者対応などの業務が必要人員の多くを占めており、適切な人員の確保策、必要人員削減策を総合的に講じる必要がある。

<対策>

○大きく不足する人員に対して、余力のある市民協働部や環境部、教育部などからの応援協力による人員確保、あるいは災害対策本部の人員配備体制の見直し、例えば、災害対策部・班を構成する通常業務部署（課等）の配置見直しや所掌業務の見直しなどが考えられる。また、応援内容や動員方法・基準等について、事前よりルール化することにより、効果的な協力・連携体制の構築を図る。

→ 災害対策部の人員配備体制の見直し

→ 庁内での応援内容・動員運用ルールの確立

○発災直後から、避難所開設・運営支援に職員が携ることにより、多くの人員を必要とすることに對する人員削減策として、自主防災組織や自治会等が自助・共助を主体とした避難所運営を可能とするための方策が必要である。例えば、住民・施設管理者・市との連携方法・役割分担等運営体制を具体化し、各種ルール化と合わせた避難所運営マニュアルを作成する。

→ 地域住民と協働した避難所運営マニュアルの作成

○避難所運営を支援する上で、避難所状況やニーズ等各種情報を連絡するための通信手段を確実に確保することも人員削減策として有効である。例えば、各避難所への携帯 MCA 無線の配備推進、特設公衆電話の事前配備、移動系防災行政無線・衛星携帯電話の配備推進等により、通信手段の多重化を図る。

→ 避難所の通信手段の多重化推進

○道路や所管施設の被害調査・応急対応関連業務が多いことから、常時からの協力業者等の活用が有効であり、既存の建設業協会との協定に加え、その他関連協会・組合、あるいは協力業者等との新たな協定締結の推進が必要である。また、確実な支援を得るために、協力業者等の事業継続計画（BCP）策定促進策も重要である。

→ 被害調査・応急対策等のための関連協力業者との協定締結推進

→ 協力業者の事業継続計画策定促進

○多くの人員を必要とする、道路や他所管施設の調査・応急復旧等の業務について、

必要人員削減策として、対応の効率化を図るための各種個別対応マニュアルの整備を推進する。

→ 初動対応・被害調査・応急復旧等対応マニュアルの見直し・整備推進

○緊急輸送道路を始めとする道路啓開については、業務の効率化による人員削減策として、事前より浸水被害も考慮した調査・啓開の優先順位を検討・設定するとともに、啓開方法や迂回路の事前設定等を含めた、道路啓開計画を策定することが必要である。

→ 道路啓開計画の策定

○多くの人員を必要とする食料や生活必需品、支援物資等の集積・管理・仕分け・配送については、民間のノウハウ・リソースを活用することも有効であり、民間運送業者等との協定締結も視野に、事前からの協力体制構築を図る。

→ 民間運送業者等との協定締結・協力体制構築

○長期的に多くの人員が不足することに対する人員確保策として、ボランティアの活用が有効であり、専門的知識を有するボランティアの必要性等も含め、事前より社会福祉協議会や NPO 等関係団体等と調整・協議を行い、効果的な活用のためのボランティア事前活用計画の作成等を検討する。

→ ボランティアの活用計画等作成

○発災後数日程度以降で優先通常業務の必要人員が非常に多くなることに対して、他自治体からの受援の充実が有効であり、南海トラフ巨大地震による同時被災とならない地域の自治体と災害時応援協定の締結を推進する。既存の鳥取県・市、島根県、松江市に加え、例えば北陸地方の自治体などとの応援協定締結の推進を図る。また、応援を受ける際の効果的な受援体制を構築するため、受援内容や規模、方法・ルール、必要となる物品等を事前より検討し、受援計画を策定する。

→ 遠地自治体との災害時応援協定締結推進

→ 受援計画の策定

○人員確保策や必要人員削減策だけでは限界があることから、合わせて、災害対応業務の対象となる被害数量を削減するための事前の耐震対策等が有効である。例えば、橋梁を始めとする道路施設の耐震対策、浸水対策、建物の耐震化、上下水道等ライフラインの耐震化促進など、優先度評価に基づく計画的なハード対策推進が必要である。

→ 施設の計画的な耐震対策の推進

○多くの人員を必要とする業務について、その業務の対象（対応）ボリュームを削減することも必要人員数削減に繋がる有効な対策である。例えば、救急救護者数や避難者数、災害廃棄物量の削減のために、救命講習会等による応急処置の普及啓発促進、建物等の耐震改修促進、防災啓発冊子等の更新・作成、自主防災組織・ボランティア組織等の防災リーダーの養成、各種防災訓練の促進等、市民・地域の防災力向上策を講じる。

→ 救命講習会等による応急処置の普及啓発

→ 耐震改修促進計画の見直しと耐震改修の啓発促進

→ 市民の被災削減のための防災啓発冊子の更新・作成

- 地域組織等の防災リーダーの養成
- 市民向け各種養成講座・セミナー等の開催促進
- 地域と連携した防災訓練の実施促進

2 1) その他共通事項

○職員参集予測の結果を踏まえると、職員自身の被災による参集の遅れは、発災初期を中心とする人員確保に大きく影響がでていることから、職員が被災しないように、日頃から、自宅の耐震性の確保、家具固定の確実な実施、家族の避難場所や連絡方法の取り決め、食料・生活必需品の備蓄等を実施しておくことも必要となる。また、職員自身の防災対策促進のため、職員が実施すべき防災対策のメニューと内容を取りまとめた啓発冊子を作成・配布する。

→ 職員自宅の建物耐震化や家具固定等の啓発

6. 2 物的資源に関する課題と対策

(1) 拠点施設

大規模災害発災時においても必要な業務を継続するためには、非常時優先業務を実施する庁舎施設の耐震性や執務環境が確保される必要がある。岡山市職員が、勤務時間外の非常参集によって、非常時優先業務を実施する主な庁舎施設を以下に示す。

表6.2.1 岡山市の主な庁舎施設

| No. | 庁舎施設名 | 建築年月 | 構造 |
|-----|--------|-----------|-----|
| 1 | 本庁舎 | S43.6 | RC |
| 2 | 分庁舎 | H14.3 | S |
| 3 | 保健福祉会館 | H10.3 | SRC |
| 4 | 南区役所庁舎 | H25.8 | S |
| 5 | 東区役所庁舎 | H26.8 | S |
| 6 | 中区役所庁舎 | H28.9(予定) | S |

南海トラフ巨大地震による震度6弱～6強の地震動が発生した場合、災害対応の主要拠点となる岡山市役所や区役所の中で、本庁舎を除く他の庁舎施設については、耐震性に問題はなく、使用可能と考えられる。

本庁舎については、本対象としている南海トラフ巨大地震による震度6弱の地震動では、倒壊は免れたとしても、建物の亀裂や窓ガラス等の破損など、被害の発生が想定され、庁舎内の使用は制限される可能性が高いと想定されるため、市有土地への仮設の代替施設建設の検討や、代替施設の指定をしておくことも必要である。その他主要庁舎施設の耐震性に問題はない場合においても、庁舎内設備の被災や周辺火災による影響等、万一の事態に備えて、代替施設の指定をしておくことも必要である。主な主要施設については、それぞれの代替施設を指定し、災害対応が可能な執務環境を確保するための対策推進が必要となる。

また、職員が参集し災害対応を実施する拠点施設については耐震化が図られていない施設も多く存在することから、優先度を考慮しながら今後の計画的な耐震対策が必要となる。

- 主要拠点施設の代替施設の指定・検討
- 耐震性の低い庁舎施設の計画的な耐震対策推進

耐震化が図られている主要庁舎施設の建物についても、より確実な業務実施環境を確保するため、以下の課題と対策が考えられる。

- 庁舎の窓ガラスなどは、大きな地震動によってガラスの破損や飛散も想定されることから、早期の業務実施に支障が生じることが考えられる。また、もし来庁者や職員がいた場合には、負傷することも想定されることから、ガラスの飛散防止対策を講じることも

必要である。

→ 庁舎施設のガラス飛散防止対策の実施

○職員が避難所の運営支援に携る小・中学校等避難所の体育館は、東日本大震災においても問題となった天井崩落等、非構造部材の危険性が考えられる。岡山市では、天井の耐震対策は実施済みであるが、照明器具等、その他非構造部材について、想定される地震動、特に長周期で継続時間の長い揺れにも耐えられるための耐震化を推進する必要がある。

→ 避難所体育館の非構造部材（照明等）の耐震化推進

(2) 拠点施設内の設備等

1) 什器類

大規模地震の発生時には、ロッカーの移動・転倒、書類等の散乱、PCの破損等により、早期の業務実施が困難となる可能性がある。また、もし執務中の職員がいた場合、負傷者が発生する可能性も考えられる。発災後、非常時優先業務の実施環境を迅速に整えるためには、庁舎施設内の什器類の固定を推進する取り組みとともに、継続的な監視・指導体制の構築が必要である。

→ 什器類の固定推進と実施監視体制の構築

2) 非常用電源

災害発生後に実施すべき業務の多くは、情報システムの使用や通信機器・設備の活用等において電力を利用する。また、初動期には夜を徹して業務を実施することも想定され、夜間の照明は業務実施の前提条件となる。

岡山市の主要庁舎施設では、非常用発電設備を備えており、区役所では最大3日間の連続使用が可能である。ただし、本庁舎や分庁舎、保健福祉会館は、1日前後の連続使用しかできず、南海トラフ巨大地震で想定される停電時間数日をカバーできない可能性があることから、燃料の確保が必要となる。発災後、早期に燃料を調達し、業務継続を実現するため、ガソリンスタンドとの契約や協定締結等、事前からの燃料調達体制の構築が必要となる。また、市役所・区役所以外の各支所や地域センター等については、今後、非常用電源設備を整備していくことが必要であり、ポータブル発電機の設置を含め、計画的な整備推進を図る。

→ 停電長期化に備えた燃料調達計画の検討

→ 支所・地域センター等拠点施設の非常用電源（ポータブル発電機等）の設置推進

表6.2.2 主な庁舎施設の非常用電源

| 施設名 | 庁舎施設名 | 使用目的 | 蓄電設備 | 回線振分 | 連続使用時間 |
|--------|---|---------------|------|------|--------|
| 本庁舎 | 非常用ディーゼル発電機 1250KVA | 庁舎設備用 | 無 | 無 | 19 h |
| | 非常用ディーゼル発電機 30KVA | 消防用 衛星設備用 | 無 | 有 | 32 h |
| 分庁舎 | 本庁舎より送電 | - | 無 | 無 | - |
| 保健福祉会館 | 非常用ディーゼル発電機 500KVA | 庁舎設備用 | 無 | 有 | 19 h |
| | 非常用ディーゼル発電機 150KVA | 消防局 宿直設備用 | 無 | 有 | 72 h |
| 南区役所庁舎 | 自家発電設備 3φ 220V 150kVA 太陽光発電併用 (20kW) | 通常業務・ 災害業務 | 無 | 有 | 72 h |
| 東区役所庁舎 | 自家発電設備 3φ 220V 225kVA 太陽光発電併用 (20kW) | 通常業務・ 災害業務 | 無 | 有 | 72 h |
| 中区役所庁舎 | 自家発電設備 3φ 220V 150kVA 太陽光発電併用 (20kW) | 通常業務・ 災害業務 | 無 | 有 | 72 h |

(※中区役所庁舎は、平成28年9月の完成予定施設を示す。)

3) 通信設備等

発災後の情報収集・伝達等に係わる多くの業務実施においては、直接的な電話連絡による方法も想定されるが、南海トラフ巨大地震の際には、固定電話、携帯電話ともに輻輳によって、発生当日、場合によって2日間程度は電話が不通となる可能性が高いと考えられる。岡山市の主な拠点施設・避難所との通信に関しては、防災行政無線や携帯MCA無線等の整備を進めているが、全ての拠点施設・避難所を網羅する数量は確保されていないことから、全拠点施設・避難所への携帯MCA無線等による通信手段の整備推進が必要である。また、確実な通信手段確保のため、東日本大震災でも被災自治体等の通信確保に有効であった衛星携帯電話や、あるいは特設公衆電話の事前配備など、通信手段の多重化の推進が望まれる。

防災行政無線の基地局については、現在、保健福祉会館8階に設置されているが、長期停電による電力の停止が想定されることから、燃料の調達方法の事前からの検討など、電源確保策が必要である。

なお、これら整備効果を上げるためには、各通信手段の利用方法・範囲を明確化し、操作説明書やマニュアルを作成して、周知を図っていくとも重要である。

- 全拠点施設・避難所への携帯MCA無線等の整備推進
- 通信手段の多重化推進
- 防災行政無線の電源確保策の検討
- 通信機器・設備の使用マニュアル等の整備と周知

(3) 情報システム

発災後、非常時優先業務を実施するために必要となる情報システムと非常時優先業務との関係、及び情報システムの現時点での対策状況を整理した。

ここでは、岡山市重要システム業務継続計画に示される重要システムを対象として、整理結果一覧と、現状における課題及び対策を示す。

表6.2.3 非常時優先業務の必要重要システム一覧

| No. | 名称 | 関連業務最短開始時期 | 関連業務数 | 設置場所 | 固定等対策 | 代替機 | 非常用電源 | バックアップ | 保守契約 | 担当課 |
|-----|---------------------------|------------|-------|----------|-------|-----|-------|--------|------|------------|
| 1 | 戸籍情報システム | 0時間 | 65 | 本庁1F | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 区政推進課 |
| 2 | 住民基本台帳ネットワークシステム | 0時間 | 65 | 本庁1F | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 区政推進課 |
| 3 | 内部管理(財務会計システム) | 0時間 | 53 | 本庁2F | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 財政課 |
| 4 | 住民記録システム | 0時間 | 40 | 本庁1F | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 区政推進課 |
| 5 | 防災情報ネットワークシステム | 0時間 | 20 | 保健福祉会館8F | 有 | 有 | 有 | — | 有 | 危機管理室 |
| 6 | 国民健康保険システム | 1時間 | 84 | IDC | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 国保年金課 |
| 7 | 介護保険システム | 1時間 | 33 | 保健福祉会館5F | 無 | 無 | 有 | 有 | 無 | 介護保険課 |
| 8 | 後期高齢者医療(市町村)システム | 1時間 | 23 | 保健福祉会館5F | 有 | 無 | 有 | 有 | 有 | 医療助成課 |
| 9 | 公開系基幹システム | 3時間 | 1 | IDC | 無 | 有 | 有 | 有 | 有 | ICT推進課 |
| 10 | 福祉総合システム(※) | 1日 | 59 | 保健福祉会館5F | 有 | 無 | 有 | 有 | 有 | 生活保護・自立支援課 |
| 11 | 滞納整理支援システム | 1日 | 27 | 分庁舎2F | 無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 収納課 |
| 12 | 印鑑登録システム | 1日 | 5 | 本庁1F | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 区政推進課 |
| 13 | 児童扶養手当システム | 1日 | 3 | データセンター | 無 | 無 | 有 | 有 | 有 | こども福祉課 |
| 14 | 保健管理システム | 2日 | 9 | 保健福祉会館5F | 無 | 無 | 有 | 有 | 有 | 保健所健康づくり課 |
| 15 | 児童相談システム | 3日 | 5 | データセンター | 有 | 無 | 有 | 有 | 有 | こども総合相談所 |
| 16 | 生活保護システム | 3日 | 4 | データセンター | 有 | 無 | 有 | 有 | 有 | 生活保護・自立支援課 |
| 17 | 学校事務支援システム(学籍(就学事務)、就学援助) | 3日 | 3 | 本庁8F | 無 | 無 | 有 | 有 | 有 | 教育・就学課 |
| 18 | 公営住宅管理システム | 3日 | 2 | 本庁6F | 無 | 無 | 無 | 有 | 有 | 住宅課 |
| 19 | 料金滞納整理支援システム | 7日 | 8 | データセンター | 有 | 無 | 有 | 有 | 有 | 料金課 |

(※：福祉総合システム全体として計上)

○非常時優先業務実施のため、早期に稼動が必要であり、かつ多くの業務に影響するシステムとして、例えば、「戸籍情報システム」、「住民基本台帳ネットワークシステム」、「財務会計システム」、「住民記録システム」、「国民健康保険システム」、「介護保険システム」などがあげられる。これらは、非常時優先業務の整理結果より、早いもので発災直後から業務実施のために稼動が必要となるシステムであり、発災後1日の内に必要となるシステムだけでも13システムとなる。これらのシステムの一部に

は、固定等の耐震対策が十分でなく、代替機の準備がないものも存在する。データセンター内設置のものは、免震構造のため、直接的な被害はないものと想定されるが、その他のシステムについては、想定する南海トラフ巨大地震の地震動によっては、ハードウェアの損傷等、万一の事態も想定されることから、先ず固定等の耐震対策を実施するとともに、被災した場合でも早期復旧を可能とするために、代替機の準備、定期的なバックアップが望まれる。

代替機については、早期稼動が必要なシステム、多くの業務実施に影響のあるシステムから優先して、計画的に準備、あるいは代替機を調達しやすい機器への更新等対策が考えられる。また、バックアップについては、遠隔地保管も考慮した定期的な実施が望ましい。

- ハードウェアの固定等耐震対策の実施
- 情報システムの代替機の準備
- 遠隔地保管も考慮した定期的なバックアップの実施

○早期より非常時優先業務に必要とされている情報システムで、耐震性が低い本庁舎に設置されているシステムも存在する。これらについては、バックアップ機能の確保が進められているものの、できるだけ耐震性が確保されている施設・場所への移設についても検討することが望まれる。

- 情報システム設置施設・場所の検討

○早期のシステム稼動を可能とするためには、ソフト的な対策も必要であり、職員参集率が低い発災初期には、担当者以外でも復旧作業に当たることができるような、復旧・操作マニュアルの整備等を計画的に推進していくことも重要である。さらに、システムを安定的に管理・運用できるよう、必要な訓練・研修を定期的に行うことによる人材育成も重要となる。

また、仮想サーバーで稼働しているシステムも存在するとともに、保守契約業者による復旧が必要となる事態も想定されることから、復旧・運用のための保守契約先との合同訓練を定期的実施するなど、保守契約先との連携強化を図ることも重要となる。

- 早期稼動のための復旧・操作マニュアルの整備推進
- 管理・運用の訓練・研修等による人材育成の推進
- 保守契約業者との保守・管理・運用の訓練等による連携強化

第7章 業務継続のための対策計画

前章で示した人的資源及び物的資源の課題に対する業務継続のための対策計画について、以下にまとめる。

1) 人的資源に関する対策

<人員確保策>

●庁内での応援内容・動員運用ルール確立

災害対策部間での応援・支援を効果的に実施するため、事前より、応援内容や方法、役割分担、動員の基準等について、人員不足が想定される部と余力のある部を中心に協議・調整を行い、市全体での応援・支援に関するルールを定める。また、必要に応じて、関連マニュアル等に明文化する。

●災害対策部の人員配備体制の見直し

人員不足が想定される部と人員に余力のある部との間で、人員配備人数の見直し、あるいは所掌事務の見直し等について検討を行い、災害時の必要人員数を考慮した人員配備体制を確立する。

●遠地自治体との災害時応援協定締結推進

発災初期以外の期間における確実な人員確保のため、南海トラフ巨大地震で同時に被災しないような地域、例えば、山陰地方や北陸地方などの自治体等と、既存の協定に加え、新たな災害時応援協定締結を推進する。

●職員自宅の建物耐震化や家具固定等の啓発

発災初期からの迅速な業務遂行のため、職員自身あるいは家族が被災しないことが重要であり、日頃から、自宅の耐震性の確保、家具等固定の確実な実施、家族の避難場所や連絡方法の取り決め、食料・生活必需品の備蓄等を実施しておくことも必要となる。そのための職員自身の防災対策促進のため、職員が実施すべき防災対策のメニューや内容をとりまとめた啓発冊子等を作成・配布するなどの取り組みを推進する。

●被害調査・応急対策のための関連協力業者との協定締結推進

被害調査や応急復旧等の対応業務は、常時からの維持業者等協力業者を活用することが効率的であるとともに、業者の被災の可能性も考慮し、できるだけ多くの協力業者を確保するための備えが重要である。よって、既往の協定に加え、その他関連協力業者や協会、組合等との新たな協定締結を推進する。

●協力業者の事業継続計画策定促進

災害時に協力業者等から確実な支援を得るために、協定を締結している協力業者等においても、事業継続計画（BCP）策定を促進するため、例えば、パンフレットの作成や説明会の

実施、相談窓口の設置等による啓発を推進する。

●ボランティアの活用計画等作成

災害時にボランティアを有効かつ計画的に活用するため、社会福祉協議会やNPO関係団体等と事前から協議・調整を行い、必要な応援内容・人員数・時期等について具体化を図ることで、ボランティアの事前活用計画をとりまとめる。

●市職員OBの活用策検討

各種災害対応の経験が豊富な市職員OBを積極的に活用するため、登録制度や支援内容の明確化等、ルールを定める。

●民間運送業者等との協定締結・協力体制構築

各種備蓄品や支援物資等の集積・管理・仕分け・配送については、多大な人員・時間を要することから、民間のノウハウ・リソースを活用し、効率化を図るため、民間運送業者等との協定締結も視野に、事前からの調整協議を実施し、協力体制構築を図る。

●医療関係者確保のための県内外との協力体制構築

救急・救護等の医療関係業務においては、保健師等専門的知識を要する人員を確実に確保することが必要となることから、医療関係機関・組織等との事前からの調整協議など、計画的な協力体制構築を図る。このため、既往の岡山市医師会等との協定に加え、岡山県医師会などとの応援協定や、県外の被災していない地域との相互支援協定などの締結を推進する。また、市単独での取り組みが難しい場合、周辺自治体とも連携した協力体制・枠組みの構築を推進する。

●医療関係者の人材確保・人材育成推進

災害時における医療関係者の確実な確保のため、常時より、医療関係機関・組織等からの医師・看護師等の人材派遣など、人材を確保するための取り組み、救急救命士の養成等、計画的な人材育成策を講じる。

<必要人員削減策>

●受援計画の策定

発災後の自治体等からの支援を円滑に受け入れ、効果的な活用を実現するため、事前から、受援内容や方法、役割分担、ルール、準備する備品・スペース等を検討し、それらを取りまとめた受援計画を策定する。

●地域住民と協働した避難所運営マニュアルの作成

多くの人員を要する避難所の開設・運営を円滑に実施するため、避難所開設の手順や住民・施設管理者・市との連携方法・役割等運営体制を具体化し、各種ルール化と合わせた避難所運営マニュアルを作成する。

●初動対応・被害調査・応急復旧等マニュアルの整備推進

発災後の応急対応を迅速かつ効率的に実施するため、各種点検・対応マニュアル類の整備を推進する。整備するマニュアルの例としては、協力業者との連携・連絡方法を含む被災状

況把握マニュアル、緊急措置判断・方法等を含む緊急点検マニュアル、被害程度の判断基準等を含む被害調査マニュアル、道路啓開マニュアル、応急復旧マニュアル、応急給水マニュアルなどが上げられる。

●初動対応マニュアルの作成

発災初動期の各種災害対応について、迅速かつ的確に実施可能とするため、その内容や手順、実施時期、連絡先、連携方法、使用する様式・ルール等を明確に示したマニュアル整備を推進する。

●情報収集・集約・伝達マニュアルの作成

発災初期の混乱期を中心に、多くの情報を迅速に処理する必要があるため、各種情報の収集・集約・伝達・広報等の内容・方法等について、連絡先や内容、連絡のタイミング、使用する様式・ルール等を明確に示したマニュアル整備を推進する。

●各種教育・訓練計画の作成と実施

非常時優先業務実施の効率化のため、常時からの計画的な教育・訓練が重要であり、そのための教育・訓練計画を定め、明確な目的に沿った実施を推進する（8章参照）。

●耐震改修促進計画の見直しと耐震改修の啓発促進

物的・人的被害の基となる建物被害を削減するため、建物の耐震化促進が急務である。既往の岡山市耐震改修促進計画について、最新の被害想定や現状を踏まえた見直しを行うとともに、各種補助制度等の普及・啓発により、耐震改修の促進を図る。

●災害廃棄物処理計画の策定・見直し

多くの人員を要する災害廃棄物処理の効率化のため、その処理能力の確保や災害廃棄物の仮置き場の確保等、「災害廃棄物対策指針」に基づき、災害廃棄物処理計画を策定・見直す。

●避難行動要支援者名簿作成に基づく個別支援計画作成促進

大規模災害時には、要配慮者の支援に多くの人員・時間を要することとなることから、地域住民と行政が連携し、災害時における安否確認・被災状況把握等を地域住民が主体となって担っていくことが望まれる。そのため、日頃からの地域での取り組みが重要であり、災害対策基本法による避難行動要支援者名簿の作成に基づき、地域・個人の実情を踏まえた、個別支援計画作成を促進する。

●施設の計画的な耐震対策の推進

大規模災害の膨大な被害に対し、災害対応業務量を削減するためには、ソフト対策と合わせ、事前からのハード対策が不可欠となる。橋梁や斜面法面・盛土等の道路施設の耐震対策、急傾斜地崩壊・がけくずれ対策、建物の耐震化、上下水道等ライフラインの耐震化など、施設の重要度、被災レベル、被災した場合の影響度等による総合的な対策の優先度評価に基づき、計画的なハード対策の推進を行う。

●避難所の通信手段の多重化推進

避難所の迅速な状況把握、円滑な運営の支援のため、通信手段の確実な確保が重要となる。今後、各指定避難所に携帯MCA無線の配備を継続的に推進するほか、移動系防災行政無

線の整備、特設公衆電話の事前配備、衛星携帯電話の配備等、通信手段の多重化を図る。

●道路啓開計画の策定

大規模災害時の道路被害・閉塞に対して、早期の道路交通確保のため、事前より道路啓開の優先順位や啓開内容・手順、資機材等の備蓄・調達方法、関係機関や協力業者等との連携方法などについて検討を行い、道路啓開計画としてとりまとめる。

●市民の被災削減のための防災啓発冊子の更新・作成

市民の被災を最小限に留めるため、最新の被害想定結果や地域防災計画の見直し内容等に基づき、事前の備え、津波避難等に関する各種防災啓発冊子の更新、新たな作成を推進する。また、それら広報・周知の徹底を図る。

●地域組織等の防災リーダーの養成

地域の災害対応力向上のため、自主防災組織やボランティア組織等のリーダーとして、地域防災の担い手となるような防災士の養成を推進するとともに、継続的なフォローアップを行う。

●地域と連携した防災訓練の実施促進

発災後の地域と連携した円滑な災害対応のためには、常時からの地域と連携した防災訓練が重要となる。例えば、避難訓練や避難所運営訓練、初期消火訓練、救急・救助訓練、避難行動要支援者対応訓練等、計画作成に基づき、実施を促進する。

●市民向け各種養成講座・セミナーの開催促進

市民の防災意識・防災力向上に向け、既往の養成講座やセミナー等の継続あるいは計画的な開催促進を図るとともに、広報の強化を図る。

●救命講習会等による応急処置の普及啓発

発災初期を中心として、地域住民自らの救急・救護活動を可能とするため、応急処置の方法等について、救命講習会等を計画的に開催し、普及啓発を図る。

2) 物的資源に関する対策

<庁舎施設>

●耐震性の低い庁舎施設の計画的な耐震対策推進

職員が参集し、非常時優先業務を実施する拠点施設について、耐震化が図られていない施設も多く存在することから、対策の優先度を考慮しながら、計画的に耐震対策を推進する。

●避難所体育館の非構造部材（照明等）の耐震化推進

多くの避難者が集まるとともに、職員が避難所運営の支援に携る小・中学校等指定避難所の体育館は、東日本大震災においても問題となった天井や照明等非構造部材の崩落等の危険性が想定される。市では、天井の耐震対策は実施済みであるが、今後、南海トラフ巨大地震による、特に長周期で継続時間の長い揺れにも耐えられるための照明器具等非構造部材の耐震対策を推進する。

●主要拠点施設の代替施設の指定・検討

主要庁舎施設の耐震性に問題がない場合においても、庁舎内設備の被災や周辺火災による影響等、万一の事態に備え、代替施設の指定をしておくことが必要である。市役所・区役所等主な拠点施設については、それぞれの代替施設を指定し、災害対応が可能な執務環境を確保するための対策を検討する。

●庁舎施設のガラス飛散防止対策の実施

大きな地震動による庁舎の窓ガラス等の破損・飛散等により、早期の業務実施に支障が生じることも考えられることから、ガラス飛散防止フィルム等によるガラスの飛散防止対策を講じる。

<庁舎施設内の設備等>

●什器類の固定推進と実施監視体制の構築

南海トラフ巨大地震の地震動においては、ロッカーの移動・転倒、書類等の散乱、あるいはPCの破損等により、早期の業務実施が困難となる可能性がある。発災後、非常時優先業務の実施環境を迅速に整えるため、背の低いロッカーも含めた什器類の固定を推進するとともに、継続的な監視・指導體制を構築する。

●全拠点施設・避難所への携帯MCA無線等の整備推進

発災後の情報収集・伝達等に係わる多くの業務を迅速に実施するため、拠点施設や避難所との通信手段を確保することが重要であり、現在、整備を進めている携帯MCA無線を始めとした通信設備について、今後も整備を推進する。

●支所・地域センター等拠点施設の非常用電源（ポータブル発電機等）の設置推進

市役所・区役所以外の各支所や地域センター等拠点施設については、今後、非常用電源設備を整備していくことが必要であり、ポータブル発電機の設置を含め、計画的な整備推進を図る。

●停電長期化に備えた燃料調達計画の検討

市役所・区役所は、非常用発電設備を備えているが、停電の長期化によって、燃料が不足する状況が想定される。万一に備え、早期に燃料を調達するためのガソリンスタンド等関係機関との調整協議・契約等により、事前からの燃料調達体制構築を推進する。

●防災行政無線の電源確保策の検討

防災行政無線の基地局は、現在、保健福祉会館8階に設置されているが、連続使用時間は1日程度であり、停電の長期化による電力の停止が想定されることから、事前より燃料の調達方法・体制を構築するなど、電源確保策を検討する。

●通信手段の多重化推進

確実な通信手段確保のため、東日本大震災でも被災自治体等の通信確保に有効であったと言われる衛星携帯電話の整備や、移動系防災行政無線、特設公衆電話の事前配備など、通信手段の多重化を推進する。

●通信機器・設備の使用マニュアル等の整備と周知

各種ハードの整備効果を上げるため、各通信手段の利用方法・範囲を明確化し、操作説明書や対応マニュアルを作成するとともに、周知を図る。

<情報システム>

●ハードウェアの固定等耐震対策の実施

発災直後より非常時優先業務に必要となるシステムが多く存在する一方、固定等の対策が十分でないシステムも一部含まれることから、想定する南海トラフ巨大地震により、ハードウェアの損傷等被害が生じないように、固定等の耐震対策を確実に実施する。

●情報システムの代替機の準備

想定する南海トラフ巨大地震の地震動によっては、ハードウェア（ディスク）の損傷等、万一の事態も想定されることから、非常時優先業務実施のために早期稼動が必要なシステム、多くの非常時優先業務実施に影響のあるシステムから優先して、計画的に代替機を準備する、あるいは代替機を調達しやすい機器への更新等、対策を推進する。

●遠隔地保管も考慮した定期的なバックアップの実施

バックアップの行われていないシステムについて、ハードウェアの損傷等、万一の事態においても迅速な復旧を可能とするため、南海トラフ巨大地震の影響が少ない遠隔地での保管も考慮し、定期的なバックアップを実施する。

●情報システム設置施設・場所の検討

早期より非常時優先業務に必要とされている情報システムで、耐震性が低い本庁舎に設置されているシステムも存在することから、バックアップ機能の確保を継続的に推進するとともに、できるだけ耐震性が確保されている施設・場所への移設について検討する。

●早期稼動のための復旧・操作マニュアルの整備推進

非常時優先業務の分析により、発災初期より必要となる情報システムが多いことから、被災した場合の代替機の使用やバックアップによる起動において、担当者が不在の場合でも早期復旧を可能とするための復旧・操作マニュアルの整備を計画的に推進する。

●管理・運用の訓練・研修等による人材育成の推進

発災時においても、システムを安定的に管理・運用できるよう、常時から必要な訓練・研修を定期的に行うことにより、人材育成を図る。

●保守契約業者との保守・管理・運用の訓練等による連携強化

仮想サーバーで稼働しているシステムも多く存在するとともに、保守契約業者による復旧が必要となる事態も想定されることから、復旧・運用のための保守契約先との合同訓練を定期的実施するなど、保守契約先との連携強化を図る。

3) 対策計画のまとめ

以上による岡山市の対策計画について、表7.1にまとめる。なお、対策計画それぞれについて、以下の観点から、優先度が高いものと、より優先度が高いものとの2つの優先度に分類することとし、表中にそれぞれ「○」、「◎」で示した。

- ・多くの対策部の課題改善につながる対策
- ・発災後比較的初期に関係する対策
- ・必要人員数が多い非常時優先業務に関係する対策
- ・関係する非常時優先業務数が多い対策

今後、各施策の担当部署を明確にするとともに、後述する業務継続マネジメント体制の組織と、各担当部署が連携して、対策計画を着実に推進することが重要となる。

表 7.1 (a) 業務継続のための対策計画一覧

| 項目 | 対策計画 | 優先度 | |
|------------|---------|---------------------------------|---|
| 人的資源に関する対策 | 人員確保策 | 庁内での応援内容・動員運用ルールの確立 | ◎ |
| | | 災害対策部の人員配備体制の見直し | ◎ |
| | | 遠地自治体との災害時応援協定締結推進 | ◎ |
| | | 職員自宅の建物耐震化や家具固定等の啓発 | ◎ |
| | | 被害調査・応急対策等のための関連協力業者との協定締結推進 | ○ |
| | | 協力業者の事業継続計画策定促進 | ○ |
| | | ボランティアの活用計画等作成 | ○ |
| | | 市職員 OB の活用策検討 | ○ |
| | | 民間運送業者等との協定締結・協力体制構築 | ○ |
| | | 医療関係者確保のための県内外との協力体制構築 | ○ |
| | | 医療関係者の人材確保・人材育成推進 | ○ |
| | 必要人員削減策 | 受援計画の策定 | ◎ |
| | | 地域住民と協働した避難所運営マニュアルの作成 | ◎ |
| | | 初動対応・被害調査・応急復旧等対応マニュアルの見直し・整備推進 | ◎ |
| | | 初動対応マニュアルの作成 | ◎ |
| | | 情報収集・集約・伝達マニュアルの作成 | ◎ |
| | | 各種教育・訓練計画の作成と実施 | ◎ |
| | | 耐震改修促進計画の見直しと耐震改修の啓発促進 | ◎ |
| | | 災害廃棄物処理計画の策定・見直し | ◎ |
| | | 避難行動要支援者名簿作成に基づく個別支援計画作成促進 | ◎ |
| | | 施設の計画的な耐震対策の推進 | ◎ |
| | | 避難所の通信手段の多重化推進 | ○ |
| | | 道路啓開計画の策定 | ○ |
| | | 市民の被災削減のための防災啓発冊子の更新・作成 | ○ |
| | | 地域組織等の防災リーダーの養成 | ○ |
| | | 地域と連携した防災訓練の実施促進 | ○ |
| | | 市民向け各種養成講座・セミナー等の開催促進 | ○ |
| | | 救命講習会等による応急処置の普及啓発 | ○ |

※○は優先度の高いもの、◎はより優先度の高いものを示す。

表 7.1 (b) 業務継続のための対策計画一覧

| 項目 | 対策計画 | 優先度 | |
|------------|-----------------------------|--------------------------------------|-------------------|
| 物的資源に関する対策 | 庁舎等 | 耐震性の低い庁舎施設の計画的な耐震対策推進 | ◎ |
| | | 避難所体育館の非構造部材（照明等）の耐震化推進 | ◎ |
| | | 主要拠点施設の代替施設の指定・検討 | ○ |
| | | 庁舎施設のガラス飛散防止対策の実施 | ○ |
| | 設備等 | 什器類の固定推進と実施監視体制の構築 | ◎ |
| | | 全拠点施設・避難所への携帯 MCA 無線等の整備推進 | ◎ |
| | | 支所・地域センター等拠点施設の非常用電源（ポータブル発電機等）の設置推進 | ◎ |
| | | 停電長期化に備えた燃料調達計画の検討 | ○ |
| | | 防災行政無線の電源確保策の検討 | ○ |
| | | 通信手段の多重化推進 | ○ |
| | | 通信機器・設備の使用マニュアル等の整備と周知 | ○ |
| | | 情報システム | ハードウェアの固定等耐震対策の実施 |
| | 情報システムの代替機の準備 | | ◎ |
| | 遠隔地保管も考慮した定期的なバックアップの実施 | | ○ |
| | 情報システム設置施設・場所の検討 | | ○ |
| | 早期稼動のための復旧・操作マニュアルの整備推進 | | ○ |
| | 管理・運用の訓練・研修等による人材育成の推進 | | ○ |
| | 保守契約業者との保守・管理・運用の訓練等による連携強化 | ○ | |

※○は優先度の高いもの、◎はより優先度の高いものを示す。

第8章 業務継続マネジメント体制の確立

本計画は、実災害や防災訓練等で得られる教訓・課題・検証等を踏まえて、継続的に見直し、改定を行っていくことが重要である。また、各対策計画の実施状況によって、前提条件も変化していくことから、それらを踏まえた見直しも必要となる。以下、そのための業務継続マネジメント体制に関する計画を示す。

8. 1 職員の教育・訓練計画

本市の業務継続目標を達成するため、職員及び組織の防災意識・防災対応力向上を図ることが重要であり、そのための、日ごろから継続的かつ計画的に取り組むべき教育・訓練について計画する。

(1) 防災教育計画

災害発生時には、職員一人ひとりが、今何をすべきか、与えられた役割・業務内容を理解し、自ら認識して行動することが重要となる。そのため、平常時から、災害時に何が起こり、どう動くべきか、をイメージできる「災害イマジネーション能力」を培っていくことが肝要である。

職員個人の災害対応能力及び組織的な対応力の向上を図っていくため、以下に示すメニュー（例）を参考として防災教育を計画する。

表8.1.1 防災教育計画メニュー（例）

| 教育・研修名称 | 内容 | 対象者 | 実施頻度 |
|------------------|---|-----|--------------------------|
| 業務継続セミナー | 業務継続計画の目的、計画内容、実施状況等を講演会・セミナー等により周知 | 全職員 | 年1回程度 |
| 業務継続におけるリーダー養成研修 | 災害時における指揮命令者の心構え、業務継続のために優先的に実施すべきこと・判断すべきことの確認 | 所属長 | 年1回程度 |
| 災害イマジネーション能力向上研修 | 発災後の周囲で発生する状況、自身が実施する行動をイメージする研修として、少人数グループ単位の図上訓練形式で実施 | 全職員 | 3か月1回程度 (対象者は年1回以上参加) |
| 東日本大震災の教訓紹介 | 東日本大震災の支援職員の経験等、災害対応における教訓や課題の紹介・共有 | 全職員 | 年1回程度 |
| 防災 e-ラーニング | 基礎的な防災知識に関する教育を、イントラネットWEBシステム等を利用して周知 | 全職員 | 随時 |

(2) 防災訓練計画

本計画の実効性を高めるとともに、地域防災計画、各種対応マニュアルなどの既往計画等の検証のため、また、職員及び組織の防災対応力を向上し、災害時に適切かつ迅速な行動を可能とするために、継続的・計画的に実施すべき防災訓練のメニュー（例）を下表に示す。

訓練実施においては、訓練の狙い・検証項目を明確にし、その目的に応じた規模・時間を設定する。また、訓練時に収集される情報や、各対応内容については、訓練時及び訓練が終了した後、チェックリストやアンケートなどを活用して、適切に記録を残すものとし、それら反省点・良かった点等の反映により、訓練内容の充実を図りながら、本計画、あるいは関連マニュアル等の実行性の向上に繋げる。

表8.1.2 防災訓練メニュー（例）

| 訓練名称 | 訓練内容 | 訓練検証項目 | 対象者 | 実施単位 |
|---------------|---------------------------------------|----------------------------|--------------------------|------|
| 参集訓練 | 自宅から参集場所まで、各参集手段により参集する訓練 | 参集予測の妥当性、参集路の確認 | 全職員 | 各部 |
| 安否確認訓練 | 一斉メール送・受信対応と安否報告・情報集約・報告等の訓練 | 安否確認方法の確認 | 全職員 | 各部 |
| 災害対策本部設置・運営訓練 | 初期参集者による災害対策本部設置・引継ぎ・運営訓練 | 災害対策本部立ち上げ・運営の確認と人員・時間の妥当性 | 初期参集可能職員 | 全体 |
| 初動対応訓練 | ロールプレイング形式による初動対応訓練 | 非常時優先業務・初動マニュアルの妥当性 | 初動期参集職員、全職員 | 各部 |
| 総合訓練 | 関係機関等との連絡・連携も含めた対応全般を実施する訓練 | 災害対応全般の確認、各連絡の妥当性 | 全職員 | 全体 |
| 避難所開設・初動対応訓練 | 参集職員の避難所開設手続き・地区等との初動対応連携の確認訓練 | 避難所開設等確認、本計画の妥当性 | 避難所担当職員、地域住民、施設管理者、学校関係者 | 区本部 |
| 避難所運営訓練 | 避難者の受入れ、体制確立、状況報告等、避難所運営対応を模擬体験する図上訓練 | 避難所運営の確認、避難所運営マニュアルの検証 | 避難所担当職員、地域住民、施設管理者 | 区本部 |
| 情報収集・伝達訓練 | リソース制約下を想定した通信機器等による情報連絡訓練 | 通信機器の確認、初動マニュアルの妥当性検証 | 全職員 | 各部 |
| 応援協定実地訓練 | 応援協定を結ぶ行政との支援・受援の内容・方法の確認訓練 | 応援・受援体制の妥当性、業務効率化の検証 | 協定行政職員、関連業務に関わる職員 | 各部 |
| 復旧計画立案訓練 | 想定被害状況に対する対策方針・復旧計画を立案する訓練 | 非常時優先業務の検証と復旧内容の確認 | 所属長、担当職員 | 各部 |

8. 2 業務継続マネジメント体制

本計画の対策を推進し、業務継続目標を実現するために、本計画の見直し・改定を継続的に実施していくことが必要であり、そのための業務継続マネジメント（BCM）体制を構築する。見直し・改定に当たっては、対策計画の進捗状況や訓練等により抽出された課題・検証結果等を踏まえて、「BCM推進ワーキンググループ」で検討・協議を行い、「BCM推進幹事会」で基本方針などを策定し、庁内調整を行った上で、「BCM推進委員会」で、最終的な承認・決定を行う体制（図8.2.1）とする。

なお、業務継続マネジメント体制における事務局は、危機管理室が担当する。

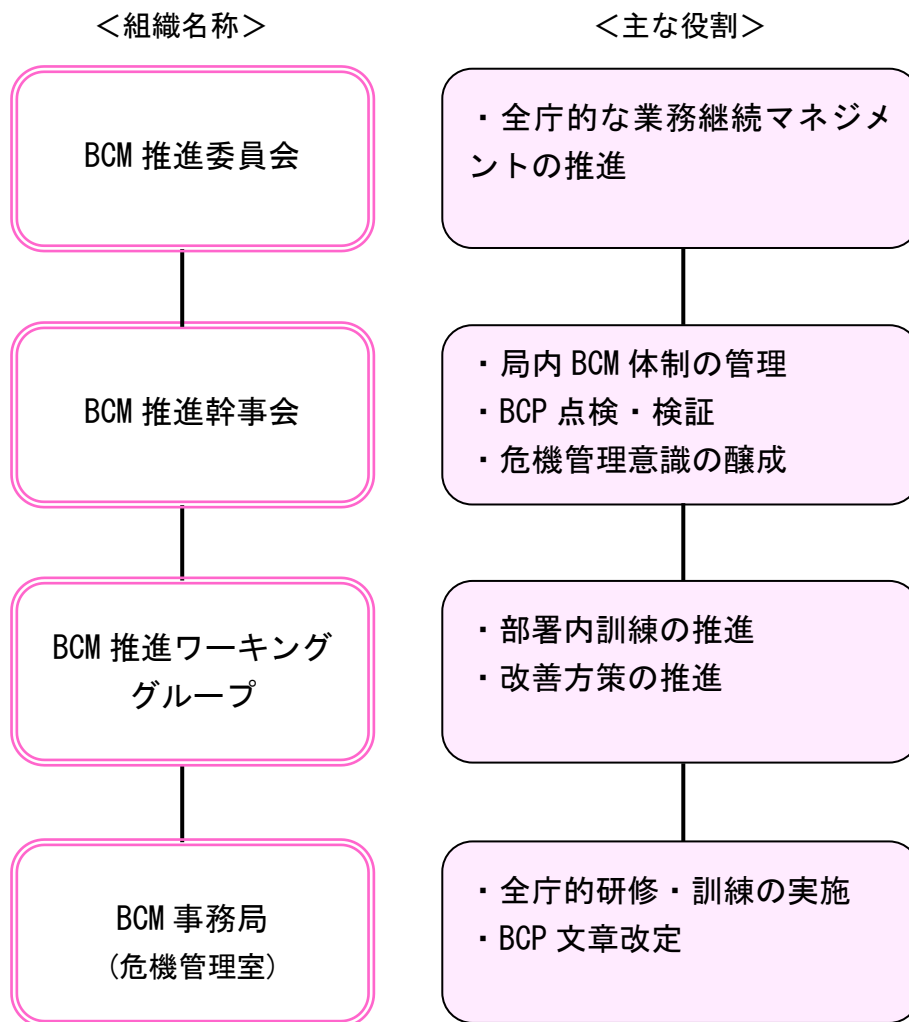


図8.2.1 業務継続マネジメント体制

8. 3 業務継続計画の改善・更新

前節で示した業務継続マネジメント体制に基づき、防災対策の立案（計画(Plan)）、対策の実施（実行(Do)）、対策効果の評価（評価(Check)）、計画の見直し・改善（改善(Act)）により構成されるPDCAサイクルを構築し、それを着実に推進していくことが重要である。また、そのサイクルの中では、計画を実際に実行する職員が、自ら取り組むべき行動を理解したうえで、平常時から業務継続に対する意識の向上に努めることが重要となる。

このようなPDCAサイクルに基づき、本計画は、事務局が主体となって、毎年度更新を行うことを基本とする。また、地域防災計画や関連マニュアル等との整合性の観点から、地域防災計画改訂後、あるいは関連計画・マニュアルの更新時に、整合性を確認し、必要な修正を行うものとする。

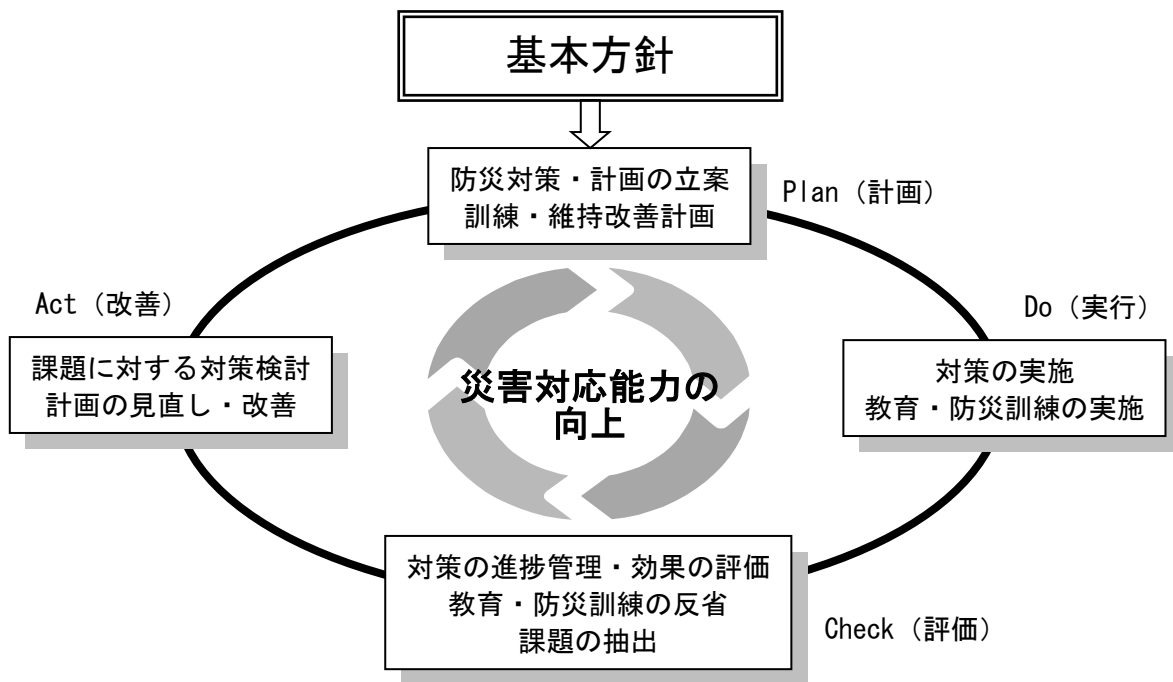


図8.3.1 PDCAサイクルに基づく運用

岡山市業務継続計画

(震災対策編)

平成28年3月 作成

令和5年9月 一部改正

岡山市 危機管理室

〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号

TEL 086-803-1082 FAX 086-234-7066
